

令和 7 年三重県議会定例会 教 育 警 察 常 任 委 員 会 説 明 資 料

所管事項説明

I	教育委員会事務局の組織機構	1
II	主要事項	4

令和 7 年 5 月 2 6 日
教 育 委 員 会

目 次

I	教育委員会事務局の組織機構	1
II	主要事項	
1	令和7年度当初予算【教育委員会関係】について	4
2	三重県教育ビジョンについて	20
3	県立高等学校の活性化について	23
4	防災教育・学校施設の整備について	40
5	教職員の人材確保について	43
6	学校における働き方改革の推進について	47
7	不祥事根絶に向けた対応策について	52
8	小中学校教育について	55
9	学力の育成について	58
10	高校教育について	62
11	平和教育について	66
12	外国人児童生徒教育について	68
13	特別支援教育について	71
14	いじめや暴力のない学びの場づくりについて	75
15	不登校の状況にある児童生徒への支援について	79
16	子どもたちの安全・安心の確保について	82
17	人権教育について	85
18	体力向上について	88
19	部活動の地域連携・地域移行について	92
20	健康教育・食育について	94
21	社会教育について	98
22	文化財の保存・活用・継承について	102
23	教職員の資質向上について	106

I 教育委員会事務局の組織機構

1 本庁（職員数：313 名）

○小中学校教育課夜間中学設置準備班の廃止

県立の夜間中学が令和 7 年 4 月に開校したため、夜間中学設置準備班を廃止しました。

2 地域機関（職員数：38 名）

令和 6 年度から組織体制について変更はありません。

参 考

【学校数】

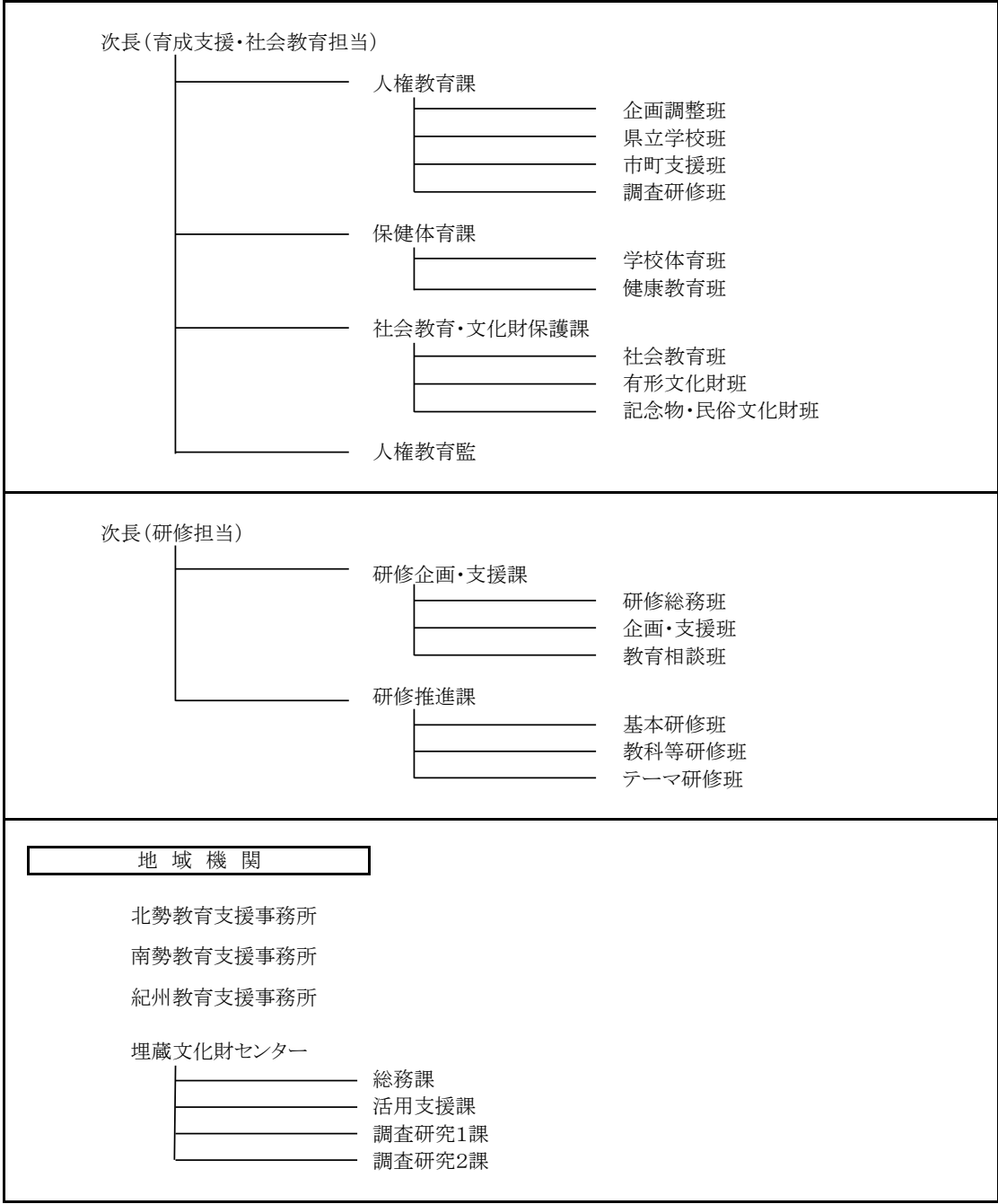
（令和 7 年 4 月 1 日現在）

	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	特別支援 学校	計
学校数	337 (2)	148 (2)	1 (0)	57 (2)	14 (4)	557 (10)

※（ ）内は分校で外数

令和7年度教育委員会事務局組織表

副教育長		
	教育総務課	総務・相談班 企画調整班 学校防災・危機管理班 教育ICT化推進班
	教育政策課	教育政策班
	教育財務課	予算決算班 事務局経理班 修学支援班
	学校経理・施設課	県立学校経理・施設班 公立学校助成班
	学校防災推進監	
次長(教職員担当)		
	教職員課	県立学校人事班 小中学校人事班 事務局人事班 制度・採用・免許班
	福利・給与課	県立学校給与・制度班 小中学校給与班 福利健康班 福祉班 年金・給付班
	市町教育支援・人事担当 (総括市町教育支援・人事監) (市町教育支援・人事監)	
次長(学校教育担当)		
	高校教育課	高校教育班 キャリア教育班
	小中学校教育課	小中学校教育班
	学力向上推進プロジェクトチーム	学力向上推進班
	特別支援教育課	特別支援教育班
	生徒指導課	生徒指導班 安全・安心対策班 不登校支援班
	特別支援学校整備推進監	
	子ども安全対策監	



Ⅱ 主要事項

1 令和7年度当初予算【教育委員会関係】について

1 予算調製にあたっての基本的な考え方

人口減少や経済・社会のグローバル化、超スマート社会の進展など、将来予測が困難な時代の中、教育委員会では、令和6年度からの4年間を計画期間とする「三重県教育ビジョン」を策定しました。子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出すという基本姿勢のもと、子どもたちに育みたい力として掲げる「自立する力」「共生する力」「創造する力」を育成し、子どもたちが個性を輝かせ、望む未来を実現できるよう、教育政策を推進していきます。

子どもたちが自分らしく生き抜いていく力を育むため、自己肯定感の涵養や「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」の一体的・調和的な育成に取り組みます。また、自ら考え行動する力や、社会に貢献しようとする「志」を育みます。

特別な支援が必要な児童生徒や不登校の状態にある児童生徒、外国につながる児童生徒など、子どもたちのさまざまな教育的ニーズに応じた支援を行います。増加するいじめや不登校については、「いじめをしない、させない心」を育むとともに、学校や家庭、地域など多様な主体の連携・協働により、子どもたちが安心して学ぶことができる環境の整備や学びの場の充実を図ります。

さらに、教職員の負担軽減を図り、全ての教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられるよう、専門人材や地域人材の配置を拡充します。また、教員不足解消に向けて、教職の魅力を伝える取組を進めます。

教育委員会では、このような認識のもと、次の6項目について重点的に取り組みます。

(1) 未来の礎となる力の育成

知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」を育むため、一人ひとりの学習内容の理解と定着を図る取組を進めます。規範意識や自他の命の尊重、いじめを許さないといった「豊かな心」を育むため、自己肯定感を涵養するための授業づくりを広く展開していくとともに、読書に親しめる環境整備を促進し、家庭や地域と連携して社会全体で読書活動を推進します。「健やかな身体」を育むため、中学校の休日の部活動の円滑な地域連携・地域移行を進めるとともに、運動に親しむ習慣の定着と体力の向上を図ります。生涯にわたり健康で充実した生活を送っていけるよう、健康教育や食育に取り組みます。

(2) 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

変化が激しく予測困難なこれからの社会において、持続可能で豊かな未来を創る人材として活躍していけるよう、企業と連携した探究学習や平和教育や主権者教育などを通じて、社会の担い手として主体的に学びに向かう姿勢を育むとともに、技術革新等により進化する社会で求められる力を身につけるための取組を推進します。また、中学生による郷土三重の魅力を英語で表現するコンテストや、高校生による外国人労働者を雇用している県内企業訪問など、国際社会の場で活躍ができる人材を育成します。

(3) 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子どもたちが一貫した支援を受けられるよう、パーソナルファイル等を活用して支援情報の確実な引継ぎを進めます。また、特別支援学校において、豊かな人間性を育むため小中学校との交流および共同学習を進めるとともに、発達段階に応じた計画的・組織的なキャリア教育や企業経験豊かなサポーター等の活用により、生徒の希望する進路を実現します。また、医療的ケアが必要な子どもたちの学習を保障し、通学にかかる保護者の負担をさらに軽減するため、通学支援を拡充します。さらに、特別支援学校の狭隘化や老朽化に対応するため、移転や増築に向けた取組を進めます。

(4) いじめや暴力のない学びの場づくり

道徳教育や人権教育など教育活動全体を通じて、子どもたちに「いじめをしない、させない心」や社会性を育むことを通じて、いじめや暴力行為の未然防止に取り組みます。学校内外の専門人材も活用しながら、子どもたちのささいな変化を見逃さず、積極的ないじめの認知を進めるとともに、子どもの意見表明を支援する環境づくりに取り組むことで、いじめ事案への迅速かつ適切な対応を進めます。

(5) 誰もが安心して学べる教育の推進

学校への支援や相談体制、関係機関等との連携を充実するとともに、不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べる環境を整えるため、多様な学びの場の確保に向けた取組を進めます。外国人児童生徒が自己実現を果たし、地域社会で生きていく力を身につけられるよう、日本語指導や学習支援を充実します。義務教育段階の学び直しを行う県立夜間中学については、開校後の学習環境の整備や学校運営を進めます。あわせて、子どもたちが災害時に自分の命を守る力を身につけられるよう、防災教育に取り組みます。

(6) 学びを支える教育環境の整備

教職員の資質向上を図るため、経験年数や職種に応じた研修を計画的に実施するとともに、着任2～3年目の教員が自ら学べるオンデマンド研修用コンテンツ作成等を実施します。喫緊の課題である教員不足に対応するため、教職の魅力発信に幅広く取り組みます。県内の高等学校で学ぶ全ての生徒が希望する進路を実現できるようにするため、遠隔授業システムの構築に向けた準備に取り組みます。学校・家庭・地域が一体となった教育活動を進めるため、コミュニティ・スクールの導入や充実に向けた取組を支援します。県立高等学校活性化計画に基づき、人口減少に対応した取組や、各校の特性を生かした特色化・魅力化の取組を進めるとともに、地域の高等学校活性化推進協議会において、高等学校の学びと配置のあり方について丁寧に協議を進めます。三重県立学校施設長寿命化計画に基づく老朽化対策や体育館への空調設備の導入を進めます。地域の中で子どもたちを健やかに育む環境づくりを推進するとともに、文化財を将来にわたって守り伝え、活用するための取組を進めます。

2 主な重点項目

(1) 未来の礎となる力の育成

① （一部新）学力向上推進事業

予算額 37,681 千円

[学力向上推進プロジェクトチーム (224-2931)]

みえスタディ・チェックをC B Tで実施し、児童生徒の学習内容の定着状況を把握するとともに、「学習や生活等に関する質問」を実施し、各学校における授業改善や一人ひとりに応じたきめ細かな指導を促進します。若手教員等の授業力の向上のため、授業力向上アドバイザーをモデル校に派遣して、授業や校内研修への指導・助言を行うとともに、複数の学校の若手教員等が学校の垣根を越えて学び合う機会を設けます。授業力向上アドバイザーの派遣に際しては、モデル校の若手教員が月に1度程度指導を受けられる機会を設定します。また、効果的な少人数指導の推進のため、学力向上アドバイザーを少人数指導推進校に派遣して、国語のティーム・ティーチングおよび算数・数学の習熟度別指導の指導方法について指導・助言を行います。

② （新）学習習慣の確立に向けた取組推進事業

予算額 2,000 千円

<事業実施期間：令和7年度>

[学力向上推進プロジェクトチーム (224-2931)]

家庭学習等、児童生徒の学習習慣の確立に向けて、有識者等の指導・助言を得ながら、取組の好事例をモデル校で構築します。加えて、その成果を県内に水平展開し、県全体の学習習慣の確立を図ります。

③ 少人数教育推進事業

予算額 1,409,782 千円

[教職員課 (224-2958)]

少人数学級の実施について、児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行うため、小学校において3～6年生 35 人学級、本県独自の1・2年生 30 人学級（下限25人）を引き続き実施します。また、中学校において、1年生を 35 人学級（下限撤廃）とし、2年生での 35 人学級（下限25人）を実施します。さらに、県単定数および非常勤の配置により、少人数指導に取り組む学校においては、引き続き、教員の役割分担によるティーム・ティーチングや、小学校算数と中学校数学の習熟度別指導に取り組めます。

④ 小中学校指導運営費

予算額 64,407 千円

[小中学校教育課 (224-2963)]

市町および小中学校を訪問して、学習指導要領に基づく授業実践や、学力向上の取組を支援します。子どもたちに応じたきめ細かな支援を行うため、補充的な学習の支援や、授業で教職員の補助を行う学習指導員の配置を拡充します。小中学校等において、本に親しむための学校図書館の工夫や、教科と関連した読書活動等を進めるため、市町に学校図書館アドバイザーを派遣し、モデル事例を創出するとともに、取組の成果を県内学校図書館関係者に周知します。

⑤ （一部新）自己肯定感を涵養する教育推進事業

予算額 1,450 千円

[研修企画・支援課（226-3428）]

子どもたちが、学ぶ楽しさや分かる喜び、「自分も一人の人間として大切にされている」という実感につながる指導が行えるよう、学校単位であったモデル校をモデル中学校区、モデル地域等、広域での支援もできるよう拡大し、効果的な授業づくりに向けての校内研修支援や学校づくり支援等の取組を進めます。

⑥ 道徳教育総合支援事業

予算額 2,511 千円

[小中学校教育課（224-2963）]

道徳教育の充実を図るため、学校へ道徳教育アドバイザーを派遣し、「考え、議論する道徳」の効果的な指導方法等に係る具体的な指導・助言を行うとともに、三重県道徳教育推進会議や公開授業を通して、その成果を普及します。

⑦ （一部新）人権教育広報・研究事業

予算額 2,119 千円

[人権教育課（224-2732）]

部落問題への認識を深めるとともに、個別の人権問題に関する知識理解を深めるため、全ての教職員を対象に研修を実施します。また、人権教育に関する校内研修の活性化や個別の人権問題に関する学習促進のための動画等資料を作成します。教職員を対象とした講座や情報提供等を実施し、学校における人権教育の推進を支援します。

⑧ 就学前教育の質向上事業

予算額 2,032 千円

(10,532 千円 ※R6 年度 2 月補正予算含みベース)

[小中学校教育課（224-2963）]

幼児教育の質の向上と幼保小の円滑な接続を進めるため、幼児教育スーパーバイザーおよび幼児教育アドバイザーを市町や施設へ派遣し、研修支援等を行います。幼保小の円滑な接続に係る協議会を設置し、幼保小接続の手引きの改訂を行います。また、市町が行う公立幼稚園の I C T 環境整備を支援します。

⑨ （一部新）子どもと本をつなぐ環境整備促進事業

予算額 9,056 千円

[社会教育・文化財保護課（224-3322）]

令和 7 年度から開始する次期読書活動推進計画となる「本よもうねっとプラン（仮称）」でめざす「多様な子どもがたくさんの本と出会う機会づくり」のために、団体や企業、学校、行政などの多様な主体が連携・協働するネットワークをコーディネートし、社会全体で読書活動を推進する気運を醸成します。県立図書館と連携し、県立学校で電子書籍が利活用できるよう、環境を整備します。

⑩ みえ子どもの元気アップ部活動充実事業

予算額 179,118 千円

[保健体育課 (224-2973)]

市町の中学校における休日の運動部活動の地域連携・地域移行に向けて、コーディネーター配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担、および拠点型の合同部活動等の取組について支援します。また、指導力の向上を図るため、J S P O公認指導者資格の取得に向けた講習会を実施するとともに、専門的な指導の充実と教職員の負担軽減を図るため、中学校・高等学校において、顧問として単独で指導や引率を行える部活動指導員を配置します。加えて、高等学校の運動部においては、技術指導を行う運動部活動サポーターを派遣し、効果的な部活動運営を進めます。

⑪ (一部新) みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業

予算額 4,548 千円

[保健体育課 (224-2973)]

運動習慣や生活習慣等の改善を図るため、各学校の状況に応じた1学校1運動を進めるとともに、各学校で作成したみえ子どもの元気アップシートの取組を着実に実施できるよう、教員対象の研修会や指導主事の学校訪問を通じて指導・助言を行います。また、体育指導を充実させるための非常勤講師を配置する小学校を対象に、有識者を講師として招聘し、各学校で取り組みやすい運動について学ぶ研修会を開催するとともに、研修会参加校において体力向上に向けた取組を実施します。取組の中で明らかとなった成果・課題を県内で共有することで1学校1運動のさらなる活性化を図ります。

⑫ 運動部活動支援事業

予算額 129,362 千円

[保健体育課 (224-2973)]

中学校、高等学校の県大会や東海大会の開催経費を負担します。また、生徒や教職員、中学生の引率を行う地域スポーツ団体がブロック大会および全国大会に参加するための旅費を負担します。

⑬ 学校保健総合支援事業

予算額 2,686 千円

[保健体育課 (224-2969)]

現代的な子どもの健康課題である「歯と口の健康づくり」「性に関する指導」について、専門医等を学校に派遣して児童生徒や教職員の指導・助言を行うとともに、「心の健康(メンタルヘルス)」については、専門医等を招聘して教職員等を対象にした講演会を実施し、学校における健康教育の充実を図ります。国事業を活用して、子どもたちへの相談やケアを行う養護教諭を支援するため、経験豊富な人材を派遣し、指導助言や業務代替を行います。

⑭ 学校給食・食育推進事業

予算額 2,485 千円

[保健体育課 (224-2969)]

朝食メニューコンクール等を通じて食育を推進するとともに、学校給食の衛生管理等の徹底を図ります。国事業を活用して、食料自給や農林水産業、地域の食文化の学習、食品ロス削減への理解を増進する体験、学校給食における地場産物活用の取組を進めます。

(2) 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

① (一部新) 未来へつなぐキャリア教育推進事業

予算額 29,095 千円

[高校教育課 (224-3002)]

高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職を実現するため、就職実現コーディネーターを引き続き配置し、就職相談等の就職支援を行います。進学希望者が多い普通科で学ぶ生徒が、将来の生き方や職業について考えを深める契機となるよう、県内企業の持つ技術やノウハウを体験できる企業展を開催するとともに、生徒が県内企業で活躍する職業人から話を伺う機会や、企業を訪問する機会を拡充し、企業と連携した探究学習を推進します。

② 郷土を題材とした学習活動推進事業

予算額 4,847 千円

[小中学校教育課 (224-2963)]

地域と連携した郷土教育・キャリア教育の推進のため、実践校において、課題解決型の協働的な学習を進めるとともに、地域で活躍する人びとの魅力に触れる機会を創出します。また、実践校の取組を県内に広く発信する成果発表会を実施します。中学生が郷土三重の魅力を英語で表現するコンテストや、1人1台端末を活用して、外国の同年代の生徒と、英語で実践的なコミュニケーションを図ります。

③ (一部新) 世界へはばたく高校生育成支援事業

予算額 13,013 千円

(28,013 千円 ※R6 年度2月補正予算含みベース)

[高校教育課 (224-3002)]

将来社会に出る生徒が、外国人労働者をはじめ価値観の異なる多様な人々と職場等で協働しリーダーシップを発揮できるよう、外国人労働者を雇用している県内企業を訪問し、経営者からの話や外国人労働者との対話の機会を持つとともに、県内企業の海外事業所への訪問や就労体験等を実施します。また、その成果を「みえ探究フォーラム」にて発表するとともに、活動報告書にまとめ、他校の高校生への共有を図ります。AIを活用して英語による言語活動の充実を図る授業実践をモデル校で行います。科学に対する興味・関心を高めるため、三重県高等学校科学オリンピック大会を開催します。

④ 地域とつなぐ職業教育充実支援事業

予算額 108,937 千円

[高校教育課 (224-3002)]

工業高校や農業高校等において老朽化している実習設備について、新たな施設の整備を行います。福祉教育の充実や福祉・介護の専門人材育成のため、国のマイスター・ハイスクール事業を福祉系高校4校において実施し、福祉関係団体等と連携した専門的な学習や、介護ロボットやICTを活用した最先端の介護実習を推進します。

⑤ 高等学校学力向上推進事業

予算額 38,548 千円

[高校教育課 (224-3002)]

学習指導要領に即した教育内容が的確に実施されるよう、県立高校に対して指導・助言等を行います。生成AIを学校現場で効果的に活用し、生徒の情報活用能力を高めるため、パイロット校において、学術的知見を有する事業者や研究者等と連携し、生成AIを活用した授業実践に取り組みます。

⑥ (一部新) 次代を担う社会の担い手育成支援事業

予算額 5,910 千円

[高校教育課 (224-3002)]

高校生が平和の大切さや命の尊さを実感し継承していくため、戦争と平和に関する講演や大学生を交えた意見交換、紛争地域に暮らす同年代の海外の学生等との交流など、平和について考えや理解を深めるワークショップを実施します。高校生が主権者として主体的に行動できる力を育むため、主権者教育モデル校において実践的な学習や、身近な社会の課題をテーマに話し合うワークショップを実施します。

(3) 特別支援教育の推進

① 早期からの一貫した教育支援体制整備事業

予算額 21,387 千円

[特別支援教育課 (224-2961)]

特別な支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに基づき最も適切な場で学べるよう、市町と連携した就学支援を進めるとともに、パーソナルファイル等を活用した支援情報の引継ぎを行うなど、切れ目のない支援を進めます。特別支援学校に通訳・翻訳を行う外国人児童生徒支援員を配置します。高等学校において、発達障がいのある生徒への支援や保護者への相談、教職員への指導・助言を行う発達障がい支援員を配置するとともに、通級による指導を担当する教職員等への研修を実施します。

② 特別支援学校就労推進事業

予算額 7,153 千円

[特別支援教育課 (224-2961)]

特別支援学校において計画的・組織的なキャリア教育を推進するため、キャリア教育サポーターを活用した生徒一人ひとりに合った業種・業務と支援方法を企業に提案する職場開拓や、企業等と連携した職場実習等を実施します。また、専門的な人材を活用した、短時間就労等の多様な働き方ができる職場開拓を行うとともに、多様な働き方支援員を配置し、テレワークや短時間勤務等の新たな勤務形態における、福祉サービスの併用等の支援を進めます。

③ 特別支援学校メディカル・サポート事業

予算額 64,348 千円

[特別支援教育課 (224-2961)]

医療的ケアを必要とする子どもたちが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう看護師免許を有する職員と教職員が連携して医療的ケアを実施するとともに、研修会の実施により教職員の専門性の向上や、校内サポート体制の充実を図ります。また、医療的ケアを必要とする子どもたちの学習を保障し、通学にかかる保護者負担のさらなる軽減のため、登校時に、看護師等が福祉車両等に同乗する通学支援を拡充します。

④ 特別支援学校施設建築費

予算額 2,831,290 千円

(2,960,399 千円 ※R6 年度 2 月補正予算含みベース)

[学校経理・施設課 (224-2955)]

盲学校および聾学校について、老朽化対策・安全対策として城山特別支援学校の隣地へ移転するため、校舎建築工事および共同調理場建築工事に取り組むとともに、建築工事と併せて木材調達等を行います。松阪あゆみ特別支援学校について、教室不足の解消を図るとともに、肢体不自由のある子どもたちの新たな就学先とするため、校舎増築工事を行います。

⑤ 特別支援学校スクールバス整備事業

予算額 104,587 千円

[特別支援教育課 (224-2961)]

老朽化に伴う車両更新および在籍する子どもの数の増加に伴う増車のため、スクールバスを 3 台購入します。

(4) いじめや暴力のない学びの場づくり

① (一部新) いじめ対策推進事業

予算額 28,139 千円

[生徒指導課 (224-2332)]

小学校高学年の児童が社会性や規範意識を高め、いじめをなくそうとする行動につなげられるよう、弁護士による出前授業や動画教材を活用し、全ての小学校でいじめ予防授業を実施します。引き続き、保護者や学校からの相談に応じるいじめ問題対応サポーターを任用し、きめ細かな支援を行うとともに、いじめ事案への対応に係る検証や効果的な対応策などの助言を行ういじめ対策アドバイザーを県立学校へ派遣します。また、いじめ対応情報管理システムをより活用すべく機能改善を行い、学校が認知したいじめに係る情報を学校と市町教育委員会、県教育委員会が遅滞なく共有し、いじめの問題に迅速に対応します。教職員等が「子どもアドボカシー」の理解を深め、子どもの意見表明を支援する環境が整えられるよう、子どもの権利や「子どもアドボカシー」について学ぶ動画教材や資料を新たに作成します。

② 道徳教育総合支援事業 (再掲)

予算額 2,511 千円

[小中学校教育課 (224-2963)]

道徳教育の充実を図るため、学校へ道徳教育アドバイザーを派遣し、「考え、議論する道徳」の効果的な指導方法等に係る具体的な指導・助言を行うとともに、三重県道徳教育推進会議や公開授業を通して、その成果を普及します。

③ スクールカウンセラー等活用事業

予算額 505,485 千円

[生徒指導課 (224-2372)]

いじめの被害にあっている児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの学校への配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。また、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を公立中学校と県立学校に引き続き配置します。

④ SNSを活用した相談事業、いじめ電話相談事業 予算額 29,345 千円
(教育相談事業の一部) [研修企画・支援課 (226-3516)]

いじめ等の早期発見、早期対応を図るための相談窓口として、引き続き多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」や、24時間体制のいじめ電話相談を実施します。

⑤ いじめ対応に係る教職員研修 予算額 286 千円
(教職員研修事業、教育相談事業の一部) [研修推進課 (226-3571) 研修企画・支援課 (226-3516)]

初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修において、いじめの定義の確実な理解やいじめの解消に向けた組織的対応、未然防止についての研修を実施します。

(5) 誰もが安心して学べる教育の推進

① (新) 校内教育支援センター環境充実事業 予算額 25,575 千円
(不登校対策事業の一部) [生徒指導課 (213-6611)]

学校へ行くことはできるが、教室に入れないなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が安心して学習、相談支援を受けることができるようにするため、市町教育委員会が行う校内教育支援センターへの指導員配置を支援します。

② 学校外での多様な学びの場の支援事業 予算額 6,075 千円
(不登校対策事業の一部) [生徒指導課 (213-6611)]

不登校児童生徒一人ひとりの実情に応じた多様な支援を行うため、不登校児童生徒の学校外の居場所として大きな役割を担っているフリースクール等で学ぶ児童生徒の体験活動等を支援するとともに、フリースクール等を利用する公立学校の児童生徒への経済的な支援を引き続き行います。

③ 不登校対策事業 (一部) 予算額 55,572 千円
[生徒指導課 (213-6611)]

地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内全ての教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校支援アドバイザーを任用し、各教育支援センターに対して助言を行います。レジリエンス教育については、既存のプログラムに加え、発展的・応用的なプログラムを完成させ取組を継続します。また、スクリーニングの手法や意義、スクールソーシャルワーカーとの連携方法等についてまとめたサポートブックを作成し、県内の公立学校に周知します。

④ 高校生等教育費負担軽減事業 予算額 3,347,479 千円
(3,350,639 千円 ※R6 年度 2 月補正予算含みベース)
[教育財務課 (224-2940)]

就学支援金や奨学給付金等を支給し、高等学校等における保護者等の教育費負担の軽減を図ります。また、家計急変世帯を対象とした支援を継続するとともに、奨学給付金の給付額を増額するなど、低所得世帯のさらなる負担軽減に取り組みます。

⑤ 地域と学校の連携・協働体制構築事業（一部）

予算額 8,296 千円

[小中学校教育課（224-2963）]

地域未来塾など放課後等に補充的な学習支援に取り組む市町に補助を行います。

⑥ スクールカウンセラー等活用事業（再掲）

予算額 505,485 千円

[生徒指導課（224-2372）]

いじめの被害にあっている児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの学校への配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。また、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と県立学校に引き続き配置します。

⑦ 社会的自立をめざす外国人生徒支援事業

予算額 21,546 千円

[高校教育課（224-3002）]

外国人生徒が社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、学習支援や進路相談を行う外国人生徒支援専門員（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等）および日本語指導アドバイザーを県立高校に配置するとともに、新たに日本語指導アドバイザーを県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）に配置します。

⑧ 高校生就職実現事業（外国人生徒等対応分）

予算額 4,941 千円

（未来へつなぐキャリア教育推進事業の一部）（再掲）

[高校教育課（224-3002）]

外国人生徒に対して、きめ細かな相談や求人開拓などの重点支援を行う就職実現コーディネーターを配置します。外国人生徒が、日本での働き方や上級学校への進学について理解を深め、将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学・就職に関する説明会を県立高校3校で実施します。

※就職実現コーディネーター：10名のうち、3名分（外国人生徒等対応分）

⑨ 特別支援学校外国人児童生徒の学校生活充実事業

予算額 3,597 千円

（早期からの一貫した教育支援体制整備事業の一部）（再掲）

[特別支援教育課（224-2961）]

特別支援学校に在籍する外国人児童生徒および保護者を支援するため、通訳・翻訳を行う外国人児童生徒支援員を配置します。

⑩ 多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業

予算額 31,498 千円

[小中学校教育課（224-2963）]

学習支援等を行う外国人児童生徒巡回相談員を増員するとともに、散在地域の小中学校において日本語指導が受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導に取り組みます。また、市町における外国人児童生徒の受入れや日本語指導・適応指導等の取組に対して支援を行います。

⑪ 夜間中学体験教室運営事業

予算額 2,036 千円

[小中学校教育課 (224-2963)]

北勢地域における学び直しの機会の確保とともに、県民に対し夜間中学への理解促進を図るため、引き続き体験教室を実施します。

⑫ (新) 中学校運営費

予算額 29,544 千円

[小中学校教育課 (224-2963)]

令和7年4月に開校する県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)に入学する生徒が、個々の状況に応じていきいきと学習できるよう学習環境の整備や学校運営を行います。

⑬ 学校防災推進事業

予算額 14,620 千円

[教育総務課 (224-3301)]

防災ノートを新入生等に配付するとともに、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災教育を推進します。また、体験型防災学習等の支援、学校防災リーダー等教職員を対象とした防災研修、高校生による能登半島地震の被災地でのボランティア活動や交流学習を実施します。

⑭ 学校安全推進事業

予算額 2,993 千円

[生徒指導課 (224-2332)]

自転車乗車時のスマホ利用などの交通違反が原因となる事故が起きていることから、高校生が、交通法規の遵守や交通マナーに関する意識の向上とともに自転車乗車時のヘルメット着用率の向上に向けた効果的な取組について意見交流を行うバイシクルサミットを開催します。また、学校における安全推進体制を構築するため、学校安全アドバイザーを委嘱し、実践地域で通学路の安全点検やデジタル安全マップづくりを実施します。通学路における児童生徒の安全確保のため、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーを育成するとともに、地域のスクールガードを養成します。県内の公立学校の教職員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全および防犯対策の指導者を養成し、各学校での交通安全教育・防犯教育を進めます。

(6) 学びを支える教育環境の整備

① 地域と学校の連携・協働体制構築事業(一部再掲)

予算額 12,514 千円

[小中学校教育課 (224-2963)]

地域とともにある学校づくりを進めるため、地域学校協働活動推進員の配置促進や、各市町のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の導入や充実に向けた取組を支援します。また、地域未来塾など放課後等に補充的な学習支援に取り組む市町に対して補助を行います。中学校における休日の文化部活動の地域移行が円滑に進むよう、市町に対して受け皿確保などの課題への助言を行うコーディネーターの配置や運営団体における指導者の配置等の補助を行います。

② （一部新）教職員研修事業（一部再掲）

予算額 50,593 千円

〔研修推進課（226-3571）〕

「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示された資質・能力をふまえ、経験や職種に応じた研修を効果的に実施します。着任2～3年目の教員が課題の解決方法を見出し、教職の魅力ややりがいを実感することができるよう、自ら学べるオンデマンド研修用コンテンツを作成します。また、教職員の児童生徒への性暴力防止に向け、児童生徒が安心して過ごせる学校づくりを進めるためのオンデマンド教材を作成します。

③ （一部新）自己肯定感を涵養する教育推進事業（再掲）

予算額 1,450 千円

〔研修・企画支援課（226-3428）〕

子どもたちが、学ぶ楽しさや分かる喜び、「自分も一人の人間として大切にされている」という実感につながる指導が行えるよう、学校単位であったモデル校をモデル中学校区、モデル地域等、広域での支援もできるよう拡大し、効果的な授業づくりに向けての校内研修支援や学校づくり支援等の取組を進めます。

④ （新）教員不足解消に向けた緊急対策事業

予算額 3,708 千円

＜事業実施期間：令和7年度＞

〔教職員課（224-2959）〕

教員の人材確保に向けて、移住希望者や転職希望者を対象に、移住促進課の実施する移住フェアや民間事業者の実施する転職イベントに出展し、教職の魅力を発信します。あわせて、「おしごと広場みえ」等と連携し、県内外の大学生、県内高校生を対象とした就職ガイダンス等、教職の魅力発信の取組を実施します。加えて、大学の教職課程以外に在籍する大学生等に向けて、教員免許状取得のための説明会を開催します。また、教員の働き方改革の更なる推進を通じた教職の魅力向上のため、希望する県立学校等に生成AIライセンスを部分的に導入し、実際の業務における生成AIの活用法について実証・記録・共有します。

⑤ 学校における働き方改革推進事業

予算額 428,578 千円

〔教職員課（224-2959）〕

限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を確保し、より効果的な教育活動を持続的に行うため、学習教材の準備など、教職員の支援を行うスクール・サポート・スタッフを、引き続き全ての公立学校に配置します。また、教頭の学校マネジメント等にかかる業務を専門的に支援する教頭マネジメント支援員を小中学校（大規模校等9校程度）に配置します。

⑥ （新）多様な学習コンテンツを提供する遠隔授業システム整備事業 予算額 63,436 千円

〔高校教育課（224-3002）〕

学校の場所や規模に関わらず、全ての生徒が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できるよう、多様かつ専門性の高い教科・科目の授業等を遠隔配信するセンターの設置に向けて、令和7年度は配信機器等の整備や、先進自治体の取組についての調査・研究等、遠隔授業システムの構築に向けた準備に取り組みます。

⑦ (新) 県立学校における相談対応充実事業

予算額 24,451 千円

[教育総務課 (224-3173)]

県立学校における外部からの相談や要望等への対応を充実させるため、県立学校に電話録音機能を整備します。

⑧ 学校情報ネットワーク事業

予算額 401,317 千円

(404,317 千円 ※R6 年度 2 月補正予算含みベース)

[教育総務課 (224-3008)]

県立学校において、教職員用 1 人 1 台パソコン、ネットワークやクラウド等の情報基盤の維持管理、統一校務支援システム、デジタル採点システム、グループウェア等のアプリ・システムの運用保守およびウェブフィルタリング等のセキュリティ対策の実施等を行うことで、安全かつ適正に I C T を活用できる環境を整備します。

⑨ 教育課程等研究支援事業

予算額 4,387,838 千円

[小中学校教育課 (224-2963)]

学習指導要領に即した授業改善や学習評価がなされるよう、小中学校の教職員等への研修等を行います。専門的な指導の充実と教職員の負担軽減を図るため、中学校において、専門的な指導や引率を行える文化部活動指導員を増員します。各市町における 1 人 1 台端末の更新に対して補助を行うとともに、共同調達会議の運営などの 1 人 1 台端末の調達に係る事務について委託します。

⑩ 情報教育充実支援事業

予算額 309,079 千円

[高校教育課 (224-3002)]

県立学校の図書館に設置されている蔵書検索用の端末について、令和 7 年度中に O S のサポートが終了することから、県立学校の全ての蔵書検索用の端末を更新します。県立学校において、情報教育等で使用している情報教室 (パソコン教室) の学習用端末の更新を行うとともに、情報教室の保守・整備を進めます。

⑪ 校舎その他建築費

予算額 3,683,019 千円

(3,762,119 千円 ※R6 年度 2 月補正予算含みベース)

[学校経理・施設課 (224-2955)]

県立高校について、老朽化が進む施設の安全性を維持するため、三重県立学校施設長寿命化計画に基づき、計画的な老朽化対策、トイレの洋式化、バリアフリー化、照明の L E D 化、空調設備等の更新に取り組むとともに、避難所に指定されている学校の体育館への空調設備の導入に着手するなど、施設・設備の機能の向上に取り組めます。

⑫ 教育改革推進事業

予算額 4,321 千円

〔教育政策課（224-2951）〕

本県の教育のあり方について、国の教育改革の動向等をふまえ、幅広い視点から検討する三重県教育改革推進会議を開催します。また、次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」の令和8年度の策定を見据えた検討を実施します。それぞれの地域において活性化協議会を開催し、各地域における高等学校の活性化や、今後の学びと配置のあり方について協議します。

⑬ 高等学校活性化推進事業

予算額 38,300 千円

〔高校教育課（224-3002）〕

令和7年4月に開校する熊野青藍高等学校にて、めざす学校像に向けた教育活動が展開されるよう、木本校舎と紀南校舎の2校舎が一体となった学校行事や学習成果発表会の合同開催、部活動の合同実施等に取り組みます。また、これまで研究・開発してきた地域と連携しながら地域社会の課題解決をめざす探究活動「東紀州未来学」や、海外の高校生とのオンライン交流について本格実施に取り組みます。令和6年度から募集停止となっている南伊勢高等学校南勢校舎の在校生の度会校舎への移動支援を行います。

⑭ 社会教育推進体制整備事業

予算額 6,919 千円

〔社会教育・文化財保護課（224-3322）〕

社会教育の振興を図るため、社会教育関係者を対象に研修や情報交換を行うとともに、地域課題の解決に資する学びの場が創出されるよう講習等を実施します。また、博物館法の改正に伴う審査登録や社会教育団体が開催する全国大会を支援します。

⑮ 鈴鹿青少年センター費

予算額 136,183 千円

〔社会教育・文化財保護課（224-3322）〕

PFI事業契約に基づき、民間がもつノウハウを活用することによって、安くて質の高い公共サービスを、青少年をはじめ幼児から高齢者まで幅広い世代に提供します。近接するダイセーフォレストパーク（青少年の森）と一体的な管理運営を行うことでリピーターの獲得を図ります。

⑯ 世界遺産熊野参詣道・無形文化遺産保存管理推進費

予算額 1,902 千円

〔社会教育・文化財保護課（224-3328）〕

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存と活用のため、文化庁や奈良県・和歌山県および関係市町等と連携した取組を行うとともに、多様な主体が参画できるよう講習会・講演会等を開催します。市町が実施する世界遺産追加登録候補資産の学術調査について、技術的支援を行います。また、「鳥羽・志摩の海女漁の技術」のユネスコ無形文化遺産登録に向けて、気運醸成に努めます。

⑰ 未来へ伝えるみえのお祭りアーカイブ事業

予算額 3,143 千円

〔社会教育・文化財保護課（224-3328）〕

祭り等の無形民俗文化財の担い手不足が深刻化していることから、祭り等の魅力を伝える映像記録の作成や、これまでの映像記録をデジタル化し無形文化財の記録保存を行うとともに、子どもたちに祭りの魅力を伝える講演会や祭りの体験イベントを行うことで、実際の祭りに誘導する「みえ祭り探検隊」事業を行い、未来の担い手育成につなげます。地域の文化財の魅力を広く伝えるため、作成した映像記録等をホームページ等で公開します。

⑱ （一部新）埋蔵文化財センター管理運営費

予算額 179,189 千円

〔社会教育・文化財保護課（224-3328）〕

埋蔵文化財に係る必要な発掘調査や適切な保存管理を行うための恒温恒湿収蔵庫や新設収蔵庫の整備を行うとともに、展示施設や多機能トイレの整備を行い、文化財の公開・活用環境を整え、県民への公開・普及を促進します。文化財を活用した体験事業やイベント、学校において文化財に触れられる出前授業等を行い、子どもたちの郷土への愛着を育みます。

歳 出(教育委員会関係・項別)

(単位:千円)

款	項	令和6年度 当初予算 (下段:令和5年度 第9号補正 ^{※1} 含む)	令和7年度 当初予算 (下段:令和6年度 第6号補正 ^{※2} 含む)	増減額	増減率
		A	B	B-A	(B-A)/A
教 育 費	教育総務費	25,384,515 (26,769,524)	20,515,388 (20,727,048)	▲ 4,869,127 (▲6,042,476)	▲ 19.2% (▲22.6%)
	小 学 校 費	54,065,221	56,087,888	2,022,667	3.7%
	中 学 校 費	30,263,920	31,730,885	1,466,965	4.8%
	高 等 学 校 費	33,445,925	35,325,565 (35,407,665)	1,879,640 (1,961,740)	5.6% (5.9%)
	特 別 支 援 学 校 費	13,373,280 (13,677,332)	16,472,079 (16,601,188)	3,098,799 (2,923,856)	23.2% (21.4%)
	社 会 教 育 費	421,158	602,417	181,259	43.0%
	保 健 体 育 費	615,589	645,918	30,329	4.9%
災害復旧費	教育施設災害 復 旧 費	-	80,000	80,000	皆増
合 計		157,569,608 (159,258,669)	161,460,140 (161,883,009)	3,890,532 (2,624,340)	2.5% (1.6%)

※1 令和5年度第9号補正予算

- ・国の補正予算に対応し、「公立学校情報機器整備基金積立金」ほか7事業に1,689,061千円を計上
- ・令和6年度当初予算と一体的に予算を編成し、実施するもの

※2 令和6年度第6号補正予算

- ・国の補正予算に対応し、「高等学校DX加速化推進事業費」ほか6事業に422,869千円を計上
- ・令和7年度当初予算と一体的に予算を編成し、実施するもの

2 三重県教育ビジョンについて

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展などさまざまな社会課題が存在する中、子どもたち一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向け、新時代における教育施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、「三重県教育施策大綱」をふまえ、本県の教育の新しい指針として、令和6年3月に「三重県教育ビジョン」を策定しました。

1 教育ビジョンの基本的事項

教育基本法に基づく本県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ、社会教育等）を対象範囲としています。

また、計画期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間としています。

2 教育ビジョンの概要

（1）子どもたちに育みたい力

社会の変化や展望をふまえた本県の教育のめざすべき方向性を明らかにするため、「子どもたちに育みたい力」として、自立する力、共生する力、創造する力の3つの力を示しました。

自立する力：主体的に学び、困難に向き合い、自信と誇りを持って、責任ある行動を取る力

共生する力：他者と共に支え合って生きていく力や、対立やジレンマに対処する力

創造する力：イノベーションを起こしたり、新しいアイデアや解決策を生み出したる、新たな価値を創造する力

（2）教育施策の基本的な考え方

「子どもたちに育みたい力」の実現に向けた「教育施策の基本的な考え方」として、「三重県教育施策大綱」に掲げる考え方を示しました。

- ・ 子どもたちの未来をひろげるために
- ・ 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために
- ・ 豊かな社会を創っていく力を育むために
- ・ さらに充実した教育の提供をめざして
- ・ 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして

（3）教育ビジョンを貫く視点

一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育を実現する観点から、「子どもたちに育みたい力」の育成に向けて施策を展開する上で、大切にしたい横断的な4つの考え方を「教育ビジョンを貫く視点」として示しました。

- ・ 子どもたちの目線に立ち、個に応じた学びを大切にします
- ・ 学年や校種を越えた連続性のある学びを実現します
- ・ 家庭・地域と連携・協働して子どもたちを育む学校づくりを行います
- ・ 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境をつくります

(4) 基本施策・施策

「子どもたちに育みたい力」の育成を実現するため、6つの基本施策と32の施策を体系化して示しました。なお、32施策の筆頭として、自己肯定感を涵養する教育の推進に関する施策を位置づけています。本施策では、多様な他者と交わる活動や多様な体験活動を推進するとともに、教職員の指導力の向上に向けた取組を進め、子どもたちの自己肯定感の涵養を図ることとしています。

3 教育ビジョンの進行管理

毎年度、K P I（重要業績評価指標）の達成状況と評価を、県議会や三重県教育改革推進会議等に報告します。

1 教育ビジョンの位置づけ等

■「教育基本法」に基づく本県の教育の振興のための施策に関する基本的な計画

■対象範囲：公立学校教育、学校スポーツ、社会教育に関すること等 ■計画期間：令和6（2024）年度から令和9（2027）年度まで

2 ビジョン体系

子どもたちに育みたい力

自立する力

共生する力

創造する力

教育施策の基本的な考え方（＝三重県教育施策大綱）

- ①子どもたちの未来をひろげるために ②一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために
③豊かな社会を創っていく力を育むために ④さらに充実した教育の提供をめざして ⑤誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして

基本施策・施策

①未来の礎となる力の育成

子どもたちに、生きるための基礎となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を育みます。

- 一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進
- 確かな学力の育成 ○幼児教育の推進
- 人権教育の推進 ○道徳教育の推進
- 読書活動・文化芸術活動の推進
- 健康教育・食育の推進
- 体力の向上と運動部活動改革の推進

②未来を創造し社会の担い手となる力の育成

子どもたちに、学びに向かう姿勢や失敗をおそれず挑戦する心、社会の形成に参画する態度を育みます。

- キャリア教育の推進
- グローバル教育の推進
- 新たな価値を創り出す力の育成
- 主体的に社会を形成する力の育成

③特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子どもたちに、将来の自立と社会参画に向けて必要な力を育みます。

- 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進
- 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

④いじめや暴力のない学びの場づくり

子どもたちに、いじめをしない態度や力を育むとともに、学校ではいじめの認知や対応などを適切に行います。

- いじめや暴力をなくす取組の推進
- いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実
- いじめに対する迅速・確実な対応の推進
- いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実

⑤誰もが安心して学べる教育の推進

誰もが安心して学べる環境の整備や通学時の安全確保、非常時の対応ができる体制の整備を進めます。

- 不登校の状況にある児童生徒への支援
- 外国につながる児童生徒の自立に向けた力の育成
- 防災教育・防災対策の推進
- 子どもたちの安全・安心の確保
- 学びのセーフティネットの構築・学びの継続

⑥学びを支える教育環境の整備

学びを地域で支える体制を整えるとともに、教職員の専門性向上や学校における働き方改革を進めます。

- 教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進
- 学校における働き方改革の推進
- ICTを活用した教育の推進
- 地域とともにある学校づくり
- 学校の特色化・魅力化 ○学校施設の整備
- 家庭での学びの応援
- 社会教育の推進と地域の教育力の向上
- 文化財の保存・活用・継承

教育ビジョンを貫く視点

▽ 子どもたちの目線に立ち、個に応じた学びを大切にします

▽ 学年や校種を越えた連続性のある学びを実現します

▽ 家庭・地域と連携・協働して子どもたちを育む学校づくりを行います

▽ 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境をつくりま

3 県立高等学校の活性化について

1 県立高等学校活性化計画について

県立高等学校の活性化については、「県立高等学校活性化計画」（令和4年3月策定、期間は令和4～8年度までの5年間）（以下「計画」という。）に基づき、これからの時代を生きていく子どもたちが、変化を前向きにとらえ、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考え、多様な人々との協働をとおして、持続可能な社会を創っていく力を身に付けられるよう取組を進めています。

また、本計画に基づき、1学年3学級以下の高等学校がある地域では、それぞれの地域の活性化協議会において、高等学校の学びと配置のあり方について協議を進めています。

【資料1】各地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移

【資料2】県立高等学校（全日制）の学校規模の状況

【資料3】県立高等学校の所在地

（1）活性化の取組

①自律した学習者を育てる学びの推進

基礎・基本を重視し自己肯定感を高める教育の推進／キャリア教育の推進／

探究活動の推進／高等教育機関等と連携した教育の推進／

地域に根ざした教育の推進／ICTの活用による学びの推進

②これからの社会の担い手となる力の育成

よりよく生きようとする態度の育成／社会の一員としての自覚と責任感の育成／

グローバル教育の推進

③誰一人取り残さない教育の推進

特別な支援を必要とする生徒への支援／不登校の状況にある生徒等への支援／

日本語指導が必要な生徒への支援／経済的困難な状況にある生徒への支援／

学びに向かう力を育む教育の推進／交通が不便な地域における生徒の学習機会の提供

④人口減少に対応した学びの推進

協働の学びの機会の確保／学習活動の機会の確保

⑤子どもたちに必要な学びの実現に向けた教職員の資質向上と学校経営改善

教職員の育成／授業力の向上／組織運営体制の強化による教育活動の活性化

⑥これからの時代に必要な力を育む県立高等学校の各学科・課程の活性化

普通科・普通科系専門学科／職業系専門学科／総合学科／定時制課程・通信制課程

(2) これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方

- 平成 29 年度から地域の協力を得て取組を進めてきた 3 学級以下の小規模校活性化の検証結果、令和 2 年度に生まれた子どもたちが中学校を卒業する 15 年先までの中学校卒業者の減少の状況等をふまえると、これからの時代に求められる学びを提供していくには、現行の高等学校の配置を継続していくのは難しい状況にあります。このため、各地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討を進め、その中で 1 学年 3 学級以下の高等学校は統合についての協議も行うこととします。これらについては、それぞれの地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議することとし、協議が必要となる地域に協議会がない場合は同様の場を設けるものとします。
- こうした検討・協議は、統合という結論ありきで協議するのではなく、地域の実情に応じ丁寧に進めることとし、その際、状況に応じて、これまで取り組んできた、地域と連携した学びや学校独自の学びについての継承、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、分校化や校舎制への移行などについて協議することとします。
- 1 学年 3 学級以下の高等学校のうち、他の高等学校では担うことが難しい県内唯一の学科や学びの形態を有する高等学校は、引き続き活性化に取り組むこととします。
- 入学者が 2 年連続して 20 人に満たず、その後も増える見込みのない場合は、募集停止とすることとします。

2 各地域の活性化協議会の開催状況について

各地域の活性化協議会の開催状況は以下のとおりです。

(1) 鈴鹿亀山地域

ア 令和 6 年度の協議（3 回開催）

令和 6 年度に実施した中学生や保護者へのアンケート調査の結果をふまえながら、当地域において 15 年先に実現したい学びや育みたい力、今後の検討の方向性などについて協議を進めました。

イ 主な意見

- 部活動が充実していることは、高校を選択する際の大きな魅力の 1 つとなっている。全ての高校が小規模化されて、十分な部活動ができなくなってしまうよう、部活動の活性化という視点も大切にしてほしい。
- 大学進学に対応する一定規模の普通科高校は必要だが、過去の生徒急増期に普通科の定員を大きく増やしたことから考えると、今後は多様な学びの選択肢を維持しつつ、普通科を中心に定員を減らしながら学びを集約していく方向になるのではないかと。
- 隣接地域への流出を食い止めるためにも、工業をはじめとする専門性の高い学びの充実は当地域の願いであり、学科の設置だけでなく、普通科におけるコースの設置や他校との連携など、さまざまな方策を検討しながら実現につなげてほしい。

ウ 今後の予定

令和 10 年度に中学校卒業者数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について、令和 7 年度中に協議会としての考え方を取りまとめます。

(2) 津地域

ア 令和 6 年度の協議（2 回開催）

これからの当地域高等学校の学びと配置を考える上で大切にしたいことや、今後議論を深めていくために必要な視点などについて協議を進めました。

イ 主な意見

- 小規模校には、全ての職員が個々の生徒の抱える背景等を把握したり、丁寧に関わることができたりするなど、小規模校ならではのよさがある。一方で、多様な選択科目の開設、少人数・習熟度別指導の実施、社会・理科・芸術等における専門性の高い教員の配置、多様な進路への対応など、子どもたちの学びに関しては、学校規模があることのメリットは大きい。
- 当地域に多く設置されている普通科高校の特色化・魅力化を図るため、学際領域学科や地域社会学科など普通教育を主とする学科や総合学科への改編も検討してはどうか。また、地域と連携した学びを推進していくために、当協議会において地域の方の意見を聞くことも必要ではないか。
- 今後の当地域の高校の学びと配置のあり方を考える際には、隣接する鈴鹿亀山、伊賀、松阪地域の協議会の検討状況も考慮する必要がある。また、15 年先の中学校卒業者数を考えると、特に専門学科のあり方等については、県全体で検討していく必要があるのではないか。

ウ 今後の予定

令和 7 年度に中学生と保護者を対象とするアンケート調査を実施し、普通科の特色化・魅力化を中心として、当地域の高校の学びと配置のあり方について協議を進めます。

(3) 伊賀地域

ア 令和 6 年度の協議（3 回開催）

「令和 5 年度伊賀地域協議会のまとめ」や令和 6 年度に実施した中学生や保護者へのアンケート調査の結果をふまえ、今後想定される段階的な学級減への対応について検討を進めました。

イ 主な意見

- 難関大学への進学に対応できる学科・コースを持つ高校、専門性の高い学びができる高校、不登校を経験した子どもたちが安心して通えるような小規模の高校、それぞれにニーズがあると感じる。ただし、少子化の進行を鑑みると、現在の高校の配置をベースに考えるのではなく、交通の便がよいところに学びを集約するなど、機能面とハード面は分けて検討する必要がある。

- 15 年先には、当地域の高校は伊賀市に 1 校、名張市に 1 校となることが想定される。時代によって必要とされる学びや機能などのソフト面は変化するが、校舎の新築や建替えなどハード面は 10 年先を見据えた計画が必要となることから、どの場所に集約するのかを早期に打ち出す必要がある。
- 中学校卒業生数の減少により、学校数が減ることは致し方ないが、多様な学びの選択肢の維持と多様な子どもたちへの対応を同時に追求していく必要がある。

ウ 今後の予定

令和 6 年度に整理した「令和 7 年度まとめに向けた方向性」に基づき、令和 10 年度以降の学級減への対応について、令和 7 年度中に協議会としての考え方を取りまとめます。

(4) 松阪地域

ア 令和 6 年度の協議（3 回開催）

令和 6 年度に実施した中学生や保護者へのアンケート調査の結果をふまえながら、令和 11 年度までに想定される学級減への対応の方向性について協議を進め、当協議会を設置した令和 4 年度から 6 年度までの協議のまとめを策定しました。

イ 主な意見

- 当地域の特色ある多様な学びの選択肢を維持するため、学科間連携の視点を持ちながら、専門学科の集約をどのように図るかを検討する必要がある。
- 学校規模について議論する際には、特別な支援を必要とする生徒や不登校傾向にある生徒など、多様な背景を持つ生徒に寄り添い、一人ひとりを大切にするとという視点をまとめに加筆する必要があるのではないか。
- 15 年先を見据えた方向性を取りまとめるためには、校舎の老朽化も念頭に置く必要がある。次回の協議会では、県立高校の校舎の状況や建替えに関する資料を提供してもらいたい。

「令和 4～6 年度の松阪地域高等学校活性化推進協議会における協議の小まとめ ～今後の学びと配置のあり方について～」の要点

- ・今後の当地域における高等学校の学びと配置のあり方については、これまでに協議してきた「基本的な考え方」や「再編を検討するうえで大切にしたいこと」をふまえる。
- ・令和 8 年度に見込まれる 1 学級減への対応については、中学生の進路選択に大きな影響を及ぼすことがないよう、学校の統合ではなく学級減で対応することが望ましい。
- ・令和 10 年度から 11 年度にかけて見込まれる 4 学級程度の大幅な学級減への対応については、学校の再編も含めて協議を進め、令和 8 年度までに段階的に協議会としての方向性を取りまとめる。

ウ 今後の予定

令和 11 年度に中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について、令和 8 年度までに協議会としての考え方を取りまとめます。

（５）伊勢志摩地域

ア 令和６年度の協議（３回開催）

当協議会の「令和５年度の協議（今後の学びと配置のあり方について）」をふまえ、令和１３～１５年度頃までに想定される断続的な学級減への対応について、「伊勢市内の高校の再編」と「小規模校のあり方」の２つの視点から協議を進めました。

イ 主な意見

- 不登校の子どもたちが増えている中、既存の学びのスタイルありきではなく、遠隔授業なども取り入れながら、全日制課程だけでなく通信制課程や定時制課程を含めて多様な学びに対応していく必要がある。
- 当地域には普通科、多様な専門学科、総合学科がバランスよく配置されていることから、通学の利便性も考慮し、できるだけ当地域内での再編を考えたい。
- １５年先に実現したい学びや学校像から逆算して、その過程として再編を考えることは大切だが、１５年先の総学級数を考えると、かなり思い切った再編が必要になることが想定される。

ウ 今後の予定

令和１０年度に中学校卒業者数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について、令和７年度中に協議会としての考え方を取りまとめます。

（６）紀南地域

ア 令和６年度の協議（２回開催）

熊野青藍高校（令和７年４月に木本高校と紀南高校を統合して開校）について、両校の校長をリーダーとするワーキング会議における検討状況を共有し、学びや部活動のあり方などについて協議を進めました。

イ 主な意見

- 探究的な学びや「東紀州未来学」は、熊野青藍高校の大きな強みとなるはずだが、具体的な中身が伝わってこない。和歌山県の高校への進学を希望する中学生もいる中、子どもたちにもっとわかりやすく新校の魅力を伝えてほしい。
- 中学生の志望が時間とともに県内から県外の高校へと移っていく傾向は、統合前と変わっていない。この要因をしっかりと分析し、小中学校と連携しながら、熊野青藍高校の魅力化や子どもたちや保護者への情報発信に取り組んでほしい。

ウ 今後の予定

熊野青藍高校が開校しましたが、引き続き協議会を開催し、同校の活性化に向けた協議を進めます。

3 今後の進め方

引き続き、これからの子どもたちにとって魅力ある県立高等学校を実現していくため、計画に基づき、各地域で活性化協議会を開催し、地域の高等学校の学びと配置のあり方について協議を進めるとともに、令和9年度以降を計画期間とする次期計画の策定を見据えた検討を進めます。

検討にあたっては、各地域の活性化協議会における共通した次の考え方を尊重します。

- ・大学進学ニーズに応える一定規模の普通科が必要である。
- ・多様な学びの選択肢をできる限り維持する必要がある。

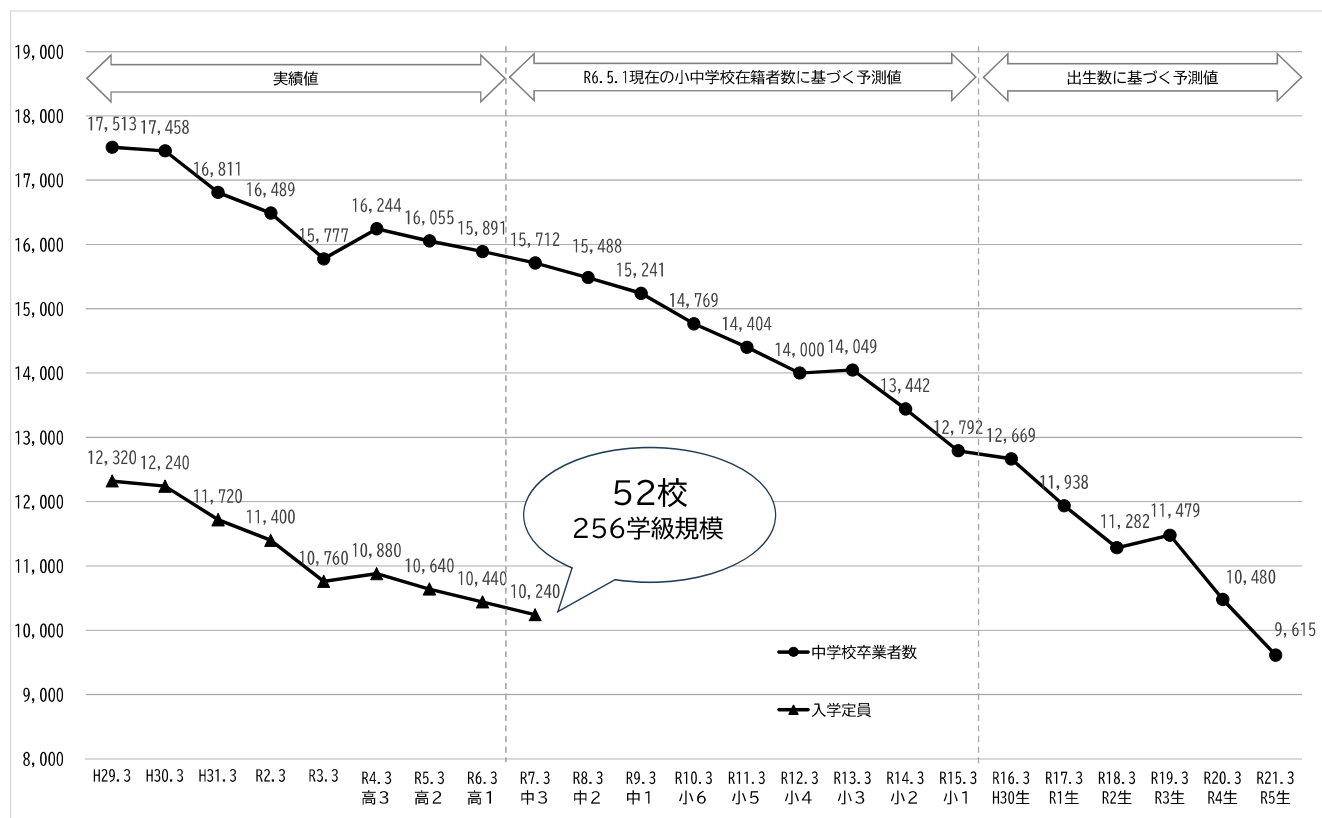
一方、少子化の進行は加速しており、平成元年3月に29,994人であった県内の中学校卒業生数は、令和6年3月には15,891人となり、令和21年3月には、更にその約6割となる9,615人にまで減少することが想定されています。こうした状況の中、地域の活性化協議会からは、次の課題が指摘されています。

- ・15年先を見据えると、地域の中だけで多様な学びを提供することは困難である。
- ・校舎の建替え等を考えると、長期的な視点に立った検討が必要である。

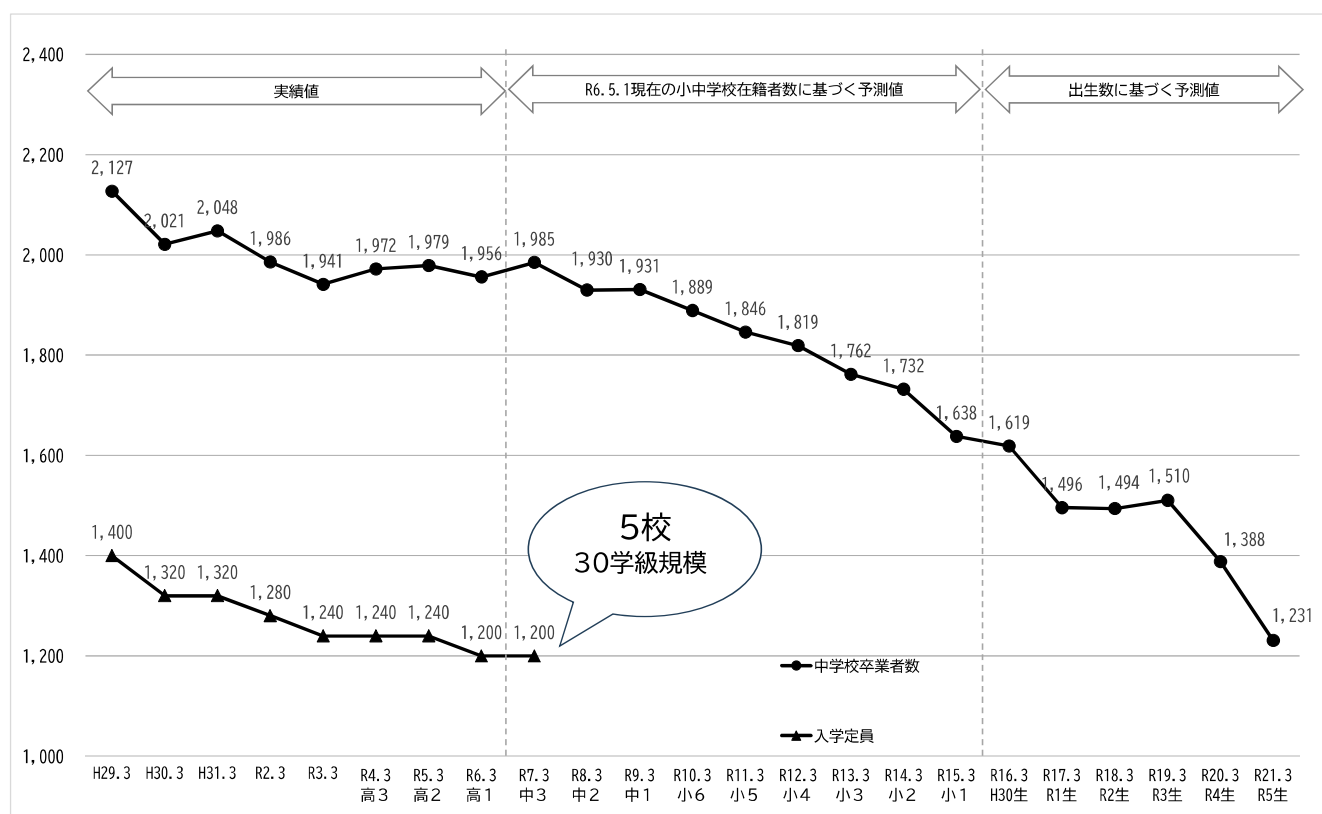
このことから、次期計画では、県内全域を見通した長期的な視点に立つ考え方を具体的に示す必要があります。そこで、次期計画の検討に専門的かつ多角的な視点を取り入れられるよう、令和7年3月、教育委員会の附属機関である三重県教育改革推進会議に、次期計画の策定に係る県立高等学校の学び並びに規模及び配置の在り方について諮問しました（【資料4】諮問書（写し）参照）。

当該諮問については、同会議に設置された「県立高等学校の在り方調査研究部会」を中心に調査が進められ、令和7年度末には、その結果の報告が教育委員会に対して行われる予定です。

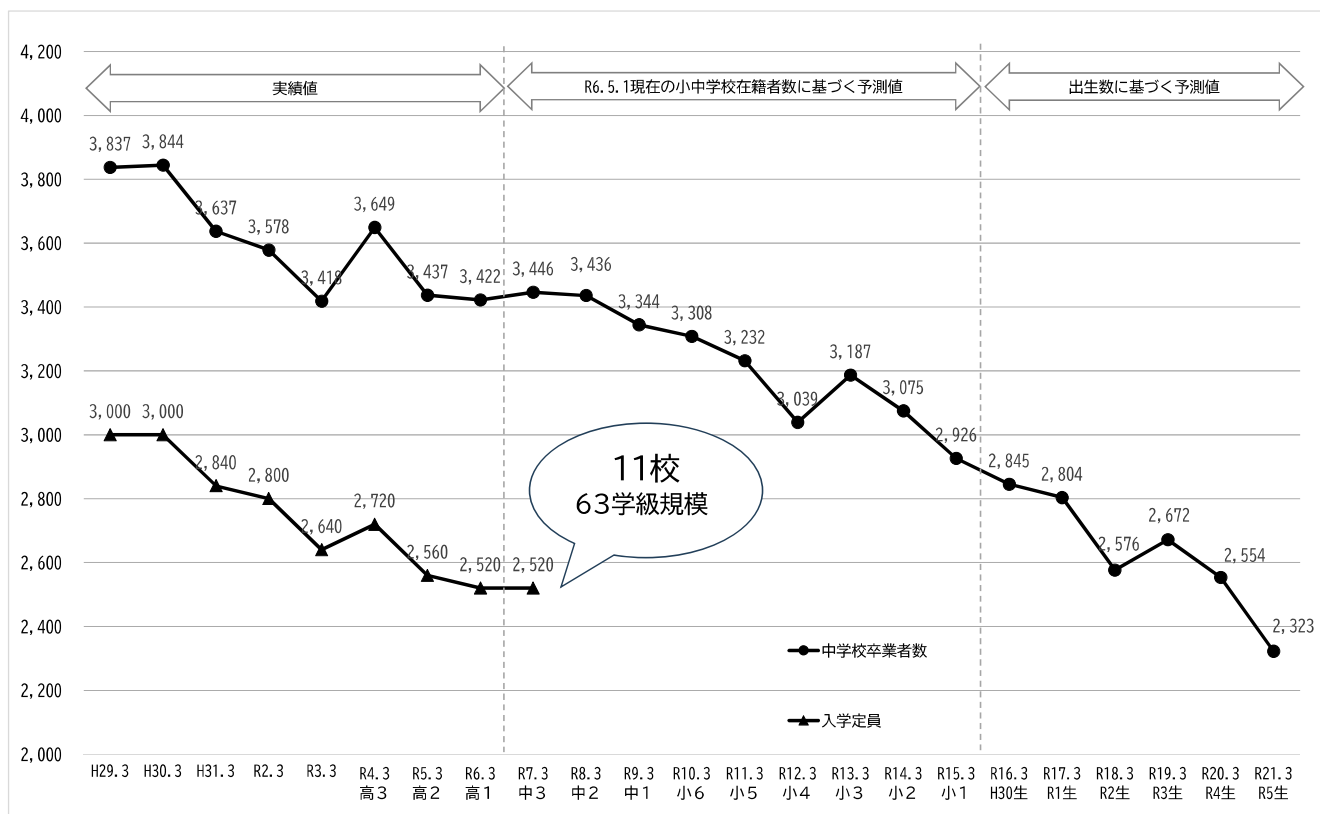
県全体の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



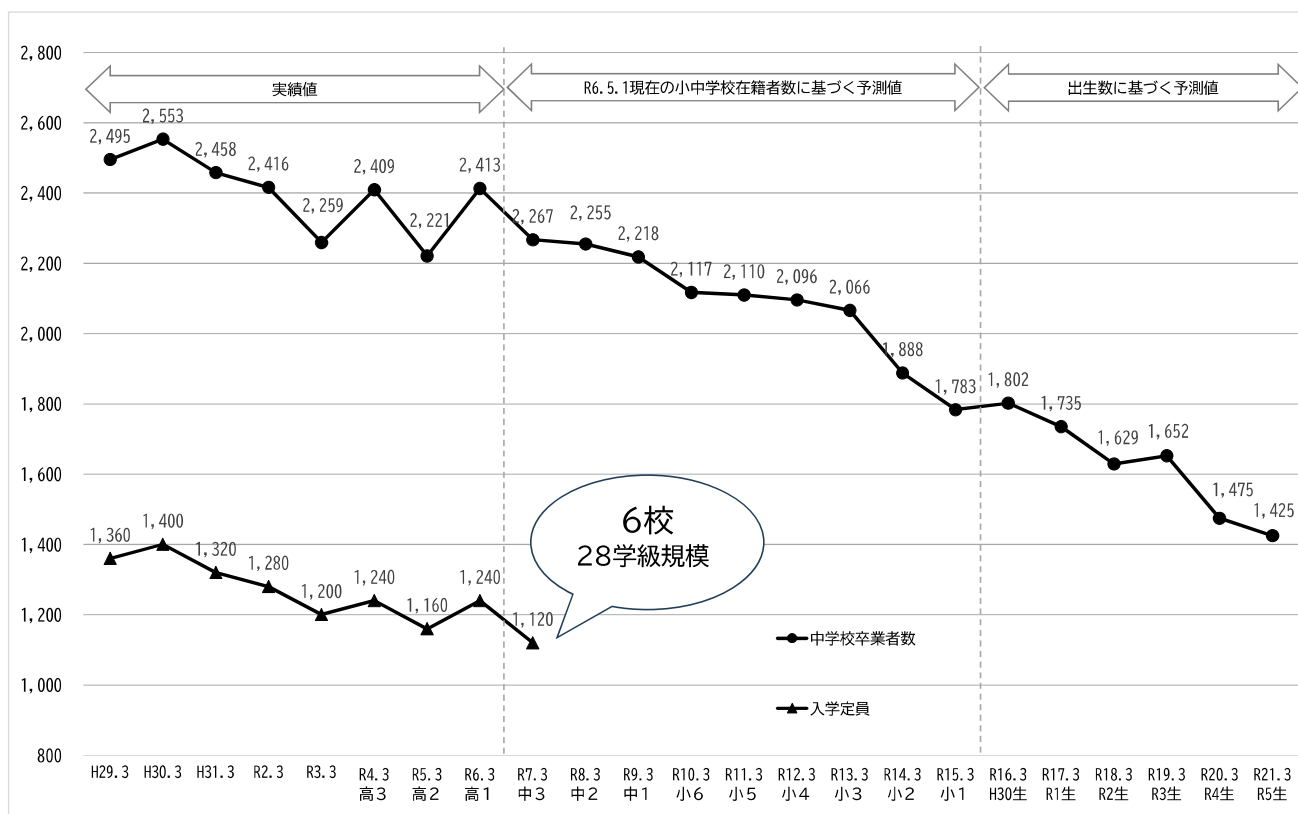
桑名地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



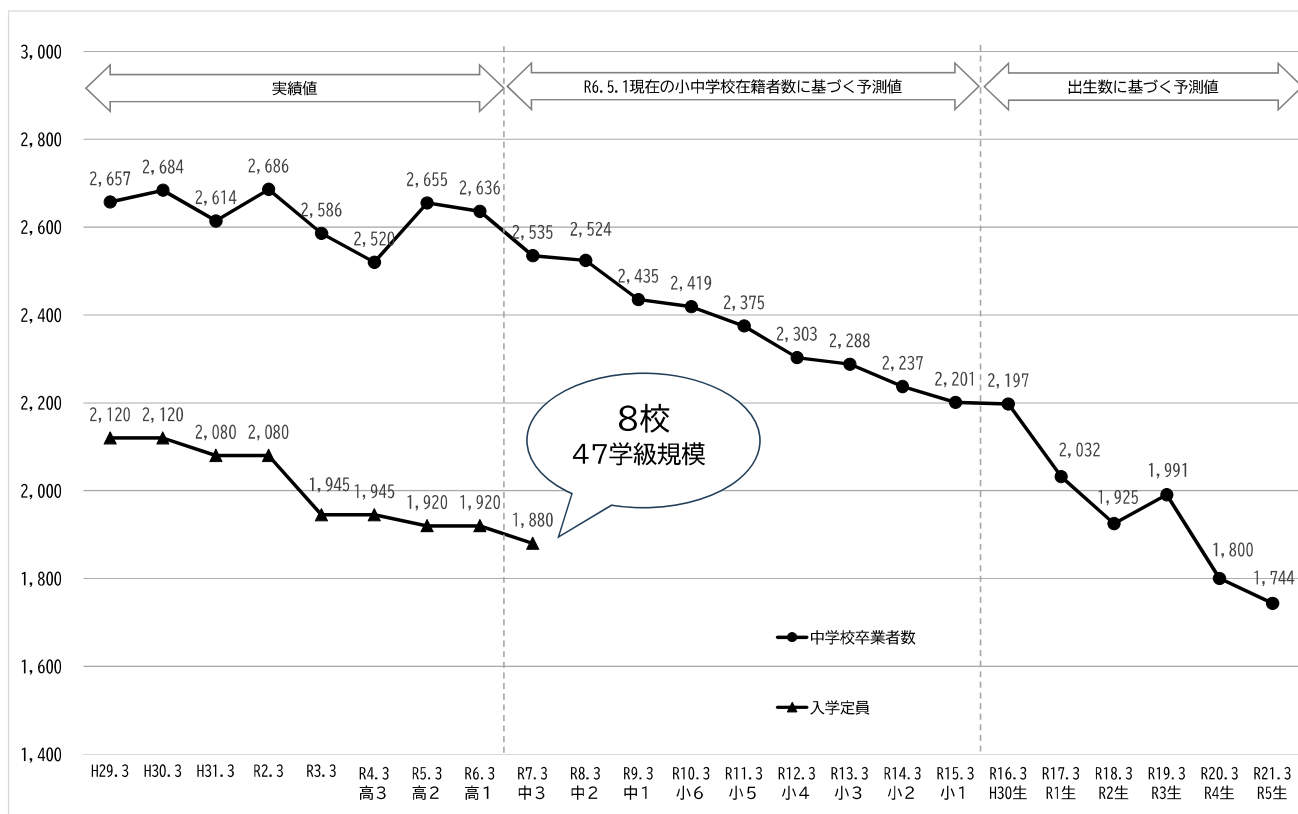
四日市地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



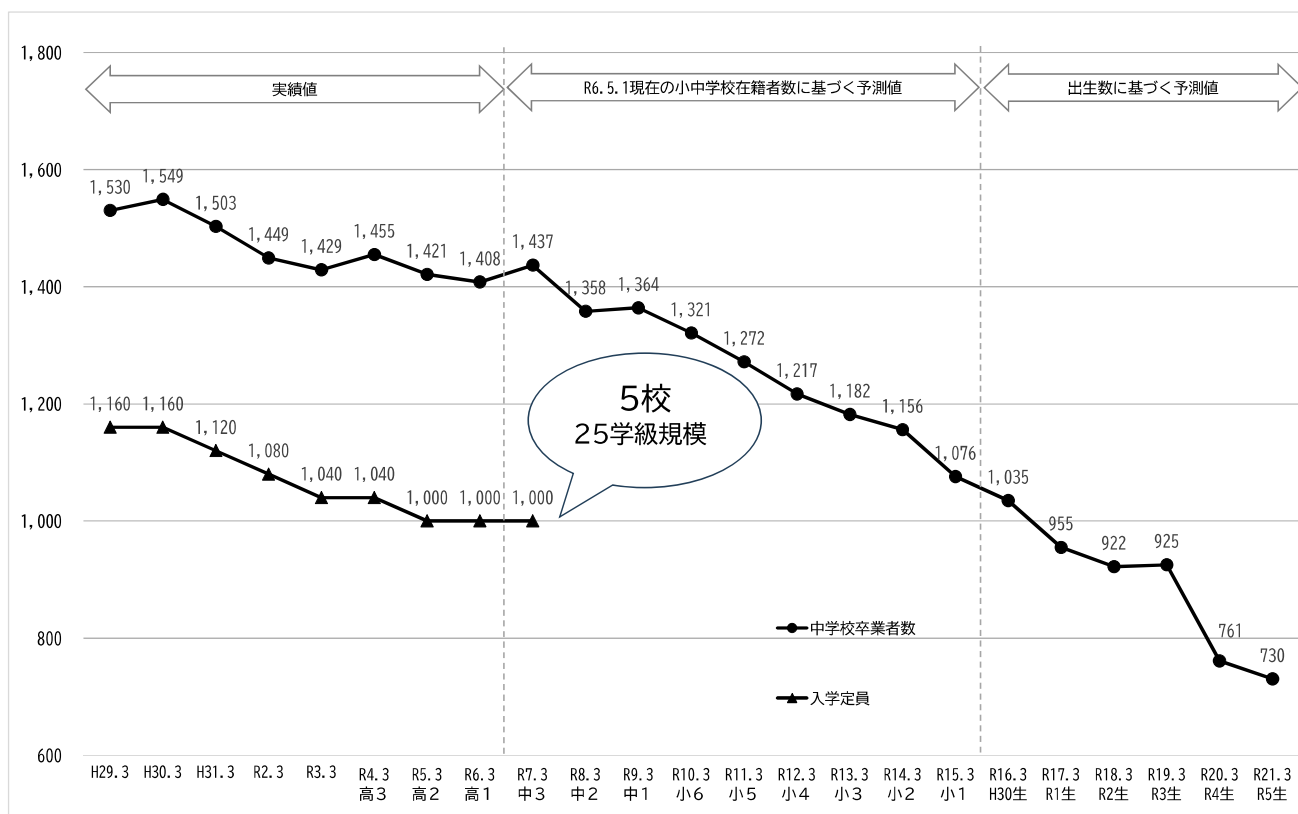
鈴鹿地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



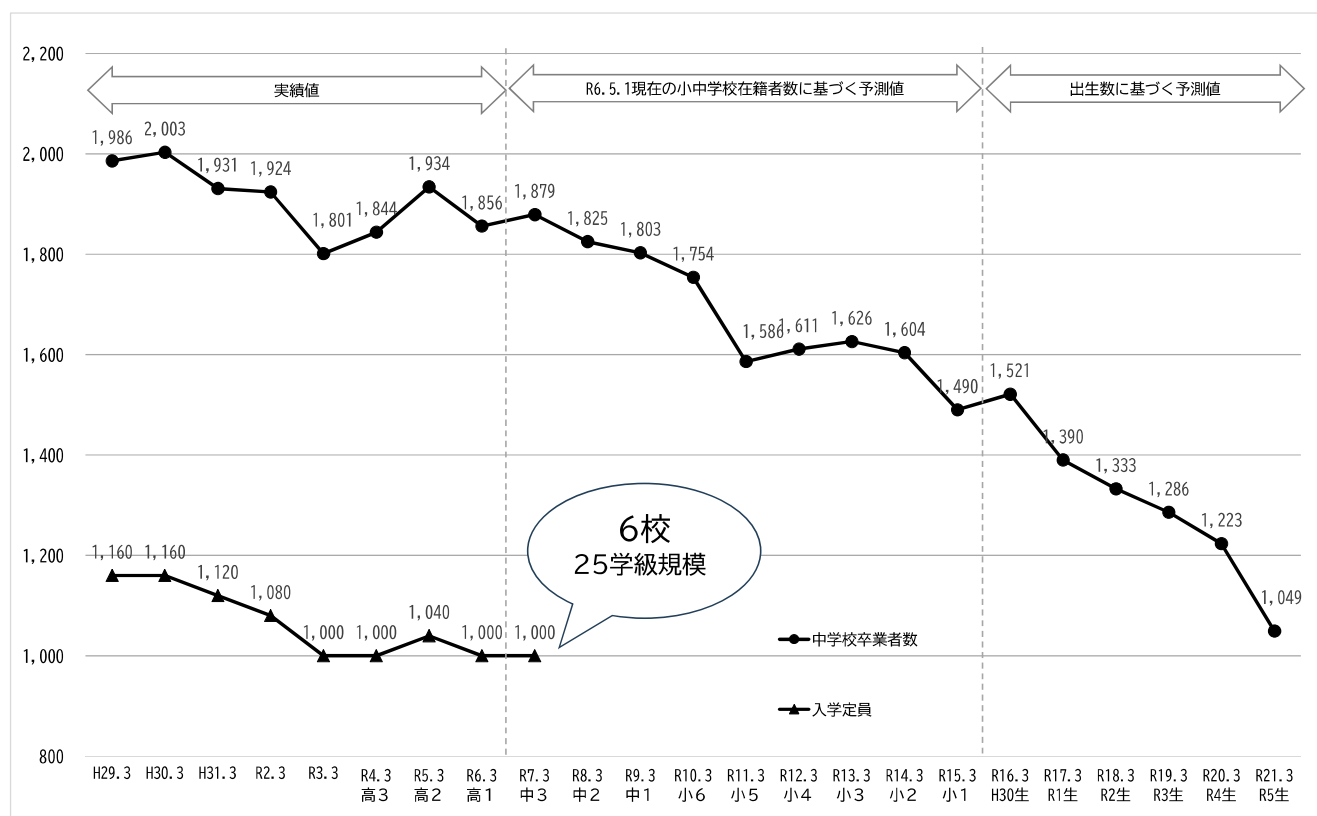
津地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



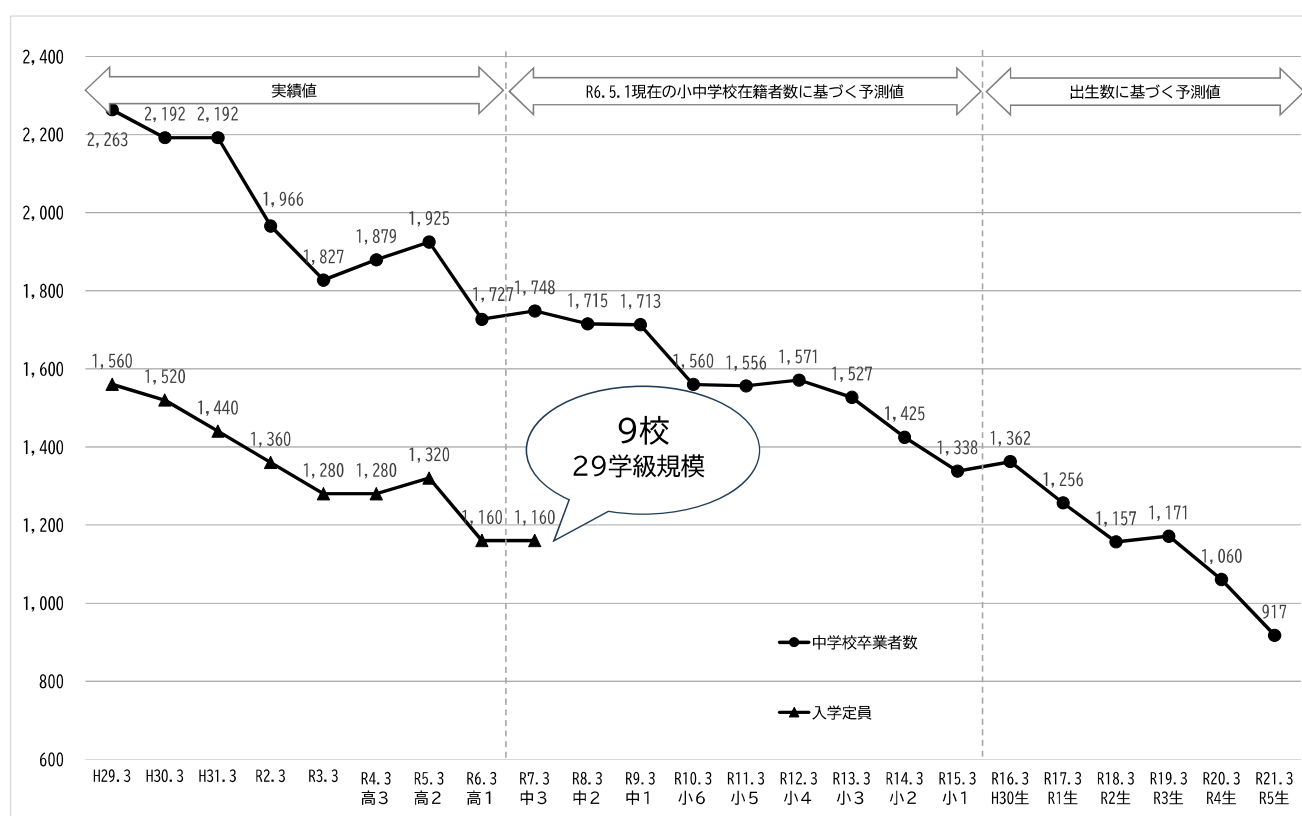
伊賀地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



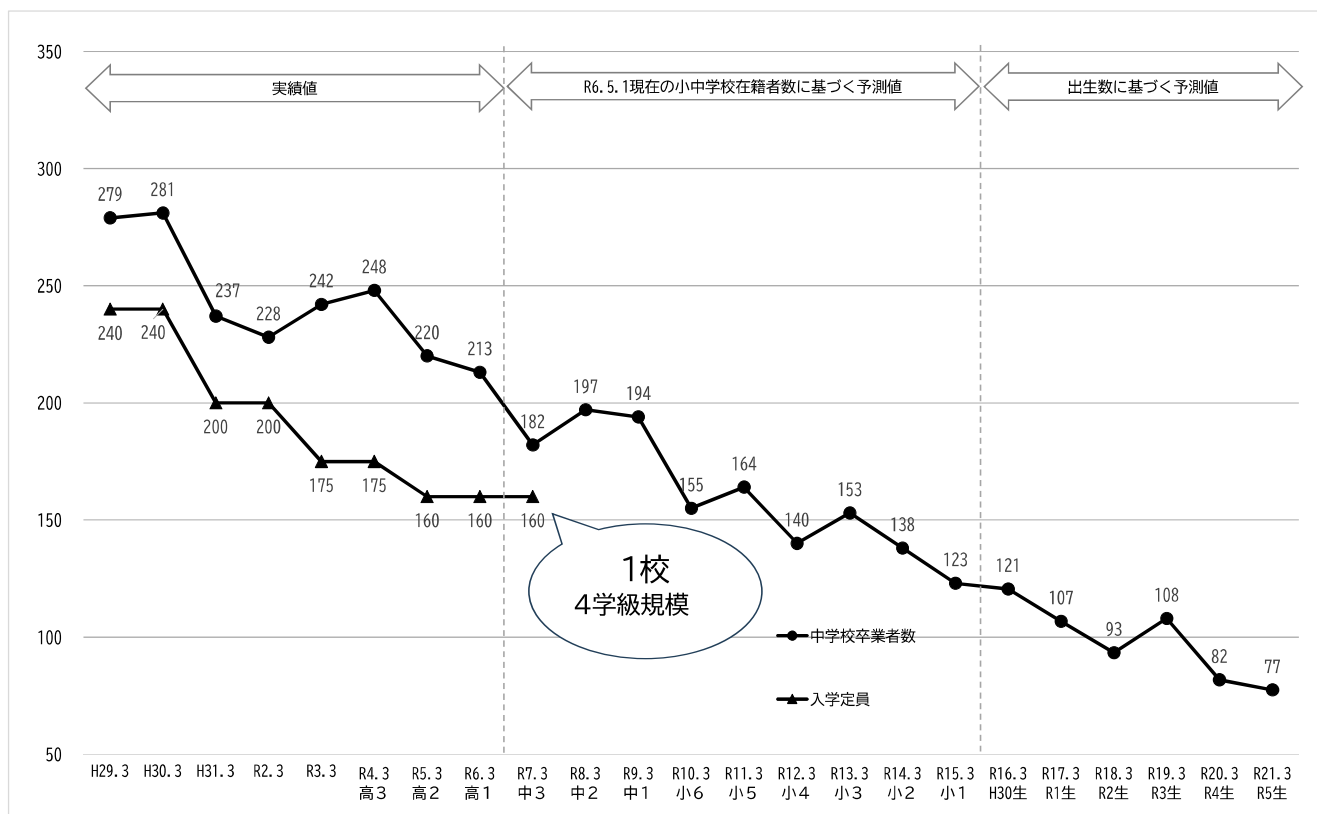
松阪地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



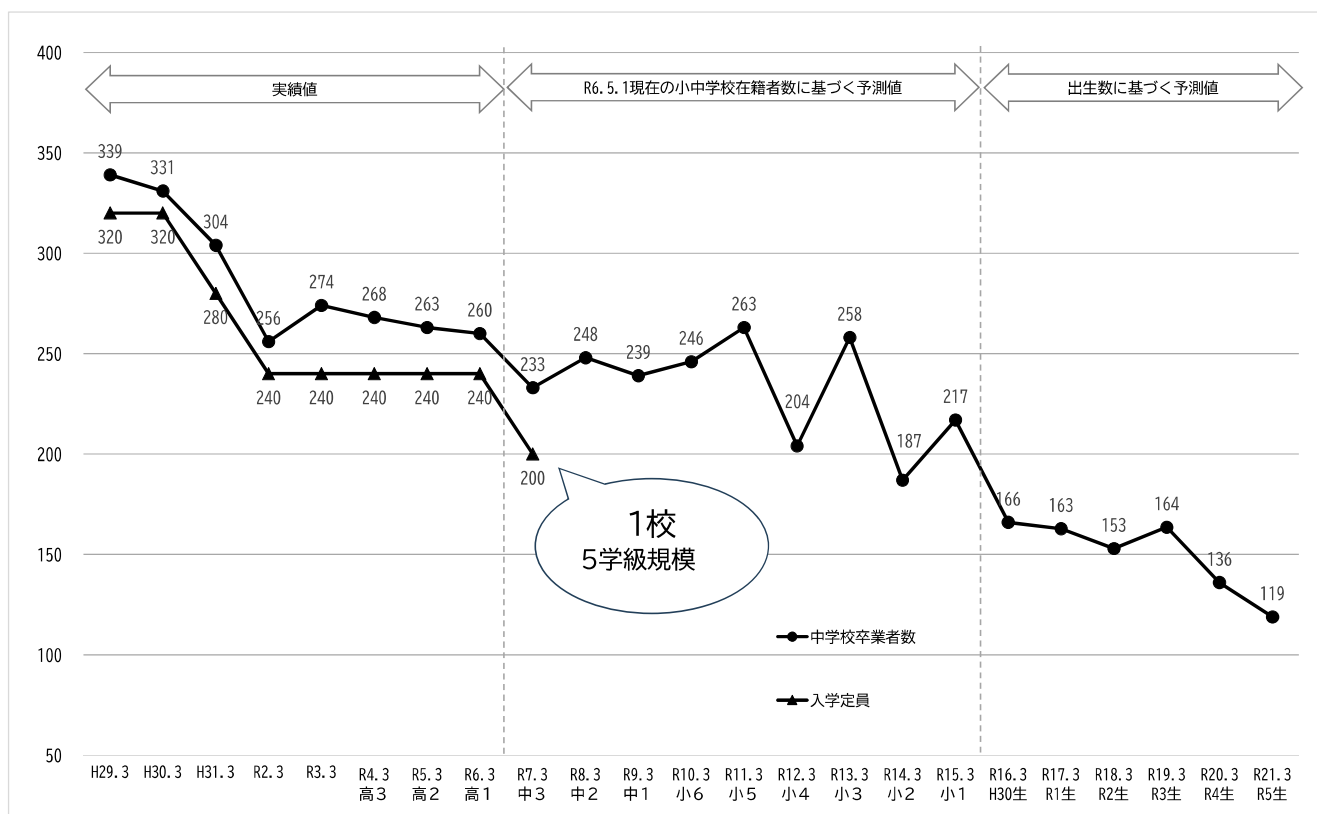
伊勢地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学定員（全日制）の推移



尾鷲地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学者数（全日制）の推移



熊野地域の中学校卒業生数と県立高等学校入学者数（全日制）の推移



県立高等学校(全日制)の学校規模の状況(平成22年度1学年)

地域	入学定員 (中学校卒業 者数)	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	10学級	学校数
桑名	県立:1,440 私立: 320 (2,229)				桑名工(工)		桑名北(普)		桑名西(普) いなべ総合学園(総)		桑名(普看理)	5校 (36学級)
四日市	県立:3,080 私立: 890 (3,762)				菰野(普)		朝明(普福) 四日市中央工(工) 四日市農芸(農家)	四日市四郷(普) 四日市商(商)	四日市南(普) 四日市西(普) 四日市工(工) 川越(普外)	四日市(普)		11校 (77学級)
鈴鹿	県立:1,560 私立: 490 (2,456)				飯野(外他)	石薬師(普)		稲生(普体) 亀山(普家情)	神戸(普理) 白子(普家)			6校 (39学級)
津	県立:2,280 私立: 725 (2,987)			白山(普商)			津工業(工) 久居農林(農家)		津東(普) 津商(商) 久居(普)	津(普) 津西(普他)		8校 (57学級)
伊賀	県立:1,400 私立: 170 (1,742)		あけぼの学園(総)			名張(総)	名張桔梗丘(普)	名張西(普工外) 伊賀白鳳(農工商福)	上野(普理)			6校 (35学級)
松阪	県立:1,200 私立: 560 (1,962)		飯南(総) 昴学園(総)			松阪商(商他)	松阪工(工)	相可(普農家)	松阪(普理)			6校 (30学級)
伊勢	県立:1,865 私立: 585 (2,704)			水産(水)	南伊勢(普) 鳥羽(総) 志摩(普)	明野(農家福) 伊勢工(工)	宇治山田商(商)		宇治山田(普) 伊勢(普)			9校 (47学級)
尾鷲	県立:280 私立: 0 (371)							尾鷲(普工商)				1校 (7学級)
熊野	県立:360 私立: 0 (395)			紀南(普)			木本(普総)					2校 (9学級)
県全体	県立:13,465 私立: 3,740 (18,608)	0校	3校	3校	6校	5校	10校	8校	15校	3校	1校	54校 (337学級)

【備考】

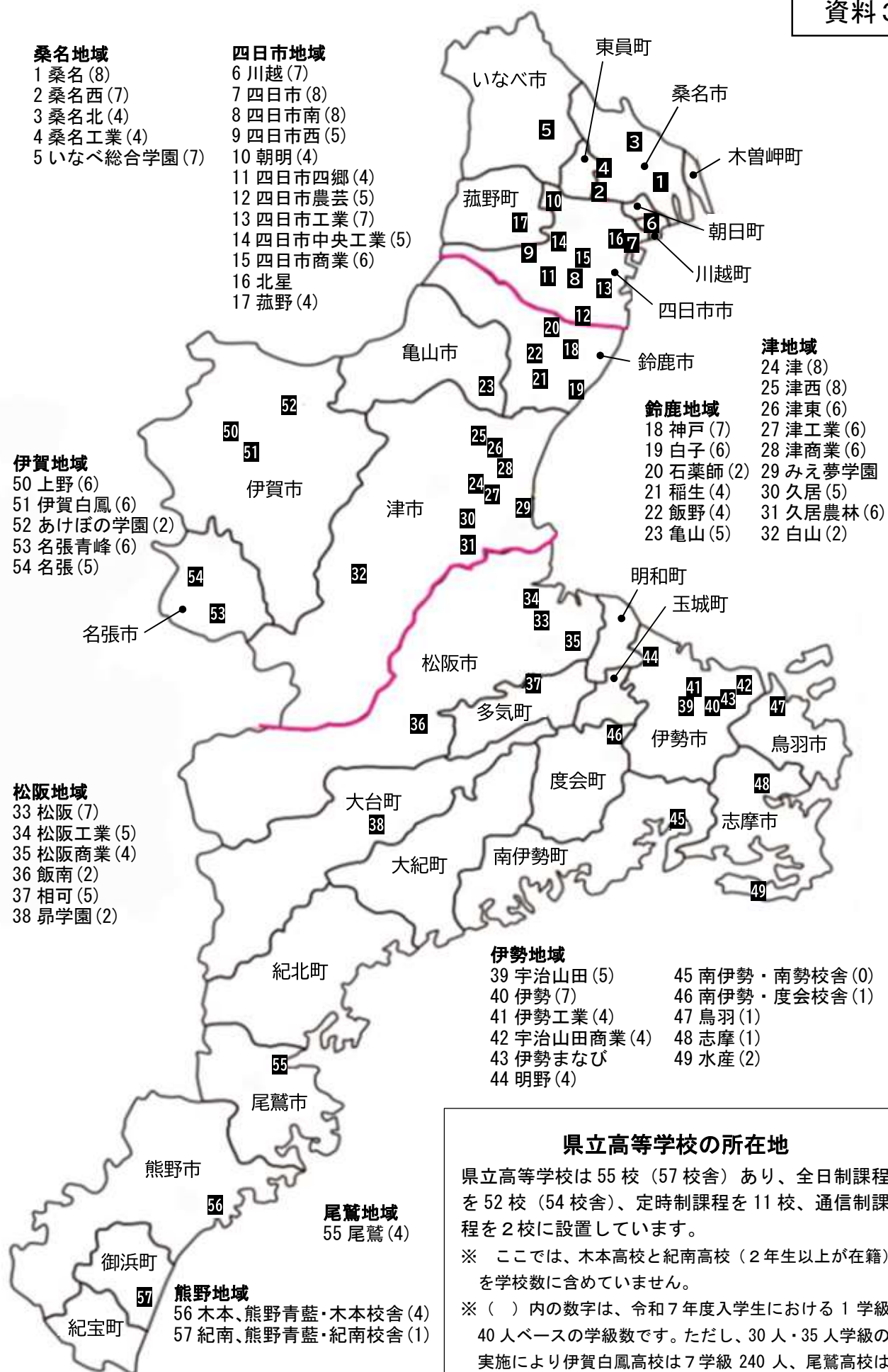
- 学科名略称:(普)普通科(普通科におけるコース制を含む)、専門学科{(農)農業、(工)工業、(商)商業、(水)水産、(家)家庭、(看)看護、(情)情報、(福)福祉、(理)理数、(体)体育、(外)外国語、(他)その他専門学科(国際科学、国際教養、応用デザイン)}、(総)総合学科
- 桑名高校は、本校9学級・衛生看護分校1学級、校舎制の南伊勢高校は、南勢校舎2学級・度会校舎2学級となっています。
- 1学級40人ペースの学級数を記載していますが、30人・35人学級の実施により水産高校は3学級105人として募集しています。
- 私立高校の定員には、青山高校、愛農学園高校を含みません。

県立高等学校(全日制)の学校規模の状況(令和7年度1学年)

資料2②

地域	入学定員 (中学校卒業 見込人数)	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	10学級	学校数
桑名	県立:1,200 私立: 320 (1,985)				桑名北(普) 桑名工(工)			桑名西(普) いなべ総合学園(総)	桑名(普看理)			5校 (30学級)
四日市	県立:2,520 私立: 860 (3,446)				朝明(普福) 四日市四郷(普) 菟野(普)	四日市西(普) 四日市中央工(工) 四日市農芸(農家)	四日市商(商)	川越(普他) 四日市工(工)	四日市(普) 四日市南(普)			11校 (63学級)
鈴鹿	県立:1,120 私立: 470 (2,267)		石薬師(普)		飯野(外他) 稲生(普体)	亀山(普家情)	白子(普家)	神戸(普理)				6校 (28学級)
津	県立:1,880 私立: 685 (2,535)		白山(普商)			久居(普)	津東(普) 津商(商) 津工(工) 久居農林(農家)		津(普) 津西(普他)			8校 (47学級)
伊賀	県立:1,000 私立: 155 (1,437)		あけぼの学園(総)			名張(総)	上野(普理) 伊賀白鳳(農工商福) 名張青峰(普)					5校 (25学級)
松阪	県立:1,000 私立: 530 (1,879)		飯南(総) 昂学園(総)		松阪商(商)	松阪工(工) 相可(普農家)		松阪(普理)				6校 (25学級)
伊勢	県立:1,160 私立: 545 (1,748)	南伊勢(普) 鳥羽(総) 志摩(普)	水産(水)		宇治山田商(商) 伊勢工(工) 明野(農家福)	宇治山田(普)		伊勢(普)				9校 (29学級)
尾鷲	県立:160 私立: 0 (182)				尾鷲(普工商)							1校 (4学級)
熊野	県立:200 私立: 0 (233)					熊野青藍(普総)						1校 (5学級)
県全体	県立:10,240 私立: 3,565 (15,712)	3校	6校	0校	12校	10校	9校	7校	5校	0校	0校	52校 (256学級)

【備考】
○ 学科名略称:(普)普通科(普通科におけるコース制、学際領域学科など普通教育を主とする学科を含む)、専門学科{(農)農業、(工)工業、(商)商業、(水)水産、(家)家庭、(看)看護、(情)情報、(福)福祉、(理)理数、(体)体育、
(外)外国語、(他)その他専門学科(国際探究、国際科学、応用デザイン)}、(総)総合学科
○ 校舎制の南伊勢高校は、度会校舎1学級・南勢校舎0学級、熊野青藍高校は、木本校舎4学級・紀南校舎1学級となっています。
○ 1学級40人ペースの学級数を記載していますが、30人・35人学級の実施により伊賀白鳳高校は7学級240人、尾鷲高校は5学級160人として募集しています。
○ 私立高校の定員には、青山高校、愛農学園高校を含みません。



県立高等学校の所在地

県立高等学校は 55 校 (57 校舎) あり、全日制課程を 52 校 (54 校舎)、定時制課程を 11 校、通信制課程を 2 校に設置しています。

※ ここでは、木本高校と紀南高校 (2 年生以上が在籍) を学校数に含めていません。

※ () 内の数字は、令和 7 年度入学生における 1 学級 40 人ベースの学級数です。ただし、30 人・35 人学級の実施により伊賀白鳳高校は 7 学級 240 人、尾鷲高校は 5 学級 160 人として募集しています。

教委第 03-6 号

三重県教育改革推進会議

次期県立高等学校活性化計画の策定に係る県立高等学校の学び並びに規模及び配置の在り方について、理由書を添えて諮問しますので、三重県教育改革推進会議条例（平成 19 年三重県条例第 42 号）第 2 条の規定により、これを調査審議し、その結果を令和 8 年 3 月 31 日までに報告してください。

令和 7 年 3 月 26 日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸



理 由 書

本県では、令和4年3月に「県立高等学校活性化計画」（計画期間：令和4年度から8年度までの5年間）を策定し、これからの時代を生きていく生徒が、変化を前向きに捉え、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考え、多様な人々との協働を通して、持続可能な社会を創っていく力を身に付けられるよう取組を進めています。

県立高等学校には、多様な入学動機や進路希望、学習経験など、様々な背景を持つ生徒が在籍しており、生徒の学びのニーズの多様化が進んでいます。

また、社会が大きく変容する中、子どもたちに育みたい資質・能力も変化しており、県立高等学校における学びもこうした変化に合わせて対応していく必要があります。

加えて、少子化の進行は加速しており、平成元年3月に29,994人であった県内の中学校卒業生数は、令和6年3月には15,891人となり、令和21年3月には、更にその約6割となる9,615人にまで減少することが想定されていることから、県立高等学校の規模及び配置の在り方について、速やかに検討を進める必要があります。

現在、同計画に基づき、県内6つの地域に設置した活性化協議会において、それぞれの地域の県立高等学校の学び及び配置の在り方について検討を進めているところです。しかし、少子化の進行により、これからの時代に求められる学びを引き続き提供していくためには、地域単位での検討にとどまらず、県内全域を見通した考え方を検討する必要があります。

また、県立高等学校の規模及び配置の在り方を検討するに当たっては、学校施設の改築等の検討も必要になることから、長期的な視点に立つて行う必要があります。

こうしたことから、次期計画では、県内全域を見通すとともに、長期的な視点に立った上で、県立高等学校の学び並びに規模及び配置の在り方について具体的に示し、これからの時代における県立高等学校の更なる活性化を図る必要があります。

そこで、次期計画を策定するに当たって、専門的かつ多角的な視点から検討を進めるため、この度、県立高等学校の学び並びに規模及び配置の在り方について諮問します。

4 防災教育・学校施設の整備について

1 現状と課題

(1) 災害対応力の向上

令和7年1月、政府の地震調査委員会は、マグニチュード8から9程度が想定される南海トラフ地震の30年以内の発生確率を、これまでの「70%から80%」から「80%程度」に引き上げることを発表しました。また、令和6年8月8日には、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表されました。

大規模災害発生時には、児童生徒の多くが被災し、避難所指定の有無に関わらず、学校が避難所となることが想定されるため、実践的な災害対応力の向上を図る必要があります。

(2) 防災教育の推進

南海トラフ地震や年々勢力を増す台風や集中豪雨等の大規模災害から児童生徒の命を守るため、東日本大震災を教訓として、防災教育の見直しや取組の強化を進めてきました。

今後も引き続き、能登半島地震や奥能登豪雨で得られた教訓もふまえて、学校における防災教育を一層推進する必要があります。

(3) 危機管理マニュアルの周知

大川小学校津波訴訟判決（令和元年10月）を受けて、文部科学省から、「想定を上回る災害発生に備えて、複数の避難場所・避難経路を設定すること」、「教職員が迅速かつ的確に判断・行動できるようにすること」など、これまで以上の防災体制を学校で構築する通知が出されました。

各学校では、学校防災に関する新たな知見・情報や社会情勢等の変化に合わせて、危機管理マニュアルの点検・見直しを行い、教職員による確認・周知を徹底する必要があります。

(4) 学校施設の整備

県立学校施設は児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時には避難所にもなる施設です。施設の安全・安心を確保するため、「三重県立学校施設長寿命化計画（令和2年3月策定）」に基づき、計画的に老朽化対策を進めるとともに、トイレの洋式化やバリアフリー化、空調設備等の更新、体育館等への空調設備の導入、照明のLED化など、施設・設備の機能向上や脱炭素化に取り組む必要があります。

(5) 全県立学校を対象とした擁壁等の点検

昨年の桑名北高等学校の擁壁崩落をふまえ、全県立学校を対象に擁壁等の有無に関する調査を実施しました。報告のあった48校253箇所を、擁壁の高さなどにより4つに分類し、重要度の高い箇所のある学校について排水施設等の現状等を確認する実地調査を行いました。引き続き重要度に応じた取組を進める必要があります。

2 令和7年度の主な取組

(1) 学校における防災体制に係る支援

①災害時の学校支援体制の整備

災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員を育成し、災害時における学校教育の早期復旧を目的として、令和2年度に「三重県災害時学校支援チーム」を設置しています。

隊員については、毎年度募集を行い、学校再開に必要な知識や技能を総合的に習得させるとともに、任命された隊員は、災害時の学校運営に必要な現場対応力を高める実践研修を年に1回受講することとしています。

また、能登半島地震支援にかかる隊員の得られた経験や知見をとりまとめた報告書を共有して、チーム隊員のスキルアップを図るとともに災害が発生した際には、被災した学校に隊員を派遣して、学校の早期再開に向けた支援を行います。

・三重県災害時学校支援チーム隊員：80名（令和7年4月現在）

②防災体制の整備

各学校に配置する学校防災リーダーを対象とした防災研修等に、能登半島地震時に被災した学校で対応にあたった講師などによる講話や、地震や津波が発生した場合の運営体験メニューを取り入れるなど、防災教育や防災対策を行う教職員の資質向上を図ります。

③県立学校の指定避難所指定

市町から県立学校を指定避難所として活用したい旨の依頼があった際には、積極的に対応するよう県立学校に周知するとともに、避難所の指定が円滑に進められるよう、支援します。

(2) 防災教育の推進

①防災ノート、デジタルコンテンツを活用した防災教育

県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に5つの多言語を含めた防災ノートを配布します。

また、児童生徒が災害発生時に適切な判断・行動ができるよう、防災ノートと 360 度地震体験動画などのデジタルコンテンツを組み合わせた防災教育を推進します。

②学校と地域、家庭が連携した防災教育

学校防災アドバイザー等を学校に派遣し、地域、家庭と連携した防災訓練や体験型防災学習（防災啓発車による地震体験、避難所運営体験等）のプログラム作りのアドバイスや、実践のサポートを行います。

また、防災ノートや 1 人 1 台学習端末を家庭に持ち帰って、家族と一緒に防災学習に取り組むことを推進します。

（３）危機管理マニュアルの見直し

市町教育委員会、県立学校を訪問して、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応や能登半島地震や奥能登豪雨における学校の対応状況などをふまえて、各学校における防災体制や危機管理マニュアルについて確認や助言を行います。

（４）学校施設の整備

①県立学校の長寿命化計画に基づく改修等

「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」（令和 6 年 3 月）に基づき、老朽化対策、普通教室棟のトイレや屋外トイレの洋式化、空調等の更新、照明の LED 化を進めるとともに、学校施設のバリアフリー化に向け、多機能トイレやエレベーターの整備を行います。

また、子どもたちの熱中症対策や避難所としての機能向上のため、県立高等学校の体育館への空調設備の導入を進めます。

②公立小中学校

老朽化対策やバリアフリー化の整備とあわせて、非構造部材の耐震対策工事や避難所となる体育館等への空調設備の整備など小中学校における防災・地震対策が充実するよう、市町に対し各種情報の提供や国助成制度の活用に係る助言等を行います。

（５）全県立学校を対象とした擁壁等の点検

令和 6 年度に引き続き、重要度が比較的高い箇所のある学校の実地調査を行い、排水機能が低下している学校については、機能回復のための清掃など必要な対策を講じます。

また、専門的な視点で擁壁等の劣化・損傷状況を把握するため、土木設計業者による点検を行い、対応が必要な場合は順次対策を行っていきます。

なお、桑名北高等学校の擁壁崩落に係る本復旧工事については、令和 8 年 1 月頃に完了見込みです。

5 教職員の人材確保について

1 現状と課題

(1) 現状認識

本県では、令和7年度の4月始業日時点において、11人（小学校2人、中学校2人、特別支援学校7人）の教員不足が生じています。

【欠員状況】

（単位：人）

	R5 年度			R6 年度			R7 年度
	4月始業日	9月1日	12月1日	4月始業日	9月1日	12月1日	4月始業日
小学校	17	31	28	5	21	17	2
中学校	5	20	12	6	5	5	2
高等学校	0	2	1	1	1	3	0
特別支援学校	9	5	7	0	8	7	7
計	31	58	48	12	35	32	11

※ 教員不足の考え方（国の定義）

講師（非正規・常勤）の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が、学校に配置することとしている教師の数（配当数）を満たしておらず、欠員が生じること。

(2) 要因

- ・年齢構成の変化に伴う産休・育休取得者数の増加や、精神神経系疾患による病休者数の増加、特別支援学級数の増加による、講師の必要数の増加
- ・近年の大量退職・大量採用に伴い、多くの講師が採用試験に合格し、正規採用されることによる、講師名簿登録者数の減少（講師のなり手の減少）

(3) 今後の課題

- ・新規に講師名簿に登録する者の多くは、採用試験を不合格となった大学生ですが、近年、大学生の受験者数は減少傾向にあるため、新規の講師登録者にもつながる大学生の受験者の安定的な確保が必要です。
- ・大学生の受験者数の減少の主な要因である、長時間労働や授業の指導力、保護者対応への不安の解消が必要です。
- ・退職者や教員免許状を持ちながら教職についていない方等、潜在教員の掘り起こしが必要です。

【教員採用試験の受験者数】

(単位：人)

	R3 採用	R4 採用	R5 採用	R6 採用	R7 採用
受験者数	2,661	2,457	2,174	2,057	1,843
うち大学生数	672	650	598	605	519
採用数	437	518	511	476	548
倍率	6.1 倍	4.7 倍	4.3 倍	4.3 倍	3.4 倍

※受験者数について、R7 は大学 3 年生を除外

- ・ 令和 7 年度教員採用試験の受験者数は 1,843 名（大学 3 年生を含む 2,003 名）で、記録が残っている平成 6 年度採用以降で最少
- ・ 大学生の受験者数は、令和 7 年度教員採用試験で大きく減少（対前年 86 名減）

2 令和 7 年度の取組

（1）教員採用試験の受験者数の確保

①教員採用試験の工夫・改善

- ・ 産育休取得時の代替講師の確保が困難となる中、一定数の産育休者を見込んで、代替としてあらかじめ正規の教員を採用しておくことが可能となったことから、教員採用試験の採用予定者数に反映＜新規＞
- ・ 試験項目の見直し（小学校教諭・特別支援学校教諭の 2 次試験の「英語リスニング」を廃止）による受験者の負担軽減＜新規＞
- ・ 民間の就職活動期に大幅な遅れをとらないよう 1 次試験を 6 月に実施
- ・ 学生の受験者確保につながる大学 3 年生を対象とした特別選考の実施（小学校教諭のみ）
- ・ 講師確保につながる 1 次試験の全部又は一部免除
- ・ 特別免許状の授与を前提とした採用試験の実施

②SNS 等を活用した情報発信の取組

- ・ パンフレットや動画を活用した教職の魅力発信
- ・ 県のホームページ、SNS を活用した教員採用試験に係る情報発信

③ガイダンスや説明会による教職の魅力発信

- ・ 大学生等を対象に、先輩教員から教職の魅力を伝えるガイダンスの実施
- ・ 県内高校生を対象に、教員の魅力を発信する説明会の実施
- ・ 教員採用試験や教員免許状の取得方法に関する説明会の実施

（2）教員を志す大学生の不安解消に向けた取組

①学校における働き方改革の取組

- ・ 専門人材や地域人材の配置（スクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、学校問題解決支援員等）
- ・ ICT を活用した業務の効率化（生成 AI を活用した教頭業務等の効率化に関する実践研究等）＜一部新規＞
- ・ 中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行を含む部活動改革

②大学と連携した取組

- ・大学生が現職教員と共に授業実践研修に参加する機会の提供
- ・大学の教職講座へ県教育委員会事務局職員を講師として派遣
- ・教員を志す大学生等を教育アシスタントとして学校現場に受入れ
- ・三重大大学の現場体験「プレアシスタント」の支援
- ・大学前から採用に到るまでの一貫した取組として、大学が実施する地域課題に強み・専門性を有する人材を育成する教育プログラムを修了した学生を対象とした教員採用試験における特別選考枠の設置に向けた検討 <新規>

(3) 潜在的な教員の掘り起こし

- ・転職希望者や移住希望者を対象にした教職の魅力発信 <新規>
- ・退職教員や教員免許状を持ちながら教職に就いていない人を対象とした「みえの未来の先生」相談会の実施や情報発信
- ・過去の講師登録者や教員採用試験の不合格者への働きかけ
- ・各関係機関との連携や企業への働きかけ
- ・教員採用試験と併せた育児休業等代替任期付講師等の選考の実施
- ・専門性を有する人への臨時免許状の発行

(4) メンタルヘルス対策の取組

- ・不安や悩み、ストレスとこころの健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶセルフケア研修や動画配信の実施
- ・教員を対象に、臨床心理士による「メンタルヘルスカウンセリング」を実施し、必要に応じて専門医の受診を勧奨
- ・新規採用者がつながりや悩みを共有する場の提供
- ・メンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的に「ストレスチェック」を全ての公立学校で実施
- ・職場復帰した教員を対象に、臨床心理士による面談を実施（復職後最長2年間）

3 教員のサポート体制

○専門人材・地域人材の活用

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・部活動指導員
- ・スクール・サポート・スタッフ
- ・教頭マネジメント支援員
- ・学校問題解決支援員

【専門人材・地域人材の状況の推移】

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
スクールカウンセラー	65,640 時間	68,557 時間	74,020 時間	80,441 時間
スクールソーシャルワーカー	16,619 時間	24,624 時間	25,119 時間	26,176 時間
部活動指導員	122 名	172 名	222 名	251 名
スクール・サポート・スタッフ	全校配置	全校配置	全校配置	全校配置
教頭マネジメント支援員	—	—	11 名	16 名
学校問題解決支援員	—	—	2 名	3 名

6 学校における働き方改革の推進について

1 時間外労働時間削減に向けた取組

(1) 現状と課題

学校における働き方改革の推進は、教職員の業務負担の軽減を図り、質の高い授業づくりや子どもたちと向き合う時間を確保しながら、より効果的な教育活動を持続的に行うことを目的としています。

令和元年 12 月に給特法が改正され、各教育委員会は、所管する学校の教育職員の時間外労働の上限を月 45 時間、年 360 時間とする規則および方針を定め、その実現に向け、業務の削減や必要な環境整備等を進めてきたところです。

令和 6 年度における時間外労働が月 45 時間を超える教職員の月平均人数と全ての教職員に対する割合は、昨年度と比べて全校種で減少しました。

【時間外労働が月 45 時間を超える教職員の月平均人数の推移】

	令和元年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	R6 と R1 の比較
小学校	1,282 人 (18.1%)	648 人 (9.3%)	626 人 (9.2%)	550 人 (8.1%)	▲732 人 (▲57.1%)
中学校	1,484 人 (39.2%)	1,070 人 (28.2%)	1,088 人 (28.7%)	972 人 (25.7%)	▲512 人 (▲34.5%)
県立学校	542 人 (12.4%)	422 人 (9.3%)	397 人 (9.0%)	370 人 (8.4%)	▲172 人 (▲31.7%)

※ 各年度における（ ）内は各校種ごとの全ての教職員に対する割合

※ R6 と R1 の比較における（ ）内は、対 R1 比（％）

【時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の状況の全国との比較】

		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
小学校	三重県	20.6%	9.1%	10.7%	11.3%
	全国平均	39.6%	25.6%	31.4%	29.8%
中学校	三重県	43.4%	19.2%	28.7%	27.6%
	全国平均	53.8%	33.9%	45.4%	44.1%
県立学校	三重県	18.8%	5.4%	9.2%	16.4%
	全国平均	41.6%	22.1%	31.0%	31.8%
特別支援学校	三重県	1.8%	0.7%	1.7%	1.3%
	全国平均	18.9%	9.4%	14.8%	14.7%

※ 「令和 4 年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果」（文部科学省）を基に作成

※ 令和元年度から令和 4 年度までの 4 月から 8 月の時間外在校等時間を比較

【教職員満足度調査における「総勤務時間」に関する満足度】

総勤務時間に関する満足度 (5点満点)	令和5年度 実績値	令和6年度 実績値 (目標値)
	2.39	2.50 (2.48)

※ 三重県教育ビジョン 基本施策6 学びを支える教育環境の整備 KPI

また、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等がなく通常の状態であった令和元年度と比較すると、小学校で 57.1%減、中学校で 34.5%減、県立学校で 31.7%減となっています。これまで継続してきた取組の結果、学校における働き方改革は確実に進んでおり、国が調査した全国平均と比較しても低い傾向にあるものの、教職員の長時間労働が解消されるまでには至っていない状況です。

今後も引き続き、三重の子どもたちの豊かな学びのための持続的でよりよい教育活動につながるよう、県および市町と学校が一体となって、学校における働き方改革の推進に一層取り組んでいく必要があります。

(2) 令和7年度の取組

① 全校で統一した取組(目標の設定)と各学校における効果的な取組の普及

- ・全ての公立学校が統一した3項目(「定時退校日の設定」「部活動休養日の設定」「会議時間の短縮」)について目標を設定し、総勤務時間縮減に向けて取り組みます。
- ・各学校において、個別の事情をふまえ、総勤務時間縮減に向けた課題を整理したうえで解決するための取組を実践するとともに、効果的な取組を他校に水平展開します。

② 専門人材・地域人材の活用

- ・国の事業も活用しながら、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、部活動指導員、教頭マネジメント支援員等を拡充して配置または派遣します。特に、学校現場のニーズが高いスクール・サポート・スタッフについては、引き続き全校に配置します。

③ ICTの活用

- ・県主催の会議や研修会等のオンライン会議やオンデマンド配信、高等学校入学者選抜における採点システムの活用など、業務のデジタル化を進めます。
- ・令和5年度に設置した「学校における教職員の業務の仕分け作業部会」における検討結果をふまえ、「必ずしも学校や教員が担う必要がない業務」について、専門人材・地域人材およびICTのさらなる活用を推進します。

- ・生成 A I を活用した教頭業務等の効率化に関する実践研究に取り組みます。

④ 部活動への対応

- ・中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行について、引き続き、市町等教育委員会等と定期的に協議する場を設け、各市町の取組と課題を共有し、円滑に進むよう支援します。

⑤ 教員の「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定および公表等

- ・国では「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」が今国会に提出され、県および市町等教育委員会において、教員の「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定および公表、計画の実施状況の公表が義務付けられる見込みです。また、本計画の内容および実施状況について、総合教育会議へ報告することも義務づけられます。

今後、県教育委員会としては、教員の「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定に向けた検討を進めるとともに、各市町等教育委員会における本計画の策定・実施等を支援していきます。

⑥ 保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求などへの対応

- ・令和 6 年度に、教育現場の状況を把握するためにアンケートを実施したところ、過大な要求や苦情等を受けたことがある教職員が一定数いることが分かりました。アンケート結果では、組織的な対応として、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求などの防止に向けた啓発を希望する等の回答があったことから、P T A などと連携して、啓発ポスターを掲示するなど、保護者や地域への呼びかけを実施していきます。
- ・県教育委員会事務局に、引き続き学校問題解決支援員を配置し、教職員や市町教育等委員会が対応に困った際に相談できる体制を整備します。
- ・県立学校において電話通話録音機能を整備することにより、各学校の教育活動をより良くするための職場環境づくりを推進します。

2 教職員の健康管理について

(1) 現状と課題

本県における教育職員の精神神経系疾患による休職者数の割合は、令和 4 年度の 0.66%（在職者数 14,425 人のうち 95 人）に対し、令和 5 年度は 0.71%（在職者数 14,388 人のうち 102 人）であり、令和 4 年度に引き続き全国平均は下回っている状況であるものの、全国状況と同様、増加となりました。

現状として、全国平均は下回っている状況ではあるものの、メンタルヘルス不調により休職する教育職員が令和２年度以降増加する傾向であるため、メンタルヘルス不調による病気休暇・病気休職者が減少できるよう、予防対策、メンタルヘルス不調者への早期対応、復職支援および再発防止の各段階での取組を推進しているところです。

三重県および全国の教育職員在職者に対する精神神経系疾患休職者の割合（単位：％）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
三重県	0.65	0.65	0.58	0.59	0.48	0.56	0.66	0.71
全 国	0.53	0.55	0.57	0.59	0.57	0.64	0.71	0.77

（２）令和７年度の取組

教職員のメンタルヘルス不調による病気休暇・病気休職者が減少できるよう、引き続き、以下の取組を進めてまいります。

① 予防対策

（ア）各種研修

- ・こころの健康の保持増進については、不安や悩み、ストレスとこころの健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶセルフケア研修として、初任者研修およびメンタルヘルスセミナーを実施
- ・管理職員が、所属する教職員の抱えるストレスに気づき対処する方法を身につけるラインケア研修を新任校長および新任教頭を対象として実施
- ・異動して一年目（新規採用者を含む）の教職員に対しては、職員同士が繋がりや悩みを共有できる機会や産業医との面談の場を設けるよう取り組み、メンタルヘルス不調を予防

（イ）ストレスチェック

- ・教職員のストレスへの気づきや職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的に「ストレスチェック」を全ての公立学校で実施
- ・「ストレスチェック」の結果を活用し、セルフケアや職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりの推進

② メンタルヘルス不調者への早期対応

- ・メンタルヘルス不調への早期の気づきと対応については、教職員を対象にした臨床心理士による「メンタルヘルスカウンセリング」や、管理職員がメンタルヘルス不調者の早期対応や職場復帰に際し、個別の支援や職場の支援について専門医に相談する「メンタルヘルスカンファレンス」を実施
- ・利用できる事業や制度などを管理職員が相談できる「メンタルヘルスコンシェルジュ」事業を実施

③ 復職支援および再発防止

- ・療養していた教職員が復帰する際には、職場の雰囲気や業務に慣れるため、一人ひとりの状況に応じた復帰訓練を実施し、復職後、最大2年間、臨床心理士による面談を実施

7 不祥事根絶に向けた対応策について

1 現状と課題

(1) 現状

昨年度、生徒への性暴力や大麻所持の疑いにより公立中学校教諭が逮捕される事案等、令和に入ってから最多となる 13 件の懲戒処分事案が発生しており、児童生徒や保護者をはじめとする県民の信頼を大きく損なう極めて深刻な状況となっています。

【懲戒処分件数の推移】

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
免職	4	1	4	3	2	2	5
停職	4	1	1	2	1	4	0
減給	6	2	3	2	4	5	8
戒告	0	1	0	0	2	0	0
計	14	5	8	7	9	11	13

こうした状況を受け、令和 7 年 1 月、県立学校長会議と市町等教育長会議を臨時で開催し、全ての県立学校長と市町等教育長に対して、不祥事の根絶と服務規律の確保について徹底しました。

また、全ての教職員が子どもたち・保護者・地域・同僚に信頼される教職員であり続けるといったメッセージを込めて新たに作成したリーフレット「信頼される教職員であり続けるために～不祥事の根絶に向けて～」を、全ての公立学校教職員に配布し、不祥事根絶に向けて、県民から信頼される教職員として教職員一人ひとりが自らの襟を正すとともに、学校全体でこれ以上不祥事を絶対「出さない」という職場風土を形成する取組を進めているところです。

(2) 課題

不祥事根絶に向けて学校全体で一丸となって取り組んでいる中、依然として懲戒処分事案が発生しています。今後とも、教職員一人ひとりが、この危機的な現状を自分事として受け止め、改めて教職員としての誇りと高い倫理観を持ち、コンプライアンス意識の感度を高めるとともに、同僚の気がかりな行為に対して互いに指摘し合える環境づくりに粘り強く取り組んでいく必要があります。

2 令和 7 年度の取組

県教育委員会に設置した「コンプライアンス推進委員会」を年 3 回開催し、児童生徒や保護者をはじめとする県民の信頼を回復できるよう、危機感をもって、各県立学校における不祥事根絶に向けた取組を支援していきます。また、服務監督権者である各市町等教育委員会に対して、県立学校での取組を参考に情報提供し、より実効性のある取組を主体的に進めるよう働きかけていきます。

（１）「信頼される学校であるための行動計画」に基づく取組

県立学校では、各学校に設置した「学校信頼向上委員会」において、管理職と教職員が、児童生徒との関わり方や教職員同士の関係性等を議論し、学校として取り組む事項を検討しています。検討した事項を各学校の「信頼される学校であるための行動計画」に記載し、校長のリーダーシップのもと取り組んでいます。

県教育委員会は、県立学校長の期首面談等を通じて、計画内容や進捗状況を確認し、状況に応じて指導、助言を行います。

（２）初任者研修および年次別研修の実施

令和元年度から、年度当初の初任者研修、教職６年次研修および中堅教諭等資質向上研修におけるコンプライアンスに関する研修の中で、初任者に対しては、教職員になるにあたっての決意や心構えについて、年次別研修受講者に対しては、信頼される教職員であるために取り組んでいくことについて、レポートを提出させています。

提出されたレポートは、初任者が教職６年次研修を受講する際等、それぞれの教職員が５年後に受講する年次別研修で返却し、その当時記載した内容を振り返り、改めて教職員としてのあり方等を見直す機会を設けます。

（３）講師等研修の実施

年度当初に非常勤講師を含む講師全員に、「講師等研修ノート」を配布し、児童生徒および保護者からの信頼に応えられる教育活動を行うことができるよう、教職員としての心構えや服務、児童生徒との関わり方等について、校長が研修を行います。

加えて、常勤の講師等のうち受講を希望する者に対して、総合教育センター主催の「常勤講師等研修」において、服務やコンプライアンスに関する研修を行います。

（４）教職員向けコンプライアンス・ハンドブックの改訂・活用

令和３年９月、服務の基本事項、不祥事発生に係る原因・背景や対応策をとりまとめた「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック」を作成しました。

教職員による不祥事が相次いで発生したことを重く受け止め、令和７年５月に「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック」を改訂しました。改訂したハンドブックには、新たな研修資料を追加したほか、前回のハンドブック以降に発出した教職員等による児童生徒性暴力等の通知や不適切な言動を追加するなどの改正を加えた「懲戒処分の指針」等を掲載しました。

各県立学校で実施されるコンプライアンス・ミーティング等において、学校の実情に応じてハンドブックを活用することにより、各学校が主体的に不祥事根絶に向けて取り組むとともに、教職員一人ひとりが不祥事を自分事としてとらえることにより、コンプライアンス意識の感度を高めていきます。

（５）教職員による児童生徒性暴力等の早期発見・対応

教職員による児童生徒性暴力等を早期に発見し、早期に対応するために、「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」を、県立高等学校、特別支援学校高等部・中学部および公立中学校・義務教育学校後期課程の生徒を対象に実施しています。教職員に対して、一定の抑止効果はあるものの、昨年度、児童生徒性暴力等により免職となった事案が３件発生し、児童生徒性暴力等の根絶には至っていません。今年度も継続してアンケート調査を実施するとともに、全ての教職員が生徒への自らの言動を振り返り、生徒との関わり方を見直す機会を設けることを通して、改めて教職員による児童生徒性暴力等の根絶を図ります。

また、令和６年４月には、県教育委員会事務局内に「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口を開設しました。

これらの取組を粘り強く継続することにより、児童生徒性暴力等のない安全・安心な学校づくりに取り組んでいきます。

（６）体罰・不適切な言動の根絶に向けた取組

教職員の体罰については、児童生徒からの訴えを把握するため、学期に１回程度、児童生徒に対して、体罰にかかるアンケートおよび面談等を実施し、体罰の実態の的確な把握に努めています。また、令和６年７月、「懲戒処分の指針」を一部改正し、体罰に加え、「不適切な言動※」にかかる標準例を追加しました。

今年度も体罰にかかるアンケート等を実施し、体罰・不適切な言動の根絶に取り組んでいきます。

※「叱責の範疇を超え、著しく児童生徒の人格、人権、能力や存在そのものを否定する言葉を発する。」「大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。」「殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。」など

（７）学校におけるハラスメント研修動画の作成・活用

令和５年度、ハラスメントへの理解を深め、ハラスメントを起こさないことで、児童生徒性暴力等や体罰・不適切な言動を未然に防ぐことをねらいとした研修動画を作成しました。

令和６年度は、どのような行為が体罰・不適切な言動に当たるのか、また、それらが児童生徒にどのような影響を与えるのかについて理解を深めることにより、体罰・不適切な言動の根絶をねらいとした研修動画を作成しました。

今年度は、教職員による児童生徒性暴力等の根絶をねらいとした研修動画を作成する予定です。

全ての教職員が研修動画を視聴することにより、ハラスメントに対する認識や感度の向上を図り、児童生徒性暴力等及び体罰・不適切な言動の根絶に取り組んでいきます。

8 小中学校教育について

1 ICT教育の推進

Society 5.0時代を生きる子どもたちにとって、1人1台端末をはじめとする学校のICT環境は、必要不可欠な学習基盤です。1人1台端末の効果的な利活用を進め、学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力の育成を図るため、以下の取組を進めます。

- ① 令和6年度より始まった1人1台端末の更新について、三重県公立学校情報機器整備基金を活用し、市町への補助を行います。また、共同調達会議（三重県GIGAスクール構想推進協議会）を開催し、端末の仕様や効果的な利活用等について協議していきます。
- ② 令和7年3月に策定した三重県1人1台端末利活用方針の概要版リーフレットを作成するとともに、1人1台端末の利活用事例をまとめます。
- ③ ICT教育のさらなる推進に向け、小中学校等の教員を対象とした授業改善講座の実施や、ICT端末等の利活用推進に課題を抱える市町に対して、課題解決に向けた具体的な対応策の提示や研修会及びICT教育実践交流会等を実施します。
- ④ 1人1台端末の利活用の促進に向けて、アドバイザーを市町教育委員会や小中学校等に派遣します。

2 道徳教育の充実

子どもたちの自己肯定感を涵養し、生命倫理や規範意識、人間関係の形成につながる道徳教育の充実を図るため、以下の取組を進めます。

- ① 令和6年度に、モデル校2校で実施した、理論に基づくいじめ予防につながる授業プログラムを県内小中学校等に横展開します。
- ② 道徳教育推進教師や各市町道徳教育担当指導主事を対象とした道徳教育推進会議等を開催し、研修や情報交換および協議を行うとともに、道徳教育アドバイザー（3名）を学校へ派遣し、効果的な指導方法等について指導助言を行い、道徳科の授業の充実を図ります。また、好事例の学習指導案を、県教育委員会のWebサイトやクラウド上に掲載します。
- ③ 道徳教育実践推進地域に指定した2市の取組を支援し、公開授業等により、その取組の成果を普及します。（実践推進地域：四日市市、名張市）

3 英語教育の推進

言語活動の充実した外国語活動・外国語科の授業等で、児童生徒が英語を使って自分の思いや考えを伝えあう力を高めるため、以下の取組を進めます。

- ① 学習指導要領に沿った授業改善を進めるため、教員の指導力向上を目的とした研修会や実践例の情報発信等を行います。県内の英語教育の課題をテーマに掲げ、教科調査官や大学教員を講師とする研修を実施します。また、英語教育に係る実践好事例等の情報を伝えるため、県内国公立小中学校等を対象に、英語通信を定期的に発信します。

- ② 中学生が郷土三重についての学習を深め、英語でその魅力を発信できる力を育成するワン・ペーパー・コンテストを実施します。また、コンテスト上位者を対象に、プレゼンテーションコンテストを実施し、各校での実践に資するよう研修会でコンテストの内容を共有するなど、「書くこと」「話すこと」の技能統合型の言語活動の推進に努めます。
- ③ 県内公立中学校において、同年代の外国人生徒とオンラインを活用して交流する事業を通じて、国際的視野を広げるとともに、外国語に関する関心を高めるための授業改善およびICTの効果的な活用法を県内に横展開します。

4 郷土・キャリア教育の推進

少子高齢化や人口流出などの地域の課題がある中で、自分たちが住む地域および郷土三重の未来を創造する人材の育成が求められています。他者と協働し、地域の住民や企業と関わりながら、地域の課題に対して解決策を考えるとともに、自分の生き方や進路について主体的に考える機会をつくることで郷土三重を担う人材の育成を図るため、以下の取組を進めます。

- ① 県内の小中学校等における郷土教育・キャリア教育の推進に向け、3市の小中学校を実践校に指定し、関係市教育委員会と連携して、実践校における取組に必要な助言や情報提供を行います。（実践推進地域：鈴鹿市、亀山市、鳥羽市）
- ② 県内の小中学校等や市町教育委員会に実践内容の普及を図るため、オンライン実践交流会を開催します。また、実践校がまとめた報告書を配付したり、県教育委員会のホームページに公開したりするなど、実践やその成果を県内の小中学校等や市町教育委員会に横展開します。

5 みえ四葉ヶ咲中学校について

令和7年4月1日に、夜間中学の機能と学びの多様化学校の機能を兼ね備えた、みえ四葉ヶ咲中学校が開校しました。

- ① 「学びの多様化学校」（いわゆる不登校特例校）の指定について
学齢期の不登校生徒（中学生）を受け入れるため、文部科学省と協議を進め、令和7年3月19日付けで文部科学大臣より「学びの多様化学校」の指定を受けました。
- ② 入学・転入学状況（令和7年5月13日現在）

【市町別】

（人）

	朝日町	川越町	四日市市	菰野町	鈴鹿市	亀山市	津市	松阪市	名張市	伊勢市	鳥羽市	御浜町	合計
夜間中学	0	1	4	1	4	1	22	3	0	4	0	0	40
多様化	1	0	2	1	7	2	10	2	2	1	1	1	30

【学年別】

(人)

	1年	2年	3年	合計
夜間中学	29	3	8	40
多様化	13	8	9	30

※現在、個に応じた学びを保障するため、生徒の受入れは停止しています。年度途中の受入れの再開については、状況をみて判断します。

③ 学級数と教員の配置数

夜間中学コース3学年（各1学級）、学びの多様化学校コース3学年（各1学級）とし、次のように教職員等を配置しました。

- ・常勤教員 14人（校長、教頭を含む）
- ・非常勤講師 1人
- ・養護教諭 1人
- ・事務職員 1人
- ・学校労務員 2人
- ・学校業務支援員 1人
- ・スクールサポートスタッフ 1人
- ・学習指導員 2人
- ・日本語指導アドバイザー 1人（予定）

※その他、スクールカウンセラー、巡回相談員、就職実現コーディネーター、ALT等派遣

④ 授業内容

一人ひとりの学びの習熟や目的に応じて、自由進度学習を取り入れた、個に合わせた授業を行います。

また、教科等統合型の探究的な学習である「ワールドスタディタイム」や「よつばタイム」等の教科を新設します。

⑤ みえ夜間中学体験教室

さまざまな事情により、中学校へ十分に通うことができなかった方に夜間中学を体験する機会を設け、義務教育の内容を学ぶ機会を提供するとともに、夜間中学への理解を深めていただくことを目的として、令和7年度も夜間中学体験教室を実施します。

【開催期間】 令和7年5月14日（水）～令和8年2月25日（水）
全32回（2回の校外学習を含む）

【会場】 県立北星高等学校

9 学力の育成について

I 学力の育成

学力が向上することは、自己肯定感やチャレンジする力を高め、自分の可能性を伸ばすことや将来の夢の実現につながります。

子どもたちが学力を確実に身につけることができるよう、子どもたちが達成感を味わい、やる気、自信にもつながる、「できた」、「分かった」という実感を得られる授業改善、学習習慣の確立に向けた取組を進めます。

1 令和6年度全国学力・学習状況調査結果

- ・教科に関する調査において、平均正答率が全国平均を上回った教科は、小中学校合わせた4教科中1教科（中学校数学）でした。
- ・「自分には、よいところがある」と回答した割合が年々上昇しています。また、「先生は、あなたのよいところを認めてくれている」と回答した割合は9割を超えています。
- ・授業時間以外に1時間以上学習する小中学生が年々減っており、全国平均より低い状況が続いています。

【参考】

＜全国学力・学習状況調査児童生徒質問調査結果＞

（ ）の数値は、全国との差を示します。

① 自分には、よいところがある（肯定的な回答）

	R3	R4	R5	R6
小学生	76.0 (-0.9)	77.9 (-1.4)	81.9 (-1.6)	82.4 (-1.7)
中学生	77.5 (+1.3)	79.7 (+1.2)	80.9 (+0.9)	83.8 (+0.5)

② 先生は、あなたのよいところを認めてくれている（肯定的な回答）

	R3	R4	R5	R6
小学生	—	87.0 (-0.1)	89.8 (0.0)	90.6 (+0.7)
中学生	—	88.7 (+2.1)	89.2 (+1.9)	91.4 (+1.0)

③ 平日の学習時間（1時間以上）

	R3	R4	R5	R6
小学生	59.6 (-2.9)	56.5 (-2.9)	54.0 (-3.1)	50.6 (-4.0)
中学生	73.3 (-2.6)	68.5 (-1.0)	64.9 (-0.9)	63.2 (-1.1)

④ 休日の学習時間（1時間以上）

	R3	R4	R5	R6
小学生	53.4 (-7.6)	48.2 (-7.9)	44.7 (-7.8)	40.4 (-8.2)
中学生	70.9 (-6.7)	64.7 (-6.1)	59.6 (-5.7)	55.6 (-7.4)

2 令和7年度の取組

(1) 市町教育委員会との連携

- ・各学校における学力向上に向けた取組が組織的・計画的に進むよう、市町教育委員会が作成した「学力向上アクションプラン」に基づき、市町や学校が注力する取組の取組状況について継続的かつ定期的に協議を行い、活性化を図ります。
- ・各学校における授業改善の取組や学習内容の理解・定着につなげる取組が進むよう、市町や学校の求めに応じた研修の支援および指導・助言を行います。

(2) 学習習慣の確立に向けた取組

- ・学習習慣の確立に向けて、総合的な学習の時間等で、子どもたちが学ぶ意義や、家庭での学習方法、効果的な時間の使い方について学び、実践し、振り返る授業をモデル校（2校）で実施します。授業では、自身の家庭での過ごし方を振り返り、改善しながら、自身や友達の成長を認める場面を設定します。加えて、その授業内容を好事例として、県内に水平展開することで、県全体の学習習慣の確立を図ります。

※令和7年度モデル校：伊賀市、名張市

- ・第1回みえスタディ・チェックの実施にあわせて、「学習や生活等に関する質問」を実施し、その結果を分析して、早い段階から、課題の改善に向けて市町や学校の状況に応じた支援を行います。
- ・学校・家庭・地域がともに学ぶ機会の提供や、三重県PTA連合会と連携した家庭学習の習慣化の啓発、1人1台端末を活用した学習習慣・読書習慣等の改善に向けた取組を進めます。

(3) 若手教員等の育成を核とした授業力向上の取組

- ・若手教員等の授業力の一層の向上に向け、モデル校を指定し、授業力向上アドバイザーがモデル校を月1回程度訪問し、若手教員等の授業について指導・助言を行います。
- ・モデル校を複数のグループに分け、互いに提案授業を行い、協議する研修会を引き続き実施し、学校の垣根を越えて学び合う仕組みの構築を図ります。

※令和7年度モデル校：8市町32校（東員町、鈴鹿市、亀山市、松阪市、明和町、伊勢市、伊賀市、名張市）

(4) 効果的な少人数指導の推進

- ・国語および算数・数学の効果的な少人数指導を推進するため、推進校を64校指定し、学力向上アドバイザー等による指導・助言を通じて指導体制や指導方法を工夫する授業実践の取組の活性化を図ります。
- ・効果がみられた実践例について、研修会等を通じて普及に取り組みます。

（５）「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて

①みえスタディ・チェック

児童生徒が学習内容を確実に身につけられるようにするため、ＣＢＴシステムで提供しているみえスタディ・チェック関連問題やワークシートの活用方法等を研修会等で発信し、活用を促進します。

＜みえスタディ・チェック実施時期、実施学年、実施教科＞

	第 1 回	第 2 回
学年	小学校第 4、5 学年 中学校第 1、2 学年	小学校第 5 学年 中学校第 2 学年
人数	各学年 15,000 人×4 学年	各学年 15,000 人×2 学年
実施期間	4～5 月	1～2 月
時間	小学校 1 教科 25 分又は 45 分 中学校 1 教科 50 分	小学校 1 教科 45 分 中学校 1 教科 50 分
教科	国語、算数・数学、理科 ＊理科は、小学校第 4 学年は実施なし	国語、算数・数学 ＊理科は、3 年に 1 回程度実施
質問調査	学習や生活等に関する質問 ＊令和 4 年度から実施 (CBT)	_____

②全国学力・学習状況調査

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てます。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立します。

Ⅱ 少人数教育

1 令和 6 年度の取組と課題

（１）少人数学級の取組

国の学級編制標準において、小学校 1～5 年生 35 人学級、中学校全学年 40 人学級とされている中、県独自で小学校 1・2 年生での 30 人学級（下限 25 人）、中学校 1 年生での 35 人学級（下限 25 人）を継続することで、令和 6 年 5 月 1 日現在、小学校 1 年生では 90.6%、2 年生では 90.8%の学級が 30 人以下となり、中学校 1 年生では 96.3%の学級が 35 人以下となりました。加えて、国を先取りする形で小学校 6 年生を 35 人学級としました。

少人数学級を実施している学校においては、毎年、指導上の効果や児童生徒の変容、保護者の反応などを確認しています。令和 6 年度においては、授業につまずく児童生徒の減少、授業中の集中力の増加、話し合い活動の充実、落ち着いた学校生活の実現などが報告されており、保護者の安心感や信頼感の向上にもつながっています。引き続き、少人数学級を実施し、基本的生活習慣の定着と学力の向上を図り、安全で安心に学べる環境を確保することが必要です。

(2) 少人数指導の取組

- ・平成 28 年度から、少人数指導のより効果的な指導方法を検証するため、国語、算数・数学、理科を対象に、習熟度別指導やティーム・ティーチング（以下「T T」という。）といった指導形態を予め設定した少人数指導推進校を指定し、実践的な研究を進めてきました。
- ・令和 6 年度は推進校を 79 校指定し、学力向上アドバイザー等による指導・助言を行うとともに、推進校を 14 グループに分け、グループ別での提案授業や交流会を行いました。
- ・全国学力・学習状況調査の令和 5 年度と 6 年度の結果を全国平均との差で比べると、小学校における国語の T T、中学校における数学の習熟度別指導において、少人数指導を 1 年間実施した推進校は、推進校以外の学校より改善が見られました。
- ・みえスタディ・チェックの令和 5 年度第 1 回と第 2 回の結果を比べると、小学校における算数の習熟度別指導、中学校における数学の習熟度別指導において、推進校以外の学校よりも改善が見られました。
- ・算数・数学の習熟度別指導では、自分と友だちとの考えを比較したり、算数・数学用語を使って求め方を説明したりする取組を通して、自ら進んで友だちに教えたり、新たな気づきを用いて問題を解こうとしたりするなど、意欲的に取り組む姿勢が見られました。
- ・小学校国語の T T では、二人の教員が役割を分担するとともに、児童の活動の進捗状況や理解度を把握することにより、授業の改善点を両者で話し合い次の授業に生かしたり、きめ細かな支援を行ったりすることができました。

2 令和 7 年度の取組

(1) 少人数学級の取組

- ・令和 7 年度は、国の学級編制標準の計画的な引き下げにより、小学校全学年 35 人学級とされる中、本県では、児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行うため、これまでの県独自の小学校 1・2 年生 30 人学級（下限 25 人）に加え、国を先取りして中学校 1 年生での 35 人学級（下限撤廃）、2 年生での 35 人学級（下限 25 人）を実施します。

(2) 少人数指導の取組

- ・効果的な少人数指導を推進するため、推進校を指定し、学力向上アドバイザー等が推進校を計画的に訪問し、指導・助言を行います。加えて、効果がみられた実践例について、研修会等を通じて普及に取り組みます。また、算数・数学の少人数指導推進校においては、引き続き総授業時数の 70% 以上で習熟度別指導を実施します。
- ・算数・数学の習熟度別指導については、これまでの取組でより効果が見られた、基礎コースでの具体物の操作やデジタルコンテンツ等を活用した視覚支援を多く取り入れた指導、発展コースでの個人の思考の時間と他者との比較等により考えを深める時間を確保した指導に取り組みます。
- ・小学校国語の T T においては、これまでの取組でより効果が見られた、2 人の教員が児童の学習状況や授業のめあて、指導の流れなど事前に打ち合わせ、それぞれの役割を明確にした指導に取り組みます。

10 高校教育について

1 新たな価値を創り出す力の育成

(1) 探究的な学びの推進

「総合的な探究の時間」を中心に、生徒自身が興味・関心ある事柄について自ら課題を設定し、その課題を解決するために情報を収集・分析したり意見を交換したりしながら、自分なりの答えを導き出す探究的な学習活動を推進します。

また、教科横断的なSTEAM教育や地域課題解決に向けた学習など、社会とのつながりを意識した学習に引き続き取り組みます。

文部科学省からSSH（スーパーサイエンスハイスクール）の指定を受けた6校が、課題研究を中心とした先進的な理数系教育に取り組みます。

学習の前後で、自己肯定感をはじめ、創造力や表現力、協働する力など社会で求められる資質・能力やチャレンジする意欲などの伸長を把握しながら、取組の改善および充実につなげます。

(2) ICTを活用した教育の推進

各学校では、1人1台端末を活用し、一人ひとりの興味・関心や習熟度に応じた学びや協働的な学びを進めるとともに、学校と家庭で切れ目なく学習内容の理解や学習習慣の定着、生徒の特性に応じた学びを進めています。

令和6年度、法令等の改正を受け、生徒の学びの機会を保障するため、不登校や病気療養中の生徒（42校192名）に対してICTを活用した遠隔での授業配信を行いました。引き続き、学校と連携のうえ、生徒の状況に応じた学習支援に取り組みます。

高校生が希望する進路を実現できるよう、地域にある唯一の高校や小規模校等を対象に、ICTを活用して多様で専門性の高い教科・科目の授業を配信していく予定です。今年度は県総合教育センター内への遠隔授業配信センターの整備や先進自治体の取組についての調査・研究など、令和9年度からの本格配信に向けた準備に取り組みます。

(3) 生成AI活用に向けた実践研究とDX人材の育成への取組

課題の発見・解決に向け生成AIを適切に利活用し、情報社会に主体的に参画できる力を段階的に高めていくとともに、産業界で活躍できるDX人材を育成します。令和5年度から国事業等を活用し、指定校において各教科での生成AIを活用した授業改善の研究を進めており、引き続き好事例の横展開を図ります。

文部科学省の「AIの活用による英語教育強化事業」を活用し指定校6校において、事業者や研究者等と連携しながら、AIを活用して英語で「話す・書く」といった言語活動の充実を図る英語授業モデルの構築をめざします。

文部科学省からDXハイスクール（高等学校DX加速化推進事業）の指定を受けた18校において、情報、理数教育を重視するカリキュラムやICTを活用した文理横断的・探究的な学びの充実に取り組みます。

職業学科の県立高校において、先進的な取組を行う企業等との連携により、プログラミングやARを活用した学習を取り入れ、実社会の課題解決につながる取組を進めるとともに、生徒のデジタルスキルが向上する手法の研究やDX人材育成プログラムの開発に取り組めます。

2 グローカル教育の推進

グローバル社会において、特に求められる資質・能力（異なる文化・伝統に立脚する人々と共生できる能力や態度、価値を見つけ生み出す感性と力、探究心等）を身につけ、国際舞台で活躍できる人材やグローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成をめざします。

企業等との協働も取り入れながら、海外留学や海外インターンシップ、姉妹校提携による学校間交流等をとおして生徒の国際的視野を広げるとともに、留学に関する情報提供や支援を行い、高校生の留学への意欲・関心を高めます。

将来社会に出る生徒が、外国人労働者をはじめ価値観の異なる多様な人々と職場等で協働しリーダーシップを発揮できるよう、外国人労働者を雇用している県内企業や海外事業所を訪問し、そこで働く従業員から話を伺い、意見交換の場を持つことにより、多文化共生社会で活躍できる人材を育成します。

高校生を対象に「英語セミナー」を開催し、英語によるディスカッションやディベート等を行う機会を創出します。

3 主権者教育等、主体的に社会を形成していく力の育成

各学校では、公民科や家庭科を中心に、授業や特別活動の時間を活用しながら、主権者教育や消費者教育、金融経済教育等を体系的に推進します。

主権者教育モデル校として県立高校3校程度を指定し、有識者等の助言を得ながら実践的な学習を推進し、好事例の横展開を図るとともに、校内外における生徒の自主的な活動の充実に取り組めます。

消費者教育、金融経済教育、法教育では、関係機関と連携し外部講師による出前授業や模擬裁判員裁判の体験等、実践的な学習を推進します。

平和な社会の実現に向けて、海外の学生を含む同年代の学生と自分の意見や考えを伝え合う機会を設定することにより、多様な考えを持つ他者と対話し解決策を模索できる力を育成します。

4 高等学校の特色化・魅力化に係る取組

これまで県立高校では、充実した学習指導や専門教育、きめ細かな進路指導、地域との協働等、それぞれの高校の特色を生かした教育活動に取り組んできました。令和7年度以降の就学支援金制度の拡充（いわゆる「高校無償化」）により、中学生や保護者が高校を選択する際、教育内容をより重視する傾向となることが想定され、各学校においては一層の魅力化・特色化の取組を進める必要があります。

中学生が学びたいと思える学校づくりを一層進めるため、学科改編、教育課程の見直し、大学・企業との連協強化、留学や海外の学校との交流促進等に各学校と連携して取り組みます。

また、各学校の特色ある取組が中学生や保護者、中学校関係者に伝わるよう、ホームページやSNSによる魅力発信、高校生活入門講座（オープンスクール）の充実、高校の学びを体験できる講座の開催等、各学校の取組を支援します。

5 キャリア教育の推進

（１）キャリア教育の充実

生徒が自らの自己肯定感を高め、将来の夢や目標に向け主体的に学びに取り組み、社会で活躍できるよう、各学校において策定した計画に基づいて、入学時からの教育活動全体をとおした、組織的・系統的なキャリア教育を推進します。

また、興味・関心のある職種・業種や地域の企業について詳しく調べたり、自宅で家族との進路相談の際に活用したりすることができる「職業ポータルサイト」の情報の更新・充実を図るとともに、生徒が自らの希望に沿った職業理解や企業研究を進め、主体的に進路を選択する力を身に付けられるよう、企業と連携して実施するキャリア教育に取り組む学校や生徒を支援します。

（２）職業教育の充実

専門性を高める取組や急激に進化する先端技術や社会の変化等に対応した取組等をとおして、実践力、課題解決力を備えた職業人や地域産業を担う人材等の育成をめざします。

文部科学省からマイスター・ハイスクール事業の指定を受けた４校において、福祉関係団体等と連携した専門的な実習や学習活動を推進し、福祉教育の充実や福祉・介護の専門人材の育成に取り組みます。

今年度も引き続き、工業高校や農業高校等において老朽化している実習設備の新たな設備への整備を行うとともに、生徒がより高度な専門的知識・技術を習得できるよう、専門家による指導や全国規模の競技会への参加を支援します。

（３）進学予定高校生への職業理解の促進

県立高校卒業者の約５割が大学・短大へ進学し、うち約７割が県外大学に進学しています。一方、県外大学への進学者のＵターン就職率は約３割にとどまっている現状であり、高校時代に地元企業を知る機会を創出する必要があります。

進学希望者が多い普通科高校で学ぶ生徒が、将来の生き方や職業について考えを深め、Ｕターン就職も視野に入れた進路選択につなげられるよう、県内企業の持つ技術やノウハウを体験できる企業展を開催するとともに、県内企業で活躍する職業人から話を伺う機会や企業を訪問する機会を拡充し、企業と連携した探究活動を推進します。

(4) 就労実現に向けた支援の充実

就労に係る専門的な経験を持つ支援員（就職実現コーディネーター）を、生徒の進路決定や卒業生の職場定着に課題を抱える普通科、総合学科の高校を中心に配置し、障がいのある生徒や外国人生徒を含めた就職を希望する全ての生徒の就職実現につなげます。他者との関わり方等の面から支援が必要な生徒に対して、入学後の早い段階から、福祉や就労の関係機関と連携した職場実習やソーシャルスキルトレーニング等を行います。

6 三重県立高等学校入学者選抜

(1) 再募集の応募資格

誰一人取り残されることのない教育を推進するため、県立高校の最後の受検機会となる再募集について、令和8年度選抜（令和8年3月実施）から、応募資格を改めます。すでに令和6年度から変更点の周知を進めているところですが、今年度も中学生や保護者、中学校関係者へ周知を徹底する等、円滑な実施に向け準備を進めていきます。

＜新たな応募資格＞ ＊下線部が新たな部分

- ・ 県立高校および私立高校等に合格していない人（県立高校に合格していても入学辞退届を提出した人、私立高校等の最終の入学手続きをしていない人を含む）

（例外）私立高校等の最終の入学手続きをした人でも、以下の場合に応募可

- ・ 県内私立高校には設置されていない職業学科、総合学科、体育・芸術等の専門学科の高校を志願する場合
- ・ 経済的な要因によるやむを得ない事情があり、中学校等の校長がその事情を認める場合

(2) 入学者選抜におけるデジタル化

入学者選抜に係る事務負担の軽減を図るため、令和4年度にWeb出願（入学願書と調査書をデジタル化してWeb上で出願）を導入して以降、より使いやすい出願システムとなるよう改良を重ねています。今年度は、前期選抜等の出願時における志願者本人が記載する「自己推薦書」を、Web上で提出できるよう改良し、さらなる業務の効率化に取り組みます。

また、令和6年度に全ての県立高校において、デジタル採点システムを導入し、学力検査における採点業務の負担軽減に取り組んでいます。

今後も引き続き、入学者選抜業務の利便性の向上や業務の効率化に向け改善に取り組めます。

1 1 平和教育について

教育基本法の「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質の育成」という理念のもと、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じて平和の大切さや命の尊さを学んでいます。

戦後 80 年を迎え戦争体験者が少なくなり体験談を伺う機会も減少していく中、戦争体験の伝承者のお話や、資料館、戦争遺跡の見学等、子どもたちに戦争の悲惨さや平和の大切さを実感として捉えさせる学習の必要性が高まっています。

加えて、子どもたちが主体的に戦争や平和について調べ、話し合い、発表する活動を中心とした平和学習も推進していく必要があります。

1 小中学校の取組

社会科や総合的な学習の時間において、第二次世界大戦に至った経緯と人類全体に及ぼした惨禍、グローバル化する国際社会における日本の役割等について学んでいます。

戦争を体験した地域の方々から直接話を聞いたり、県内の戦争に関する史跡を調べたりするなど、戦争の悲惨さや平和の大切さについて学んでいます。

修学旅行では、広島、長崎及び沖縄を訪問し、資料館や戦争遺跡を見学したり、戦争体験者との交流を行ったりしている学校もあります。

(令和 7 年度の取組)

教職経験が少ない教員や平和教育をより充実させたい教員を対象に、以下の内容に関する研修動画を配信し、平和教育の授業実践につながるよう支援します。

- ・広島市教育委員会による平和教育の実践事例
- ・県遺族会による戦時中の生活経験者からの講話
- ・日本ウクライナ文化交流協会による「ウクライナの現状について」の講話
- ・県政策企画部作成の県内戦争体験者による証言動画

2 高校での取組

教科においては、おもに地理歴史科・公民科で、近現代の日本と世界の歴史について多面的に考察したり、日本国憲法の平和主義や国際法等について学習したりするなど、平和で安定した国際社会の形成について課題を設定し考察を深めています。

探究学習において、戦争や平和に係るテーマを自ら設定して主体的に学びを深める生徒もいます。

修学旅行では、令和6年度、県立高等学校56校のうち39校が広島、長崎、沖縄などを訪問しています。語り部の方から体験談を聞いたり、平和祈念資料館や戦争遺跡を見学したりするなど、戦争の悲惨さと平和の大切さを実感として捉え、自分事として考えを深め学習する機会となっています。

水産高校では、航海実習でパラオ共和国に寄港した際に、島内に残る第二次世界大戦時の戦争遺跡の見学などを行っています。

県政策企画部が毎年8月に開催する「平和に関する企画展」に県立高校生が参加し、広島県の高校生と平和をテーマとした探究活動の発表会を行っています。

（令和7年度の取組）

高校生が平和の大切さや命の尊さを実感し継承していくため、戦後80年を迎える今年度の事業として「平和を探究し、創造する高校生育成事業」に取り組みます。大学教授などの有識者による講義や大学生を交えた意見交換、紛争地域に暮らす海外の学生との交流を通じて、高校生が平和について考えや理解を深める機会を設けます。

8月に県政策企画部が開催する「平和のつどい」に県立高校生が参加します。高校生が、原爆で我が子を失った母親の手記の朗読や平和をテーマに取り組んでいる活動の様子やその活動で感じたこと等の発表をとおして、平和への想いを共有し多様な世代に広めていきます。

1 2 外国人児童生徒教育について

1 三重県の現状

本県における日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、令和3年度以降、増加傾向にあります。また、在籍する学校数も増加し、散在化が進んでいます。

○本県における日本語指導が必要な児童生徒数 2,936 人

年度	2020	2021	2022	2023	2024
	R2	R3	R4	R5	R6
小学校 (人)	1,803	1,690	1,761	1,765	1,897
中学校 (人)	642	609	593	731	725
義務教育学校 (人)	2	2	2	3	1
小計 (人)	2,447	2,301	2,356	2,499	2,623
県立高等学校 (人)	262	288	276	276	255
県立特別支援学校 (人)	58	68	68	67	58
合計 (人)	2,767	2,657	2,700	2,842	2,936

※ 小中学校、義務教育学校は公立学校の人数

○在籍小中学校数 268 校 (小：189 校、中：78 校、義務：1 校)

○在籍高等学校数 18 校 20 課程 (全日制：9 校、定時制：10 校、通信制：1 校)

○在籍特別支援学校数 8 校

○日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する市町村数 20 市町

桑名市、木曽岬町、いなべ市、東員町、四日市市、菰野町、川越町、鈴鹿市、
亀山市、津市、松阪市、明和町、大台町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、
名張市、紀北町、紀宝町

○言語数 39 言語 (小・中学校、義務教育学校)

ポルトガル語	スペイン語	フィリピン語 タガログ語	ビサヤ語	中国語	ベトナム語	左記6言語の 全体に占める 割合
36.1%	14%	13.7%	8.5%	7.2%	4.7%	84.2%

○言語数 17 言語 (県立高等学校)

ポルトガル語	フィリピン語 タガログ語	スペイン語	ビザイヤ語	タミル語	中国語	英語	左記7言語の全体 に占める割合
27.8%	24.3%	13.3%	13.3%	3.9%	3.1%	2.4%	88.2%

2 本県における外国人児童生徒教育に係る取組

(1) 小中学校における取組

① 就学の促進

県内全ての市町で不就学が生じないように、対象児童生徒の情報の把握や定期的な状況確認、就学案内(複数の母語〔日本語含め、7言語対応〕で書かれた就学案内のパンフレットの活用や円滑な受入れ)の対応を徹底し、就学の促進を図ります。

② 外国人児童生徒への日本語指導や学習支援

ア 市町の取組に対する支援

市町は、外国人児童生徒に対して、特別の教育課程を編成して行う日本語指導やJSLカリキュラム*を活用した授業を実施しています。特に、外国人児童生徒が集住する7市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市）では、初期適応指導教室の設置や母語支援員の配置等を行っています。県が市町の取組に対して、財政的支援を行っています。

*日本語の力が不十分なため、日常の学習活動に支障が生じている子どもたちに対して、学習活動に参加するための力の育成を図るためのカリキュラム

イ 外国人児童生徒への支援に係る教員の配置増

国は外国人児童生徒に係る教育の充実を図るため、平成29年度から令和8年度の10年間で加配定数を段階的に基礎定数化しており、令和7年度の定数は128人（昨年度比10人増）となりました。あわせて県独自の加配36人を配置し（常勤講師2人、非常勤講師34人分）、外国人児童生徒への支援に努めています。

ウ 外国人児童生徒巡回相談員の配置

市町の取組を補完する観点から、外国人児童生徒の日本語習得状況に応じた学習支援を行うため、外国人児童生徒巡回相談員20人を配置します（令和7年度から中国語対応1人増、ベトナム語対応1人増）。また、令和5年度から、巡回相談員によるオンライン支援を行い、遠隔での日本語指導を推進しています。

R5年度	ポルトガル語7人	スペイン語3人	タガログ語3人	ビザイヤ語2人	中国語2人
R6年度	ポルトガル語7人	スペイン語3人	タガログ語4人	ビザイヤ語2人	中国語2人
R7年度	ポルトガル語7人	スペイン語3人	タガログ語4人	ビザイヤ語2人	中国語3人
	ベトナム語1人				

県内20市町へ3,587回派遣（令和6年度実績）

エ オンライン日本語教育の体制構築

令和2年度から民間団体が配信する同時双方向の日本語教育を受講できる体制を整えています。令和6年度は、希望する全ての児童生徒が受講できるようにし、21人が授業時間や放課後に日本語教育のオンライン授業を受講しました。

③ 外国人児童生徒教育における教職員検討会議等

市町教育委員会の外国人児童生徒教育担当者や関係機関等の担当者が、外国人児童生徒教育の一層の充実を図るための方策について協議することを目的とした外国人児童生徒教育検討会議を開催します。

(2) 高等学校における取組

① 外国人生徒が入学する前の取組

ア 外国人生徒に係る特別枠入学者選抜の実施

外国人生徒にとって比較的学びやすい環境にある英語関連学科や総合学科など 22 校 32 学科・コースで、入国後の在日期间が 6 年以内の者を対象として実施しています。特別枠入学者選抜を利用する生徒は、令和 3 年度選抜以降、増加傾向にあり、令和 6 年度選抜では 41 人が合格しています。

② 外国人生徒が入学した後の取組

ア 外国人生徒支援専門員の配置

日本語指導が必要な外国人生徒が在籍する高等学校に外国人生徒支援専門員 4 名を配置し、母語による学習支援や進路相談を行います。

イ 日本語指導アドバイザーの配置

日本語指導の拠点となる高等学校に日本語指導アドバイザー 1 名を配置し、外国人生徒への日本語指導を行うとともに、日本語指導を行う教職員の指導力向上について支援します。

③ 外国人生徒の進路保障のための取組

外国人生徒が将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学、就職に係るセミナーを実施するとともに、就職実現コーディネーター 3 名を日本語指導が必要な外国人生徒が多く在籍する高等学校に配置し、きめ細かなキャリアカウンセリングや求人開拓等の就職支援を行います。

(3) 特別支援学校における取組

外国人児童生徒および保護者が、安心して学校生活を送ることができるよう、外国人児童生徒支援員（ポルトガル語対応 1 名）を配置し、児童生徒の指導と支援に係る必要な情報の翻訳および通訳を実施するとともに、他の言語についても通訳の派遣を行います。

1 3 特別支援教育について

1 現状

(1) 特別な支援を必要とする児童生徒数

発達障がい等特別な支援を必要とする児童生徒が増加するとともに、一人ひとりの障がいの状況は、重度・重複化、多様化しています。「特別支援学校^(※1)」「特別支援学級^(※2)」「通級指導教室^(※3)」において、障がいの特性や教育的ニーズをふまえた指導と必要な支援を行っています。

※1 特別支援学校：教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学校

※2 特別支援学級：小中学校において、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた学級

※3 通級指導教室：通常の学級で各教科など大部分の教育を受けている児童生徒が、障がいに応じて一部特別の指導を受けるために専任の教員を配置している教室で、小中学校では平成5年度、高等学校では平成30年度から制度化。

【令和6年5月1日現在】()内は前年同時期からの増減

県立特別支援学校（18校<分校4校を含む>）在籍児童生徒数	1,829人（+1人）
-------------------------------	-------------

【令和6年5月1日現在】()内は前年同時期からの増減

	小 学 校	中 学 校	合 計
特別支援学級	950学級（+34学級）	391学級（+7学級）	1,341学級（+41学級）
	4,544人（+177人）	1,866人（+115人）	6,410人（+292人）
通級指導教室	99教室（+9教室）	23教室（+2教室）	122教室（+11教室）
	1,269人（+203人）	297人（+62人）	1,566人（+265人）

(2) 特別支援学校の生徒の進路状況

特別支援学校高等部生徒の卒業後の進路は、一般企業への就職や福祉事業所の利用等さまざまです。生徒の進路希望実現のため、職業観・勤労観を育む教育や、早期からの計画的な職場実習の実施とともに、生徒の可能性を広げ、幅広い選択肢から進路を選択できるよう継続的な職場開拓等を行っています。

【令和7年3月末現在】

特別支援学校高等部の一般企業就職希望者（63人）の就職率	100%
------------------------------	------

令和6年度特別支援学校高等部卒業生進路状況

【令和7年3月末現在】

	一般企業	福祉関係 ^{※4}	進学	その他 ^{※5}	合計
内定者数	63人	169人	4人	10人	246人
割合	25.6%	68.7%	1.6%	4.1%	100%

※4 就労継続支援A型事業所（障がい者と雇用契約を結び、就労機会の提供や、就労に必要な訓練を行う障がい福祉サービス事業所）8人を含む。

※5 医療機関、家庭

2 令和7年度の取組

(1) 早期からの一貫した支援の推進

- ① 特別な支援を必要とする児童生徒への一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルファイル^(※6)の活用を一層促進します。また、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについて、引き続き市町等教育委員会と連携して目的や意義等を中学校へ周知することにより促進します。
- ② かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと連携し、県全体の小学校、中学校、高等学校への発達障がいに関する支援に係る相談・助言等を行います。
- ③ 特別支援学校と小中学校等との交流及び共同学習では、ボッチャ等の障がい者スポーツや図工、音楽といった授業への参加など対面による直接的な交流に加えて、作品、手紙等を交換する間接的な交流やオンラインによる交流に取り組みます。また、副次的な籍^(※7)については、11市町で取組を進めるとともに、他の地域にも広げられるよう市町等教育委員会との協議を進めます。

※6 パーソナルファイル：本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。支援情報を円滑かつ確実に引継ぐために、保護者が学校・進路先・関係機関等と支援情報を共有する。

※7 副次的な籍：特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の市町の小・中学校および義務教育学校に副次的な籍をもち、地域とのつながりを維持・継続するためのもの。

(2) 高等学校での取組

- ① 高等学校に発達障がい支援員（5名）を派遣し、巡回相談を効果的に進め、生徒の実態把握や生徒・保護者への教育相談等を行います。
- ② 障がい等がある生徒が、大学進学後も合理的配慮を受けられるよう、令和5年度に大学で受けられる支援についてチラシを作成しました。引き続き、高等学校特別支援教育コーディネーター会議等で、大学で支援が受けられることとともに、チラシの活用について周知します。
- ③ 伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校、北星高等学校、熊野青藍高等学校においては、発達障がい等特別な支援を必要とする生徒を対象として、コミュニケーションスキルを高め、自己理解を深めて、社会に出て必要とされるスキルを習得するため、通級による指導を行っています。また、令和7年度から新たに白子高等学校において通級による指導を始めるとともに、引き続き実施校の拡充に向けて取り組みます。

(3) 教員の専門性の向上

- ① 発達障がい支援に係る専門性の向上と指導者の育成のため、通級による指導担当教員のほか、市町等教育委員会が推薦する小中学校教員、高等学校教員、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等を対象に、年間を通じて有識者による研修を実施します。

- ② 特別支援学校のセンター的機能として、小中学校の特別支援学級の教員等を対象に、障がい種別の指導・支援の方法や教材・教具の活用等に関する研修を実施します。
- ③ かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと連携し、小中学校、高等学校の通級による指導担当教員等を対象とした発達障がいに係る研修会を開催します。

（４）医療的ケア児通学支援

スクールバス乗車中に吸引等の医療的ケアが必要な子どもたちは、車内での安全なケアの実施が困難なことから、登校時は保護者が送迎しています。通学に係る保護者の負担を軽減し、子どもの学習の機会を保障するため、登校時に看護師等が福祉車両等に同乗し、吸引等の医療的ケアを行う通学支援を週２回程度に拡充します。

（５）特別支援学校の生徒の就労支援

特別支援学校では、自己肯定感を高めることを大切にしながら、一人ひとりの発達段階に応じたキャリア教育を進めるとともに、地域生活への円滑な移行への支援を行います。

- ① キャリア教育サポーター（３名）を特別支援学校に配置し、生徒本人の状況に合った業種・業務と必要な支援の方法を企業に提示する職場開拓を行います。
- ② 卒業後すぐにフルタイム勤務で働くことが、体力的、精神的に困難な生徒も、多様で柔軟な働き方ができるよう、新たに、短時間勤務が可能な職場開拓を行います。また、多様な働き方支援員（１名）を特別支援学校に配置し、勤務時間以外の過ごし方として、福祉サービスの利用ができるよう取り組みます。
- ③ 関係部局、関係機関と引き続き連携し、障がい者の雇用促進を図るとともに、各特別支援学校が企業向け見学会等を開催し、障がい者雇用への理解啓発を図ります。
- ④ 企業や関係機関等と連携し、清掃や看護・介助業務補助に係る技能検定や講習会を実施します。また、農業経営体等の協力による作業学習に取り組めます。

（６）ＩＣＴの活用について

各教科や交流及び共同学習、職業教育等において、児童生徒がＩＣＴを主体的に活用し、障がいの状況に応じた学習活動を進められるよう、１人１台端末の整備・更新およびＩＣＴを効果的に活用した実践事例の共有を進めます。

(7) 特別支援学校の整備

① 盲学校および聾学校の整備について

盲学校および聾学校の校舎の老朽化への対応と、聾学校の津波浸水にかかる安全対策のため、校舎を津市城山の県立施設跡地へ新築移転することとしており、令和9年4月からの使用開始をめざし、建築工事を進めます。

② 松阪・南勢地域の特別支援学校について

特別支援学校玉城わかば学園および松阪あゆみ特別支援学校に、知的障がい部門に加えて肢体不自由部門を設置することとしています。令和7年度は松阪あゆみ特別支援学校の新館棟建築に向けた工事を実施するとともに、特別支援学校玉城わかば学園の校舎改修の実施設計を進めます。

【肢体不自由部門を設置する時期】

- ・ 特別支援学校玉城わかば学園 令和 9年4月から
- ・ 松阪あゆみ特別支援学校 令和 10年4月から

③ 西日野にじ学園について

西日野にじ学園の狭隘化の解消および自主通学する生徒の負担軽減を図るため、北勢地域の特別支援学校の通学区域を見直すことも含め、県立特別支援学校の施設の活用、増築等について引き続き検討を進めます。

14 いじめや暴力のない学びの場づくりについて

「三重県いじめ防止条例」（平成30年4月1日施行）の基本理念をふまえ、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組み、児童生徒が安全・安心に生活できる環境づくりを推進します。また、子どもたちに自他の生命を大切にし、いじめや暴力を許さず相手を思いやる心や、個性を認め尊重する態度、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができる力を育成します。

I いじめ

1 現状と課題

令和5年度のいじめの認知件数は6,971件（前年度比1,453件増）で、全国的な傾向と同様に増加傾向にあります。いじめの重大事態件数も令和5年度18件と増加（前年度比8件増）しており、増加の要因として、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことによる重大事態の積極的な認定や、保護者の意向を尊重した対応がなされたことがあげられます。一方、学校としていじめの兆候を見逃してしまうなどの早期発見・早期対応への課題や、個々の教員が一人で抱え込んでしまうなどの組織的な対応に課題があったことも指摘されています。また、重大事態の認定に至った事案であっても、認定が遅れたことを理由に訴訟に発展したものもあります。

いじめから児童生徒を守るためには、法に基づく適切な認知を行ったうえで、学校いじめ防止委員会で共有するとともに、いじめの解消に向けた組織的な対応を迅速に進め、いじめの深刻化を防ぎ早期解消を図る取組を一層推進する必要があります。また、いじめの重大事態の認定についても、法に基づき、躊躇なく認定を行ったうえで、第三者性を確保した組織の調査を行い、再発防止につなげることが重要です。

加えて、教育活動全体を通じて、一人ひとりの違いを理解し他者との絆を大切にするなど、いじめの未然防止の取組についても推進する必要があります。

【本県はいじめの認知件数（校種別）国公立】

（単位：件）

	R1	R2	R3	R4	R5	R5-R4
小学校	2,401	2,684	3,026	3,958	4,862	904
中学校	873	823	980	1,095	1,622	527
高等学校	253	333	332	426	436	10
特別支援学校	17	21	19	39	51	12
計	3,544	3,861	4,357	5,518	6,971	1,453

（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

【本県はいじめの重大事態発生件数 国公立】

（単位：件）

	R2	R3	R4	R5	R5-R4
三重県	10	6	10	18	8
（うち 公立）	(6)	(6)	(10)	(15)	(5)

（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査・三重県教育委員会調べ）

2 令和7年度の取組

(1) いじめの未然防止の取組

①弁護士によるいじめ予防授業の実施

児童が社会性や規範意識を高められるよう、小学5・6年生を対象に、法律やルールに基づく責任や情報モラル等の観点をふまえた弁護士による出前授業を実施します。加えて、令和7年度からは、弁護士と作成した動画教材を活用し、全ての公立小学校において、いじめ予防授業を実施します。

②いじめ予防につながる授業の実施

いじめのない学校づくりを進めるため、自他の立場や感じ方、考え方の違い等が理解できるようになる小学校3年生および4年生を対象として、理論に基づくいじめ予防につながる授業実践の横展開を進めていきます。

(2) 支援体制の拡充

①スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の配置拡充

いじめを受けた児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、県内全ての小中学校、高等学校、特別支援学校、夜間中学、教育支援センターにSCを配置します（総配置時間 80,441 時間（前年度比 6,421 時間増）、任用人数 178 人（前年度比 5 人増））。SSWについては県内全ての市町および教育支援センター、夜間中学に配置するとともに、拠点となる中学校区、高等学校、特別支援学校を中心に活動し、関係機関と連携した支援を行います（総配置時間 26,176 時間（前年度比 1,057 時間増）、任用人数 39 人（前年度比 1 人増））。また、SCやSSW等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を一定規模以上の公立中学校および希望のある県立学校に引き続き配置します。

②子どもアドボカシー*の教材開発（新規・重点）

子どもアドボカシーの視点を教育現場に伝えるため、教職員、SCおよびSSW等が、子どもの権利および子どもアドボカシーについて学ぶ動画教材を作成します。

*立場が弱い子どもの声を聴き、子どもの立場に立って、子どもの思いを代弁すること

③弁護士による支援

解決が困難な事案に対し、学校や市町等教育委員会からの要請に応じ、法律の専門家である弁護士による支援を行います。

④いじめ問題対応サポーター、いじめ対策アドバイザーの活用

保護者や学校からの相談に応じるいじめ問題対応サポーターを生徒指導課に1名配置します。また、弁護士や臨床心理士等をいじめ対策アドバイザーとして県立学校に派遣し、学校で起きた具体的な事例に基づき、効果的な対応策等について助言を行います。

⑤いじめ問題担当教員研修

いじめ問題を直接担当する教員を対象に、いじめのとりえ方や認知した時の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点を学び、ケースワークで話し合う実践的な研修を県内6会場で実施し、いじめへの対応力を高めます。

⑥いじめ対応情報管理システムの運用

学校で認知したいじめの情報を市町等教育委員会や県教育委員会に遅滞なく共有するシステムを令和6年度から運用しています。進捗状況を随時確認することが可能であることから、特に、困難な事案やいじめに起因する欠席がある事案等について、これまで以上に関係機関が連携し、迅速かつ適切な対応につなげています。また、令和6年度末に各市町等教育委員会からの意見をふまえ、検索条件や出力条件の機能等の改修を行いました。本年度も引き続き、より利便性の高いシステムに改修をしていきます。

⑦ネットパトロール

令和6年度は、児童生徒に関わる誹謗中傷・人権侵害・個人情報の流布等のインターネット上の問題ある書き込み等が、小学校で38件、中学校で579件、高等学校で516件ありました。早期に発見し、早期対応・解決につなげていくため、引き続き専門業者によるネットパトロールを実施します。

(3) いじめ防止の周知啓発

①「STOP!いじめ」ポータルサイトの活用

いじめに悩む子どもたちへの応援メッセージや、相談窓口等を紹介することで、いじめに悩む児童生徒に寄り添った支援を行います。また、学校およびいじめ防止応援サポーターの主体的ないじめ防止の取組やいじめ防止のリレー動画を掲載し、社会全体にいじめ防止の啓発を行います。

②いじめ防止強化月間での取組

4月と11月のいじめ防止強化月間で、ピンクシャツ運動を実施するとともに、学級活動等で、児童生徒同士がいじめの問題をテーマに話し合い、いじめをなくすために自分にできることを考え行動するなど、児童生徒の内面に働きかける取組を推進します。また、児童生徒が県内主要駅やショッピングモールでの啓発イベント等に参加するなど、児童生徒が主体となった取組を推進します。

③いじめ防止に係る動画作成およびコンテスト

令和6年度は、小学校3校、中学校7校、高等学校10校の参加がありました。県民からの4,470件の投票に基づき、応募作品の中から優秀作品賞を選定しました。令和7年度も引き続き、県内の小中学校および高等学校、特別支援学校に対して、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画を作成する学校を募集するとともに、作成された動画は「STOP!いじめ」ポータルサイト上でコンテストを実施し、広く県民に啓発を行います。

Ⅱ 暴力行為

1 現状と課題

【本県の暴力行為の発生件数（校種別）国公立】

（単位：件）

	R1	R2	R3	R4	R5	R5-R4
小学校	563	567	592	724	1,050	326
中学校	411	316	379	499	544	45
高等学校	128	56	59	89	88	-1
計	1,102	939	1,030	1,312	1,682	370

（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

暴力行為の発生件数は、小中学校で増加し、高等学校では僅かながら減少しました。小中学校における暴力行為の増加の要因は、コロナ禍の行動制限が緩和されたことに加え、被害が深刻化しないよう、ささいな行為についても積極的に把握し、早期かつ丁寧に対応していることがあげられます。暴力行為の背景には、ストレスや悩みなどの心の問題や、複雑な課題を抱える家庭環境にある場合があります。また、暴力行為の多くは自分の気持ちをうまく伝えられないことにより感情的になって行為に及んでいます。これらのことから、一人ひとりに丁寧に関わり、気持ちや思いを受け止めながら支援や指導を行っていくことが必要です。

また、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する必要があります。

2 令和7年度の実施

生徒指導や非行防止について専門的な知識や経験を有する生徒指導特別指導員を学校に派遣し、児童生徒の問題行動の防止や立ち直りの支援を行います。必要に応じてSCやSSWを派遣し、チームとしての支援を進めるとともに、福祉等の関係機関と連携して対応します。

児童生徒が暴力行為をしないよう、感情をコントロールし、他人に配慮しながらも自分の思いを伝えるなどのコミュニケーション力向上に係る教職員対象の研修を行い、各学校での取組につなげます。

また、「生命（いのち）の安全教育」についても、生徒指導の担当教員が集まる会議等で、性暴力対策に関する国の方針や目的を説明し、文部科学省の作成する教材や、警察・公認心理師会等の専門家による授業を紹介することで、各学校の取組を推進します。

15 不登校の状況にある児童生徒への支援について

1 現状と課題

(1) 不登校児童生徒数（表1）

令和5年度の県内の小中学校の不登校児童生徒は4,696人（前年度比738人増）、高等学校の不登校生徒は1,242人（前年度比49人増）で、過去最多となっています。

増加の背景としては、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（いわゆる教育機会確保法）の趣旨の浸透等による保護者の学校に対する意識の変化や、コロナ禍の影響による登校意欲の低下等が考えられます。

不登校の状況は個々により異なっていることから、不登校児童生徒の学びの継続に向けて、多様な支援を行う必要があります。

不登校児童生徒数の推移（国公立）					（人）	
	R1	R2	R3	R4	R5	R5-R4
小学校	702	832	1,066	1,368	1,787	419
中学校	1,687	1,688	2,174	2,590	2,909	319
小・中計	2,389	2,520	3,240	3,958	4,696	738
高等学校	904	873	858	1,193	1,242	49
合計	3,293	3,393	4,098	5,151	5,938	787

（令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

2 令和7年度の取組

(1) 校内教育支援センターの環境充実事業（一部新規）

校内教育支援センターは、学校に行くことができるが教室に入りづらいなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が学校内で安心して学習したり、相談支援を受けたりすることができる自分の教室以外の学びの場です。

令和6年度は、市町が校内教育支援センターを設置する際の環境整備にかかる費用や、指導員を配置する費用を支援したところ、県内の設置状況は、小学校61校（全学校数の17.9%）、中学校93校（同62.4%）となりました（令和6年9月 県教育委員会調査）。

令和7年度は、国事業を活用し、新規に校内教育支援センターを設置する際の指導員配置にかかる費用等を支援することにより、校内教育支援センターの環境充実に図ります。

（２）相談体制の充実および市町が設置する教育支援センターの機能強化（継続）

スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の学校や教育支援センターへの配置・派遣時間を拡充するとともに、８地域９教育支援センターに重点的に配置することで、訪問型支援や地域の福祉や医療機関等との連携した取組を推進します。また、県が委嘱する不登校支援アドバイザー（９名）による、教育支援センターへの訪問型支援にかかる助言や教育支援センターからの要請による訪問型支援を行います。

【重点配置】

桑名市、鈴鹿市、津市（ほほえみ教室、ふれあい教室）、松阪市、伊勢市
伊賀市、名張市、熊野市

（３）県立教育支援センターの運営（継続）

高校段階で不登校等の状況にある子どもたちの社会的自立に向けた支援を行う「県立教育支援センターこもれび」が３年目を迎えます。

令和６年度は５６名の登録があり、通所する生徒への支援に加え、心理士が保護者からの相談に対応したり、指導員が所属校や関係機関とのケース会議に参加するなどの支援に取り組みました。令和７年度も、引き続き学習支援や体験活動、カウンセリング等に取り組みます。また、一人ひとりの状況に応じて心理や福祉の専門家が、利用者に対して訪問型支援を行います。

（４）フリースクールで学ぶ子どもたちへの支援（継続）

フリースクールが行う体験活動等への支援やフリースクールへの臨床心理士等の派遣を引き続き実施します。

また、令和６年度は、経済的な事情のある２３世帯、３１名（小学生１９名、中学生１２名）に対してフリースクール利用料を支援しました。令和７年度は、新たに、県外のフリースクールや当該年度に事業を開始したフリースクールを利用する児童生徒も利用料補助の対象とし、支援を拡充します。

（５）不登校の子どもへの保護者相談会（継続）

保護者の方が適切な支援につながる機会となるよう、令和６年度は県内８会場で、不登校の経験者や保護者および支援者による講演会、保護者同士の交流会、ＳＣ・ＳＳＷ等との個別相談会を実施し、のべ１５０名の参加がありました。

令和７年度も引き続き県内９会場で開催します。

（６）オンラインの居場所づくり（継続）

令和４年７月から、メタバースや遠隔会議システムを活用した交流や施設見学などの機会づくりに取り組んでいます。広島県、愛媛県、宮崎県、福島県のそれぞれの企画に互いに参加するなどの連携も進めており、令和６年度は６０回実施し、のべ７７９名が参加しました。令和７年度も引き続き実施します。

【令和6年度に実施した企画の例】

- ・「MieMu バックヤードツアー（大型骨格標本展示組み立て作業）」（三重県）
- ・大学生スタッフによる「数学クイズ!」「折り紙講座」（三重県）

（7）不登校の効果的な支援策を検討するための関係者会議の開催（継続）

令和6年度は、有識者や学校関係者、市町教育支援センターや民間団体の関係者、臨床心理士、福祉や医療の関係者等による「不登校児童生徒支援推進検討会」を2回開催し、不登校児童生徒やその保護者に寄り添った支援のための方法や医療機関との連携について意見をいただきました。

令和7年度は、体の不調や睡眠障害がある不登校児童生徒を小児科医につなげる方策等について検討します。

（8）レジリエンス教育の推進（継続）

令和3年度から、学校生活や友人関係などで、つまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止めて適応し、回復する力（レジリエンス力）を育む取組を実践しています。これまでの取組から、レジリエンス力の育成は、自己肯定感や自己効力感、学習意欲等の向上につながることが分かっています。

今年度も、実践校（30校）で、研修会や交流会を開催し、各校での実践につなげるとともにこれまでの成果をふまえ、新たに発達段階に応じたプログラムを作成します。

（9）スクリーニングの活用による早期からの支援（継続）

潜在的に支援が必要な児童生徒を早期に把握するため、伊賀市、四日市市、鳥羽市および県立高校において、教員とSSWが連携して取組を実施します。

スクリーニング会議を校内の既存の会議と組み合わせるなど、実践校の負担軽減等を図りながら、地域資源や外部機関と連携した効果的な取組をめざすとともに、これまでの成果をふまえ、支援を届ける子どもたちをスクリーニングする視点や専門人材との連携のあり方等をまとめた「スクリーニングサポートブック」（仮称）を作成します。

16 子どもたちの安全・安心の確保について

生涯にわたる心の健康維持 のための「SOSの出し方に関する教育を含む自死予防教育」を推進します。また、学校・地域・関係機関が連携して通学路等における子どもたちの安全確保に取り組む体制を構築するとともに、子どもたちが危険予測、危険回避の能力を身につけるよう安全教育を推進します。

1 現状と課題

(1) 児童生徒の自死者数

近年、児童生徒の自死者数は増加傾向にあり、本年3月に厚生労働省と警察庁から発表された「令和6年中における自殺の状況」では、全国の小中高生の自死者数は529人となり、統計を取り始めた昭和53年以降で最多となっています。また、今回の発表から、都道府県別人数や校種別・男女別人数も3人以上の場合は公表されるようになり、本県における令和6年中の小中高生の自死者数は8人で、うち高校生男子が4人であることが公表されました。(その他の校種別・男女別人数は3人未満のため非公表)

本県においても児童生徒が自死する事案が毎年発生しており、深刻な状況が続いています。令和4年8月に県立高校の生徒が自死したことについて、令和5年2月から令和6年6月にかけて第三者委員会（以下、「委員会」という。）による調査を実施しました。委員会から、「子どもがSOSの出し方等について学ぶ自死予防教育を実施すること」、「教職員に対するゲートキーパー研修等を実施すること」等の提言があり、子どもの自死予防に向けた取組を一層推進していく必要があります。

【全国の児童生徒月別自死者数】

(単位:人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和元年	39	39	38	31	38	26	25	34	48	28	26	27	399
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	45	37	41	37	49	41	43	38	37	28	48	29	473
令和4年	42	29	48	31	40	62	39	44	57	37	41	44	514
令和5年	43	24	27	53	39	38	43	52	54	61	37	42	513
令和6年	42	43	28	47	42	53	49	40	59	45	49	32	529
平均	41.2	34.2	36.2	37.3	39.5	44.2	39.5	45.5	51.7	40.0	43.2	35.5	487.8

(出典)「令和6年中における自殺の状況」(厚労省・警察庁)

(2) 児童生徒の交通事故の状況

令和6年度における園児および児童生徒（国公立）の交通事故による死傷者発生件数は289件で、令和5年度より59件減少しています。交通事故のうち、自転車運転中の事故が138件で全体の47.8%を占めています。

【児童生徒の交通事故による死傷者数の状態別発生状況 国公立】

(単位：件)

年	運転中				同乗中				歩行中	その他	計
	自動車	自二	原付	自転車	自動車	自二	原付	自転車			
R2	1(0)	3(0)	7(1)	99(0)	107(0)	0(0)	0(0)	1(0)	30(0)	0(0)	248(1)
R3	1(0)	1(0)	5(0)	102(0)	91(0)	1(0)	3(0)	1(0)	29(0)	0(0)	234(0)
R4	0(0)	3(0)	4(0)	142(2)	116(0)	0(0)	1(0)	0(0)	28(0)	0(0)	294(2)
R5	0(0)	5(1)	3(0)	157(1)	139(4)	0(0)	1(0)	0(0)	43(0)	0(0)	348(6)
R6	0(0)	3(0)	0(0)	138(1)	103(0)	4(0)	2(0)	0(0)	36(0)	3(0)	289(1)

(三重県警察資料に基づき作成 (カッコ内の数字は死者で内数))

各市町の通学路交通安全プログラムに基づく合同点検の結果をふまえ、対策必要箇所の安全対策について、関係部局と取り組むとともに、安全教育の推進や見守り活動の強化等を通じて、地域社会全体で子どもたちを守る体制づくりを進める必要があります。

また、自転車乗車中の死亡事故のうち、半数以上が頭部に致命傷を負っている中、令和6年度に実施した県立高校の生徒の通学時におけるヘルメット着用率が7.3%と低いことから、着用率を上げる取組が必要です。

2 令和7年度の取組

(1) 子どもの自死予防のための取組

子どもが不安や悩みを抱えたときに適切に他者にSOSを出す方法や、教職員が子どもからのSOSを受けたときに適切に対処する方法を学ぶための動画教材、保護者が子どものサインに気づけるようにするための啓発動画の作成に令和6年度から取り組んでいるところです。令和7年7月を目途に動画教材等を各学校に提供し、子どもの自死予防の取組を進めます。

(2) 自転車乗車中のヘルメット着用推進

本年度の着用率調査の結果をふまえ、県立学校の管理職や教員対象の会議等で、あらためてヘルメット着用の重要性を伝えるとともに、ヘルメット着用の努力義務を校則に記載するなどの方法で、各校におけるヘルメット着用に向けた取組を一層進めることについて、方針の徹底を図ります。

また、関係機関と連携した各学校の取組を推進するとともに、ヘルメット着用を含めた交通安全について生徒同士が意見交換する「三重県高校生バイシクルサミット」を開催するなどして生徒主体の取組を推進します。

（３）通学路の安全対策

令和５年度実施の通学路における合同点検で把握した対策必要箇所のうち、学校および市町等教育委員会が担当する 271 箇所については、令和６年度末までに全ての箇所で簡易な看板設置やスクールガード（学校安全ボランティア）の配置等の対策を実施しました。令和６年度に新たに把握した、対策必要箇所は 578 箇所で、学校および市町等教育委員会が担当する箇所は 208 箇所となっており、その 208 箇所のうち 200 箇所（96.2%）で対策を実施しました。進捗状況については、県土整備部や県警察本部と連携して引き続き確認するとともに、対策の進まない箇所については、当該市町への個別の聴き取りを行い、対策に向けて助言するなど、児童生徒の安全確保を図ります。

（４）地域社会全体での見守り

通学路等における子どもの安全確保のため、県警察本部と連携してスクールガード（学校安全ボランティア）のスキルアップを図る講習会を実施します。また、スクールガード・リーダーを育成する講習会を実施し、スクールガード・リーダーを核とした地域の見守り体制の整備を進めます。

（５）安全対策の推進

学校安全アドバイザーを委嘱し、亀山高校を拠点校に、通学路の安全点検や安全マップの作成を通して地域の小中学校と連携した安全教育や安全対策を推進します。また、その成果を広く県内に普及します。

（６）教員対象の防犯・交通安全講習会の実施

児童生徒の危険予測・危険回避能力を育成するため、教員を対象とした校種別の防犯講習会および交通安全講習会を開催し、指導力向上の取組を進めます。

17 人権教育について

本県では、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」のもと、人権に関する問題への取組を推進し、「不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現」を図っています。県教育委員会では、三重県人権教育基本方針に以下の主な個別的な人権問題を解決に向けて取り組むべき問題として位置づけ、子どもがそれらの問題を自分の課題としてとらえ、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう「教職員の育成・支援」、「人権感覚あふれる学校づくり」、「人権尊重の地域づくり」の取組を進めています。

主な人権問題とは、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性の人権に係る問題のほか、高齢者、患者（HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等）、犯罪被害者、アイヌの人々、刑を終えた人・保護観察中の人等の人権に係る問題、性的指向・性自認、貧困等、ひきこもりに係る人権課題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、北朝鮮当局による拉致問題等 などです。

1 三重県人権教育基本方針に基づく取組

（１）教職員の育成・支援

教職員が、確かな人権感覚と指導力をもって人権教育に取り組めるよう、教職員の指導を行う管理職や各校の人権教育推進担当者等、人権教育を進める要となる教職員を対象に研修を行い校内全体への取組の広がりをつくるとともに、教職員が必要とする情報の提供や相談支援等を行っています。

（２）人権感覚あふれる学校づくり

- ① 教科等指導、生徒指導、学校経営などの教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりに取り組み、子どもが安心して学ぶことのできる環境づくりを進めています。
- ② 人権尊重の意識や実践行動ができる力を育むため、人権学習の内容の充実に努めています。

（３）人権尊重の地域づくり

地域に人権尊重の意識を広めるため、学校が行う人権教育に係るさまざまな取組や課題について、家庭・地域（自治会・NPO等）と情報共有や協議を行い、教育的に不利な環境のもとにある子ども等の支援や、保護者・地域住民とともに子どもの主体者意識を育む人権活動等に取り組んでいます。

2 課題

(1) 教職員の育成・支援

県内の教職員が土地購入に際して部落差別を行うという事案が発生したことを受け、令和6年度に、教職員が自らの人権意識をふり返る校内研修をすべての公立学校で実施しました。各校の実施報告から、次のような課題がわかりました。

- ・部落問題に関する教職員の認識の低下
- ・認識を深めるにあたって効果的である、同僚と人権問題について経験や考えを語り合う機会の不足

(2) 人権感覚あふれる学校づくり

学校において、人権侵害（差別事象）が発生し、その背景に地域の差別意識や学習の不十分さ等の要因があることが分かっています。一方、近年、個別的な人権問題に関する法律や条例の施行がなされており、令和4年には人権教育の推進を規定した「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が制定されるなど、人権問題を解決するため人権教育の果たすべき役割の重要性が増しています。

(3) 人権尊重の地域づくり

地域の人々の関係性の希薄化・地域コミュニティの弱体化が課題となっている中で、家庭の経済状況や社会的事情等によって子どもの将来が左右されないよう、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自己実現を可能にするための取組が求められています。

本県では、学校・家庭・地域が連携して教育的に不利な環境のもとにある子どもの自己実現を支える「子ども支援ネットワーク」が全ての中学校区で整備されています。これまでの成果を参考に、各学校における子どもの主体性を育む社会的活動を促進し、人権尊重の意識や主体性を育む必要があります。

3 今後の対応

(1) 教職員の育成・支援

令和6年度に全ての公立学校で実施した校内研修の実施報告から明らかになった課題をふまえ、内容を新たにして、昨年度に引き続き全教職員を対象に次の取組を行います。

- (ア) 部落問題に関する理解を深めるための研修リーフレットを作成し配付
- (イ) 部落問題に関する講演を収録した研修動画を配信
- (ウ) 研修動画を活用した校内研修を全公立学校で実施

また、教職員の人権感覚や指導力等の資質向上に向け、さまざまなニーズに即して、引き続き次のような育成・支援を行います。

- (エ) 管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象とした研修会を実施
- (オ) 学校が開催する研修会等を指導主事等が支援
- (カ) 人権教育の取組の推進につながる情報提供と人権教育相談を実施
- (キ) 教科等さまざまな場面で個別的な人権問題に関する学習を促進するための指導資料を作成

(2) 人権感覚あふれる学校づくり

人権問題への理解を深める学習活動の充実と子どもが安心して学べる環境づくりを進めます。

- (ア) 人権学習指導資料等の活用促進を通して、個別的な人権問題を解決するための教育を推進
- (イ) 教育活動全体を通じた人権教育が進められるよう、人権教育サポートガイドブックや人権教育サポートガイドブックⅡの活用を促進
- (ウ) 人権が尊重される授業づくりについての実践研究を推進
- (エ) 人権教育カリキュラムの活用・改善により、学校における人権教育を総合的・系統的に推進

(3) 人権尊重の地域づくり

学校における人権教育の取組を通じて保護者や地域住民の人権意識を高め、子どもの成長を支える地域連携の仕組みづくりを進めます。

- (ア) 学校が進める人権教育について家庭・地域がともに協議や共通理解を行う人権教育推進協議会や子ども支援ネットワークの活動を活性化
 - (イ) 家庭・地域に人権尊重の意識を広める活動を推進し、子どもが各地域で取り組んだ教育活動の成果を発表し、自分たちにできることを話し合う「『人権が尊重される三重』をつくるこどもサミット」を実施
- ≪「人権が尊重される三重」をつくるこどもサミット≫

【対象】

応募のあった県立学校、小中学校・義務教育学校、中学校区、人権サークル等

【開催日および場所】

令和7年12月24日（水） 三重県総合文化センター

【概要】

- ・児童生徒が「学んだこと」「取り組んだこと」の報告と、それらを通して感じたことや訴えたいことをプレゼンテーション形式で発表
- ・小グループに分かれて感想交流
- ・「差別をなくすために自分にできること」をテーマに意見交換し、「差別の解消に向けてこれから取り組みたいこと」「おとなに対する問題提起」等を発表

18 体力向上について

子どもの体力向上に資するよう、スポーツ庁は、平成20年度から小学校5年生と中学校2年生の全員を対象に「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（以下「全国体力調査」という。）を実施しています。

令和6年度全国体力調査の結果から見えた、本県の子どもの体力等の現状と今後の取組については、以下のとおりです。

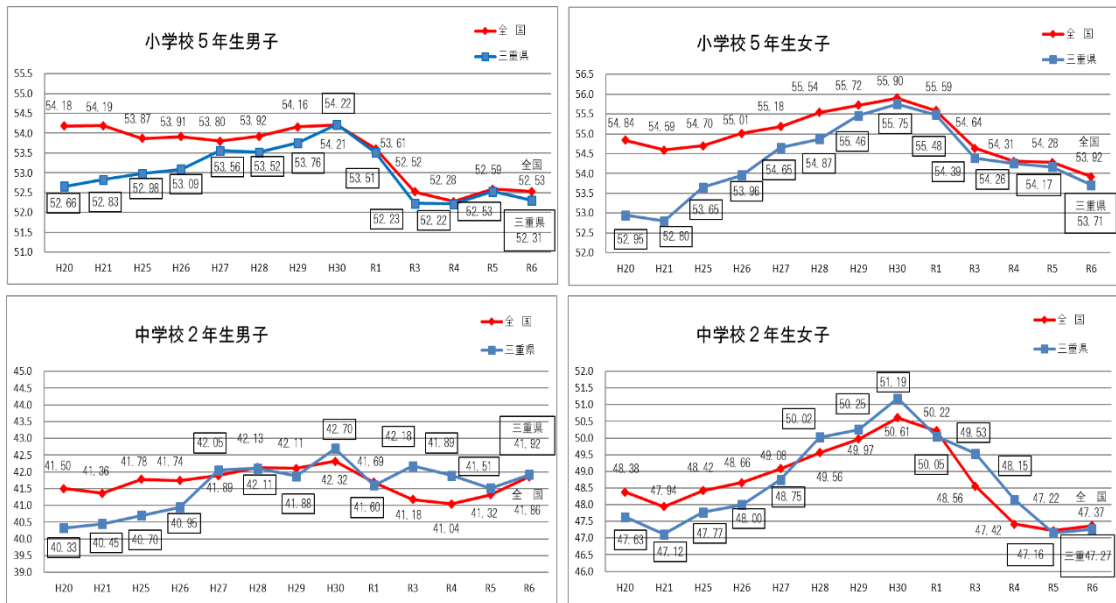
1 現状

① 児童生徒の体力・運動能力について

ア 体力合計点について

- ・体力合計点は、全国と比較すると、中学校男子は上回るとともにコロナ禍以前（令和元年度）の水準に戻りましたが、小学生および中学校女子は下回りました。前年度の本県と比較すると、小学生は下回り、中学生は上回りました。

＜体力合計点〔握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン(持久走)、50m走、立ち幅とび、ボール投げの8種目総得点〕の推移＞



イ 種目別得点について

- ・種目別に、全国と比較すると、小・中学生合わせて34種目中12種目が上回り、1種目が同値でしたが、21種目が下回りました。

＜体力テスト種目別及び体力合計点の結果＞

小学校5年生 調査種目	男子			女子		
	R6年度 三重県	R6年度 全国	R5年度 三重県	R6年度 三重県	R6年度 全国	R5年度 三重県
握力 (kg)	↓ 16.03	16.01	16.17	↓ 15.85	15.77	16.09
上体起こし (回)	↓ 18.39	19.19	18.51	↓ 17.40	18.16	17.49
長座体前屈 (cm)	↓ 33.67	33.79	33.69	↓ 38.01	38.19	38.18
反復横とび (点)	↓ 41.07	40.66	41.58	↓ 39.28	38.70	39.52
20mシャトルラン(回)	↓ 46.52	46.90	47.30	↓ 36.06	36.59	36.62
50m走 (秒)	↓ 9.54	9.50	9.53	↓ 9.86	9.77	9.79
立ち幅とび (cm)	↓ 150.46	150.42	150.98	↓ 143.43	143.13	144.52
ソフトボール投げ(m)	↑ 20.68	20.75	20.56	↓ 13.40	13.15	13.48
体力合計点※ (点)	↓ 52.31	52.53 (R5: 52.59)	52.53	↓ 53.71	53.92 (R5: 54.28)	54.17

■ : 全国を上回る
 ↑ : 令和5年度の三重県を上回る
 ↓ : 令和5年度の三重県を下回る

※体力合計点：各調査種目（8種目）の成績を1点から10点に得点化し、合計した得点

中学校2年生 調査種目	男子			女子		
	R6年度 三重県	R6年度 全 国	R5年度 三重県	R6年度 三重県	R6年度 全 国	R5年度 三重県
握力 (kg)	↑ 28.87	28.95	28.81	↑ 23.14	23.18	23.05
上体起こし (回)	↓ 25.47	25.94	25.57	↓ 20.83	21.56	21.21
長座体前屈 (cm)	↑ 43.99	44.47	43.72	↑ 46.28	46.47	46.15
反復横とび (点)	↑ 52.37	51.51	52.10	↑ 46.44	45.65	46.25
持久走 (秒)	↓ 419.18	410.69	416.71	↓ 317.23	309.02	313.50
20mシャトルラン(回)	↓ 77.35	78.98	77.84	↓ 50.06	50.67	50.87
50m走 (秒)	↑ 7.99	7.99	8.01	9.01	8.96	9.01
立ち幅とび (cm)	↑ 197.34	197.18	196.92	↓ 165.79	166.32	166.33
ハンドボール投げ(m)	↑ 20.82	20.57	20.47	↑ 12.54	12.40	12.48
体力合計点※ (点)	↑ 41.92	41.86 (R5:41.32)	41.51	↑ 47.27	47.37 (R5:47.22)	47.16

 : 全国を上回る ↑ : 令和5年度の三重県を上回る ↓ : 令和5年度の三重県を下回る
 ※持久走と20mシャトルランについては、どちらかを選択して実施
 ※体力合計点：各調査種目（8種目）の成績を1点から10点に得点化し、合計した得点

② 運動意識・生活習慣・運動習慣について

ア 運動意識・生活習慣について

- ・運動意識について、「運動やスポーツは大切」、「体育・保健体育の授業は楽しい」と回答した児童生徒の割合は、小・中学生とも全国を上回っています。
- ・生活習慣について、朝食を「毎日食べる」と回答した児童生徒の割合は、前年度と比較すると、小学生は低下しましたが、中学生は上回りました。
また、「平日のスクリーンタイムが4時間以上」と回答した児童生徒の割合は、小・中学生とも前年度を上回るとともに、全国も上回り、年々増加傾向にあります。
- ・体力合計点が前年度を上回った中学生については、朝食摂取や睡眠時間（8時間以上の割合が増加）の改善が見られました。

<運動意識・生活習慣について 令和6年度と令和5年度および本県と全国の比較>

小学校5年生 調査内容		男子			女子		
		R6年度 三重県	R6年度 全 国	R5年度 三重県	R6年度 三重県	R6年度 全 国	R5年度 三重県
運動意識	運動やスポーツをすることは好き(%)	↓ 73.9	73.0	74.1	↑ 55.7	54.8	54.7
	運動やスポーツは大切と思う(%)	↓ 73.5	71.6	73.8	↓ 61.1	59.0	62.3
	体育の授業は楽しい(%)	↓ 77.2	75.0	77.5	↑ 61.5	59.5	60.5
生活習慣	朝食を毎日食べる(%)	↓ 78.4	81.3	79.2	↓ 76.5	79.5	77.1
	睡眠時間が8時間以上(%)	↓ 69.6	69.4	70.0	↑ 72.7	71.7	71.2
	平日のスクリーンタイムが4時間以上(%)	↓ 31.1	29.7	29.1	↓ 26.7	25.0	24.1

 : 全国を上回る ↑ : 令和5年度の三重県を上回る ↓ : 令和5年度の三重県を下回る
 ※平日のスクリーンタイム（学習以外で、1日当たりのテレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等の画面を見る時間）については、数値が低い方を良好な評価とします。

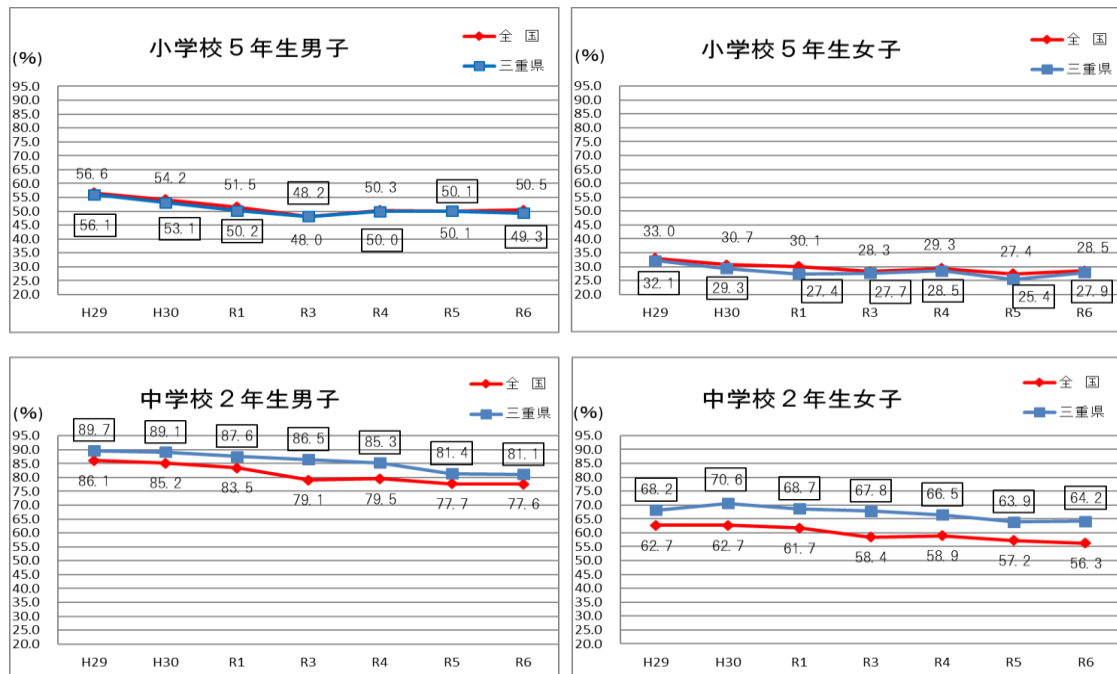
中学校2年生 調査内容		男子			女子		
		R6年度 三重県	R6年度 全 国	R5年度 三重県	R6年度 三重県	R6年度 全 国	R5年度 三重県
運動意識	運動やスポーツをすることは好き(%)	↑ 66.4	65.5	65.8	↓ 43.1	43.2	44.4
	運動やスポーツは大切と思う(%)	↑ 70.1	68.2	68.8	↓ 51.1	49.3	51.7
	保健体育の授業は楽しい(%)	↑ 62.4	57.4	61.0	↑ 42.9	39.5	42.4
生活習慣	朝食を毎日食べる(%)	↑ 80.2	81.6	78.9	↑ 74.6	74.4	71.4
	睡眠時間が8時間以上(%)	↑ 36.6	36.3	29.6	↑ 28.2	27.4	23.8
	平日のスクリーンタイムが4時間以上(%)	↓ 33.7	29.6	32.7	↓ 31.6	28.5	30.9

 : 全国を上回る ↑ : 令和5年度の三重県を上回る ↓ : 令和5年度の三重県を下回る
 ※平日のスクリーンタイム（学習以外で、1日当たりのテレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等の画面を見る時間）については、数値が低い方を良好な評価とします。

イ 運動習慣について

- ・運動習慣について、体育・保健体育の授業を除く1週間の総運動時間420分以上の児童生徒の割合は、小学生は全国を下回るとともに、減少傾向が続いています。中学生は全国を上回っていますが、減少傾向が続いています。

＜運動習慣について 体育・保健体育の授業を除く1週間の総運動時間420分以上の割合の推移＞



体育・保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が420分以上の児童生徒
＝ 運動時間が1日平均60分以上の児童生徒 ＝ 運動習慣のある児童生徒

③ 体力向上に係る学校の取組等について

- ・「児童生徒の体力・運動能力の向上のための学校全体の目標や学年としての目標を設定している」、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえた取組をしている」学校の割合は全国を上回っており、各学校において、「みえ子どもの元気アップシート」の作成をとおして、体力向上のPDCAサイクルに取り組んでいます。

令和5年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえた取組をしていますか。

	小学校			中学校		
	している	予定している	していない	している	予定している	していない
三重県	65.1%	26.9%	8.1%	62.9%	26.4%	10.7%
全国	56.3%	29.3%	14.4%	56.2%	28.0%	15.8%

- ・「体育・保健体育の授業以外における全ての児童生徒の体力・運動能力の向上に係る取組時間は、前年度と比べて増えた」学校の割合は、全国を下回っていることから、各学校における1学校1運動の取組が停滞していることが考えられます。

令和5年度の体育・保健体育の授業以外における児童・生徒の体力・運動能力の向上に係る取組の時間は、前年度と比べて変わっていますか。

	小学校			中学校		
	増えた	ほとんど変わらない	減った	増えた	ほとんど変わらない	減った
三重県	20.3%	78.6%	1.1%	9.9%	86.8%	3.3%
全国	23.8%	73.5%	2.8%	19.2%	78.1%	2.8%

2 課題

- ・本県の子どもたちは、運動意識は高いものの、自ら運動している子どもたちの割合は減少傾向にあります。さらに、各学校における1学校1運動の取組が停滞していると考えられることから、子どもたちが楽しみながら運動する機会の確保に向け、1学校1運動の活性化を図る必要があります。
- ・生活習慣の改善が見られた中学生においては、体力の向上が見られたことから、引き続き、子どもたちの「生活習慣」を見直し、「運動する意欲・意識」を高め、「運動機会」を確保し、「運動習慣」の定着を図ることで、健康の保持増進と体力・運動能力の向上を推進する必要があります。

3 今後の具体的な取組

①学校訪問や研修会の実施

- ・指導主事による計画的な学校訪問、支援・助言

小学校体育指導充実非常勤講師配置校（15校）を中心に学校訪問を行い、それぞれの学校の現状や課題を把握し、課題に対して、子どもたちが主体的に運動に取り組む工夫や、生活習慣の改善を図る取組事例の紹介等を行うなどにより、学校における体力向上を図る取組を、支援・助言します。

- ・教員研修の充実

小学校の体力向上に係る研修会等において、子どもたちが体を動かすことや体育・保健体育の授業を楽しめるような授業改善と、生活習慣の改善を図る取組の実践に向けた教員の指導力向上に取り組みます。

また、小・中・三重県体力調査に抽出された高等学校を対象とするブロック別協議会において、全国体力調査結果の共有や体力向上マネジメント指導者養成研修の還流報告、好事例の取組紹介等を行い、各学校における運動意欲の高まる取組の充実と体力向上のPDCAサイクルの確立を推進します。

②良好な運動習慣の定着

- ・「体力向上トライアル運動」（令和7年度新規取組）

指定協力校と参加を希望する小・中学校を対象に、子どもたちがより自発的かつ楽しめ、1学校1運動に取り入れることができる新たな遊び要素を取り入れた運動を、有識者を招いた研修会の開催などにより普及促進を図ります。また、ブロック別協議会において、指定協力校による取組報告を行うとともに、実践報告書を市町教育委員会へ配付し、取組を共有することで1学校1運動の活性化を図ります。

- ・アスリートの学校派遣

国の「アスリート派遣（アスリーチ）」事業を活用し、小・中・高・特別支援学校において、アスリート・パラアスリートによる体育・保健体育の授業を実施することで、子どもたちの運動やスポーツへの意欲を高め、自主的に運動したいと思う子どもたちの増加につながるよう、教員の指導力向上を図ります。

【実績】R5：15校（小学校） R6：34校（小・中・高・特別支援学校）

③良好な生活習慣の定着

体力の基盤となる健康な体づくりに向けて、「生活習慣チェックシート」の活用や「早寝・早起き・朝ごはん」の推奨など、子どもたちが自らの生活習慣の見直しや改善を図ることができるよう、各学校における家庭と連携した取組の推進に向けて支援します。

19 部活動の地域連携・地域移行について

国は、令和5年度から7年度を改革推進期間と位置づけ、中学校における休日の部活動について地域移行することを各自治体に求めています。

令和7年4月に国が公表した、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」（以下、「実行会議」という。）における最終とりまとめ（素案）においては、改革の期間を6年間延長し、令和8年度から10年度を前期、11年度から13年度を後期の改革実行期間と定め、現時点で休日の部活動の地域移行に着手していない地方公共団体においても、前期の間に着手することを求めることとしています。

1 現状

これまで、本県では、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」を策定し、県の協議会（部活動のあり方検討委員会）や市町との意見交換会、県の部活動改革コーディネーターの活用などにおいて、市町との情報共有や地域移行の課題の検討を行ってきました。

令和6年度に県教育委員会が行った調査では、休日の地域連携または地域移行を実施する部活動は、運動部全1511部活動のうち525部活動で、全体の約35%（うち地域移行：約12%）であり、文化部が全315部活動のうち37部活動で、全体の約12%（うち地域移行：約2%）となっています。

令和6年度の主な取組は以下のとおりです。

① 国の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業

- ・7市町（令和5年度4市町）で実施され、令和8年度末までの休日の部活動の地域移行をめざした環境整備が行われました。

② 部活動の地域移行スタートアップ補助事業（県単補助事業）

- ・国の実証事業の対象外となるが、市町が行う地域移行をめざした取組の支援を行いました。4市町において実施され、大学との連携などの新たな取組が展開されました。

③ 指導者の確保と質の向上

- ・指導者の確保等が各市町共通の大きな課題となっていることから、中学校のスポーツ・文化芸術活動の指導を希望する方と、指導者を必要とする市町や地域クラブ等とをマッチングするWebサイト「みえ地域クラブ活動人材バンク」を、令和7年2月20日に開設しました（令和7年5月8日現在184名登録）。また、指導者の質の向上のため、指導者養成講習会も実施しました。

④ 周知、広報

- ・地域移行に対する県民の理解を図るために、県広報やメディア等を活用し、広く情報発信を行いました。

2 課題

依然として、周知・広報の必要性、指導者の確保と質の向上、受入団体の確保、地域クラブ活動に係る費用負担のあり方などの課題があります。各市町の地域移行に係る協議会において、地域のニーズをふまえ、これらの課題について検討を進めていくとともに、各市町の実態に応じた県の支援が必要となります。

3 今後の取組

① 地域移行についての周知・広報

- ・人材バンクの周知とともに地域移行の理解促進のため、県広報紙やテレビ、新聞広告やラジオ等、各種メディアを通して地域移行についての周知・広報を行います。

② 指導者の確保と質の向上

- ・チラシや広報誌を用いて、人材バンクの周知・広報を行うことで、地域の方々の部活動の地域移行に対する理解を深め、新たな指導者の確保につなげていきます。
- ・県内の大学や運動部を有する企業等に協力を依頼し、市町において指導に携わる方の掘りおこしを行います。
- ・指導者の質の向上については、昨年度に引き続き、J S P O公認指導者資格を取得するための講習会を2回実施します（昨年度は1回実施）。
- ・県スポーツ推進局と連携して、資格取得の講習会や質的充実を図る研修会の案内を行い、指導者の質の向上に取り組みます。

③ 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備

- ・直ちに運営団体・実施主体の確保が困難な市町に対しては、まずは市町が中心となり地域クラブ活動を進めていくなど、新たな運営方法等について、部活動改革コーディネーターが訪問等を行い支援・助言します。
- ・総合型地域スポーツクラブ、競技団体、スポーツ少年団等、スポーツ関係団体や、市町文化協会などの文化芸術団体を対象に、子どもたちの活動の場となる実施主体となっただけなく、引き続き協力を依頼します。また、地域移行が円滑に進められるよう実施主体を統括し、学校との連携や生徒・保護者への情報提供の支援、指導者の管理、資金調達、人材確保などの事務局機能を有する運営団体の設立支援や組織強化の援助を国へ要望します。

④ 財政的支援

- ・部活動の地域連携・地域移行の推進を図ることを目的に、引き続き、国の実証事業と部活動の地域移行スタートアップ補助事業（運動部・文化部両方を対象）を実施し、地域の実情に応じて取組を進める市町を支援します。なお、令和7年度の国の実証事業は、9市町で実施され、そのうち熊野市は、尾鷲市、御浜町、紀宝町、紀北町の4市町と広域的な連携の実証を行う予定です。
- ・各市町が財政状況に影響されず円滑に地域連携・地域移行を進められるよう、恒久的な補助事業の構築や必要な財源の確保、支援の充実を国に要望します。さらに、経済的に困窮する世帯の生徒をはじめ、保護者負担の軽減など、継続して幅広い支援を国に要望します。
- ・費用負担のあり方について、国の実証事業をとおした検討や、過去の実証事業における収支構造例を横展開するなどにより、地域の実情に応じた取組が進められるよう支援・助言します。

参考：部活動の地域移行スタートアップ補助事業（運動部・文化部両方を対象）

（予算額：2,100千円 県補助率1/2）

<主な取組>指導者配置支援

<補助対象経費>報酬、報償費、旅費、役務費

20 健康教育・食育について

1 学校保健の推進

家庭や社会の環境変化に伴い、子どもたちの基本的な生活習慣の確立が難しくなっていることに加え、薬物乱用や性に関する問題等、子どもたちを取り巻くさまざまな課題が顕在化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症のような新興感染症を含む、感染症への対応が必要となっています。

また、アレルギー疾患や心の健康に課題を抱える子どもも増加しており、これらの健康課題に適切に対応し解決するためには、関係機関が連携し、学校教育活動全体で健康教育を推進していく必要があります。

県教育委員会では、これらの現状をふまえ、特に以下の取組を進めます。

(1) 学校保健推進体制支援事業

複雑化・多様化する個別の現代的健康課題を抱える児童生徒たちに対し、養護教諭がより一層きめ細かな心身のサポート・ケアを行える体制の構築や専門性の向上がこれまで以上に求められていることから、退職養護教諭等を大規模で一人配置の学校へ派遣して、定期健康診断や疾病管理等の保健管理、児童生徒等への保健指導や健康相談、感染症に係る衛生管理等の業務について支援を行います。令和6年度は県内小・中・高等学校6校に派遣し、令和7年度も県内小・中・高等学校6校に派遣予定です。

(2) 歯と口の健康づくり

本県の12歳児のDMFT指数（一人平均むし歯数）は、令和5年度は0.71本と、依然として全国平均の0.55本より高くなっています。県教育委員会では、「歯と口の健康づくり」推進地域および推進校を指定し、専門医や学校関係者等による検討委員会を組織し、課題等について協議するとともに、専門医等を学校に派遣しています。

むし歯予防に有効なフッ化物洗口については、県内の小・中学校、特別支援学校を合わせた令和6年度の実施校が73校となり、前年度の67校から6校増加しました。今後も、市町等教育長会議や市町健康教育担当者連絡協議会等において、その有効性や安全性、実施方法などについて説明するとともに、県歯科医師会、県医療保健部と連携して研修会や先進地視察を実施します。さらに、各市町等教育委員会を訪問し、情報提供と実施に向けた協議を行い、フッ化物洗口への理解促進と実施校拡大を図ります。

(3) 熱中症事故防止

今般、全国的に夏季において非常に気温が高く、熱中症による健康被害が懸念されています。児童生徒等の熱中症を防ぐため、暑さ指数（WBGT）等に基づいて学校教育活動の実施の可否を判断し、児童生徒等へ適切に指導を行うこと等が必要です。

県教育委員会では、令和6年6月13日付けで市町等教育委員会と県立学校に「学校教育活動等における熱中症事故の防止に向けた対応について」を通知し、活動場所のWBGTが31以上の場合は「運動は中止する」、WBGTが28以上31未満の場合は「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する」等、WBGTに応じた対応方針を示すほか、「熱中症特別警戒アラート」が発表された時には原則として休校の対応とする等の方針も示し、児童生徒の安全・安心を確保するため熱中症事故防止の徹底を図っています。

さらに、より安全な学校づくりにつながるよう、教職員だけでなく、児童生徒に暑さ指数計の正しい測定方法を指導するなど、適切な熱中症予防行動を行うことができるよう、各学校の熱中症ガイドラインの徹底を図るとともに、積極的に自校の熱中症事故防止の取組を学校通信やメール配信、ホームページ掲載などで保護者に発信、共有するなど、学校、生徒、保護者が一体となって取組を進めてまいります。

（４）感染症対策

学校における感染症対策については、予防、早期発見・早期治療、まん延の防止の3点が重要です。そのため、県教育委員会では、各学校や関係機関がその流行状況等について把握し、感染の予防や拡大の防止に向けた適切な対策を講じることができるよう、学校等欠席者・感染症情報システム（症候群サーベイランスシステム）の適切な運用について周知します。

また、政府や文部科学省から示される通知や留意事項などをふまえ、感染症対策を適切に講じつつ、さまざまな教育活動が円滑にできるよう、また、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように取り組んでいきます。

（５）がん教育

がん教育については、中学校学習指導要領では令和3年度から、高等学校学習指導要領では令和4年度から保健体育の授業で、がんについても取り扱うものとするに記載されています。

子どもたちが、発達段階に応じてがんについて学び正しく理解することを通じて、自他の健康と命の大切さについて主体的に考えることができるよう、国の外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業を活用して、がん教育を推進します。

また、医療機関や市町等教育委員会、がん経験者、県行政関係者からなる協議会を開催するとともに、教職員等を対象に研修会を開催し、小中学校および県立学校のがん教育授業に外部講師を派遣します。

（６）性に関する指導

性に関する指導は、学習指導要領に基づき、保護者の理解を得て計画性をもって行うことが重要であり、児童生徒の発達段階をふまえ、学校教育活動全体を通じて指導することが大切です。

その上で、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取ることができるよう、各学校の状況に応じて、希望する県立学校に産婦人科医や助産師等を派遣するなど、性に関する指導を行います。

（７）薬物乱用防止教育

薬物乱用と健康との関わりについて、子どもたちが早い時期から認識を深められるよう、関係機関と連携して薬物乱用防止教室や教職員を対象にした指導者講習会を開催します。

（８）若年層（高校生）の献血

高校生が献血の意義や制度について理解し、自ら行動できる態度を育成するため、医療保健部や県赤十字血液センターと連携し、自主的な献血につながるよう「献血セミナー」を見直すとともに、献血バスの導入、献血ルームの利用促進について、引き続き働きかけていきます。

２ 学校給食と食育の推進

健康な生活を送るために健全な食生活は欠かせないものですが、不規則な食事や朝食欠食等、子どもたちの食生活には、さまざまな状況がみられます。

また、地域の食文化や地場産物、生産者等について関心を高めるとともに、地産地消についての意識を醸成するため、学校給食等を活用した食育の推進が求められています。

さらに、学校給食については、安全・安心な学校給食の実施に向け、食品の安全確保や食中毒、異物混入、誤嚥の未然防止を含めた衛生管理の徹底を図る必要があることに加え、食物アレルギーの児童生徒が年々増加していることから、安全性を最優先した適切な対応が求められています。

これらの状況をふまえ、以下の取組を進めます。

（１）学校における食育の推進

①朝食摂取率向上

子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけるとともに、朝食をしっかりと食べる習慣の定着に向けて、「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を実施します。入賞作品を中心に、紹介動画を作成し、県ホームページに掲載します。市町等教育委員会や関係部局と連携して児童生徒の取組を推進するとともに、家庭への啓発の機会として活用します。

②教職員の資質向上と指導の充実

学校における食に関する指導は、学級担任や教科担任等と栄養教諭が連携し、給食の時間や教科の学習、特別活動など学校教育活動全体で取り組んでいます。

さらに、食に関する指導をより充実させるために教職員や市町教育委員会担当者を対象とした講習会を開催し、専門家による講演や県の事例の情報共有等をおして、教職員の資質向上を図り、食育を推進していきます。

③「食育月間」および「食育の日」等に係る取組

国の食育推進基本計画で定めた「食育月間（６月）」、第４次三重県食育推進計画などにに基づき、県農林水産部と連携して、学校における食育の推進を図ります。学校の取組事例を集約し、県ホームページで紹介するとともに、市町等担当者に情報共有し、取組を広めます。

（２）学校給食における地場産物の活用推進

①「みえ地物一番給食の日」の取組

毎月第３日曜日をはさんだ前後１週間に「みえ地物一番給食の日」を設定し、地場産物を活用した学校給食や食育の取組を推進します。また、各地域の取組（給食献立・食育）を県ホームページで紹介し、周知を図ります。

②地場産物活用率向上の取組

県内の地場産物活用率の高い献立や公益財団法人三重県学校給食会の開発食材の活用について、市町等教育委員会に情報提供します。また、県農林水産部と連携し、生産者団体等へ各地域での地場産物活用における課題等の情報共有を行い、学校給食への地場産物活用率向上を図ります。さらに、各地域の栄養教諭の代表が参加する会議で、規格や価格、配送等について事業者と協議し、収穫後掘り切れなかった筍を原料とした桑名産のメンマ水煮等、地域の特色を活かした地場産物を使った学校給食用加工品を開発する取組を行います。引き続き、食を通じた地域の理解が進むよう、食育の一層の推進を図ります。

（３）学校給食における安全管理の徹底

①「異物混入対応方針」の周知・徹底

県教育委員会が作成した「異物混入防止等対応方針」と「学校給食における異物混入・ヒヤリハット事例集」に基づき、学校給食関係者への担当者会等を通じて周知・徹底を図り、学校給食への異物混入の防止を図ります。

②学校給食における窒息事故の防止

学校給食における窒息事故については、給食時間における適切な指導により、未然に防ぐことが大変重要です。注意喚起文書の発出、市町担当者会等の機会をとらえて、周知徹底を図ります。

③食物アレルギー対応

食物アレルギーを有する児童生徒に対し、各学校や地域の実態に応じた適切な対応が行われるよう、市町等教育委員会へ最新のアレルギー情報を提供する等の支援を行います。また、県教育委員会が作成した「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」や「学校におけるアレルギーヒヤリハット・発症事例集」による適切な対応について、担当者会等の機会を活用し、周知徹底を図ります。

④衛生管理等に係る周知

「学校給食による食中毒」、「学校給食への異物混入発生」、「学校給食における窒息事故」、「食物アレルギーによるアナフィラキシー」等について、市町等教育委員会担当者連絡協議会の機会を活用し、県教育委員会が作成した「学校管理下における危機管理マニュアル」による適切な対応の周知徹底を図ります。

⑤個別対応食ガイドブック

県立特別支援学校での個別対応食の実践をとりまとめ、市町の小学校・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒への対応にも使用できるガイドブックを作成しました。その後、「学校給食の安全と充実に向けた講習会」で、県子ども心身発達医療センターにおける実践を紹介し、個別対応食の提供等に関する理解を深める取組を行っています。今後は、摂食が困難な児童生徒に提供する学校給食について、県立特別支援学校の実践を情報共有しながら研究を進め、必要に応じて追補資料の発行を行います。

2 1 社会教育について

1 社会教育推進体制の整備

(1) 現状

「社会教育法」に基づき、社会教育の推進を図るため、PTAや子ども会等の社会教育関係団体や、NPO等の団体、大学等の高等教育機関、放課後子ども教室や家庭教育支援の関係者等、さまざまな主体と連携し、社会教育施設の設置・運営や講座の開設など学習環境の醸成を図っています。

- ① 三重県社会教育委員から、本県社会教育施策について、広い視野から長期的な視点で提言をいただくとともに、市町社会教育関係者の取組を活性化させるためのネットワーク構築に向けた議論を進めています。
- ② 社会教育主事、社会教育委員、社会教育施設の関係者等の資質向上と連携強化を図るため、研修や情報交換を行い社会教育推進の体制を整備しています。
- ③ 地域課題の解決に向けた公民館等社会教育施設の活性化促進や、地域と学校をつなぐコーディネーターの育成および資質向上を図るため、講習や講座等を開催しています。

(2) 課題

社会教育の推進と地域の教育力向上を図るため、社会教育関係団体等が情報を共有し、協働できる環境を整備するとともに、地域と学校をつなぐコーディネーターの新たな人材発掘や後継者育成を進めていく必要があります。

(3) 今後の対応

各地域で学びを通じた人づくりやつながりづくり、地域づくりが展開され、「一人ひとりの幸せ」や「持続可能な地域社会」を実現できるよう、関係団体等をつなぐネットワークの強化に取り組みます。

また、公民館等の社会教育施設において地域課題の解決に資する学びの場が創出されるよう講習等を実施するとともに、地域と学校をつなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催し、社会教育に携わる人材の育成に取り組みます。

2 子どもの読書活動推進

(1) 現状

「本よもうねっとプランー第五次三重県子ども読書活動推進計画ー」を策定し、家庭、地域、学校と連携し、発達段階に応じて、子どもたちがさまざまな図書にふれる読書機会の拡充や、読書に親しむ習慣形成の取組を進めています。

- ① 子ども読書活動推進会議を開催し、専門的な知識や実践に基づく幅広い意見をいただき、活動活性化の検討を行っています。
- ② 幼少期の子どもたちが本を身近なものと感じ、読書を楽しむことができるよう、「家読（うちどく）」の一層の普及啓発や、中学生・高校生が本を紹介し合うビブリオバトル※1など、さまざまな図書にふれる機会の拡充を図っています。

※1 発表者が本を紹介し、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。

- ③ 家庭や学校、地域の方々、企業、団体などの多様な主体が出会い、読書を通じて交流する機会を創出するためのネットワークである「本よもうねっとM I E」の会員（令和6年度末の会員数416）の拡大を図り、SNSやメルマガで読書活動に関する情報を発信し、会員が持つさまざまな資源を活用できるよう連携を進めています。

(2) 課題

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであるため、子どもに読書の魅力を伝え、発達段階に応じた読書活動を推進していく必要があります。

(3) 今後の対応

県内の高校生や学校司書、書店員等に、読んでほしいおすすめの本や、三重県にゆかりのある本を推薦してもらい、投票で上位の本を「本よもうねっとM I E」1周年記念イベントで紹介するとともに、図書館や書店で周知することで、県民のみなさんが本に興味を持ち、読書につながる環境を整えます。

また、各種研修会・イベントの実施を通じて、学校図書館の活性化の取組事例を広く周知するとともに、読書活動を支える人材の育成を行います。

引き続き、「本よもうねっとM I E」の会員の拡大を図り、SNSやメルマガで情報を発信するとともに、ブックドライブ※2の実施拡大等、連携した取組を進めます。

※2 読み終えた本を寄付し、新たな読み手に届ける取組。

3 青少年教育施設

(1) 施設の概要

青少年教育施設は、体験活動を通じて基本的な能力を育み、心身ともに健全な青少年の育成を図るため設置されています。県においては、鈴鹿青少年センター（昭和 60 年開設）と熊野少年自然の家（昭和 52 年開設）を設置し、それぞれ指定管理者が運営しているところです。

指定管理者のもと来館者の安全安心を確保し、より魅力ある施設となるよう、多くの方が学び楽しむことができる学習プログラムやイベントを開催します。

(2) 鈴鹿青少年センター（スズカト）

令和 6 年 4 月のリニューアルオープン後、県内外から多くの利用があり、令和 6 年度の延べ利用者数は目標の 58,000 人を大きく上回る、98,000 人を超える利用がありました。今後も、リニューアルした施設を効果的に広報することで利用者の拡大を図ります。

また、運営状況等をモニタリングすることで要求水準が満たされ、青少年をはじめとした幅広い世代が集い、交流できるよう、民間活力を活用した施設の管理・運営を進めます。

【コンセプト】

青少年をはじめとした、幼児から高齢者までの幅広い世代が、自然に親しみ、学び、楽しみながら心身の健康維持や学習活動等を行うことができ、県内外の方々が集い、にぎわい、つながるような施設、空間をめざします。

【P F I 事業契約の内容】

契約期間 : 令和 4 年 3 月 24 日から令和 23 年 3 月 31 日まで

契約金額 : 5,072,954,499 円（うち令和 7 年度 134,237,600 円）

契約相手方 : 鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社

※ 本事業のために設立された S P C（特別目的会社）

契約内容 : ・センターの設計・改修およびセンターと森公園の運営・維持管理
・金利変動によるセンターの整備費[割賦支払金]改定に伴う変更[令和 6 年 6 月]
・物価変動によるセンターの運営・維持管理費および修繕・備品更新費改定に伴う変更[令和 8 年度以降（予定）]

(3) 熊野少年自然の家

熊野少年自然の家については、平成 22 年度から指定管理者制度を導入しており、引き続き令和 5 年度から 5 年間の指定管理者を選定しました。

引き続き、管理者と連携し、心身ともに健全な青少年が育成されるよう、豊かな自然環境を活用して、集団宿泊体験や自然体験活動の機会を提供します。

また、利用者にとって快適な環境を提供するとともに、施設の老朽化に伴う合併処理浄化槽及び給湯管の改修工事を実施するなど、施設の適正な維持管理を行います。

【施設運営の基本的な方向性】

学校、スポーツ少年団等の社会教育関係団体、地域の自治会等住民団体その他の多様な主体と連携し、子どもたちの体験学習の機会の拡充と利用者の拡大を図り、少年の健全育成に寄与します。

また、施設の安全管理に努めるとともに利用者の視点に立って効果的な管理運営を図っていきます。

【指定管理協定の内容】

指定期間 : 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

指定管理料 : 215,011,289 円 (うち令和 7 年度 42,671,000 円)

協定相手方 : 有限会社熊野市観光公社

協定内容 : 熊野少年自然の家の運営・維持管理

2 2 文化財の保存・活用・継承について

1 文化財を保存・活用・継承する意味

文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財、文化財の保存技術に区分されます。

こうした文化財は、我が国の特色ある歴史的風土の中で育まれ、今日まで守り伝えられたものです。我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。そのため、文化財は貴重な国民的財産として今後も適切に保存され、地域への愛着や誇りを育むための人づくりや地域づくり等に有効に活用され、後世へと確実に継承していく必要があります。

令和2年度、県教育委員会では「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、本県における文化財の保存・活用・継承について、その基本的な方向性を明確にするとともに、県内においてその取組を地域社会総がかりで進めていくうえでの共通の基盤を示しました。

2 現 状

(1) 文化財の件数

本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ、国および県指定等の文化財が、令和7年3月末現在、1,236件あります。このほか、市町指定等の文化財が1,812件、埋蔵文化財が約14,500か所あります。

(令和7年3月31日現在)

種 別	国指定等	県指定等	合計	備 考
有形文化財	192	365	557	建造物、美術工芸品等
無形文化財	1	2	3	工芸技術等
民俗文化財	11	63	74	生業、民俗芸能等
無形民俗文化財	10	38	48	
有形民俗文化財	1	25	26	
記念物	85	166	251	遺跡、庭園、動物、植物等
その他	340	11	351	
伝統的建造物群保存地区	1	—	1	
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	15	11	26	
登録有形文化財（建造物）	321	—	321	
登録有形民俗文化財	1	—	1	
登録記念物	2	—	2	
合 計	629	607	1,236	

(2) 文化財の保存・活用・継承への対応

① 文化財の調査と指定

文化財を将来にわたって保存、継承するため、県にとって特に重要な文化財については、県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、「三重県文化財保護条例」に基づき指定を行っています。また、全国的にみて貴重な文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを行います。

② 文化財の現状把握と支援

国・県指定等の文化財の保存状況や、天然記念物の生息状況等を把握するため、県教育委員会では文化財保護指導委員を任命し、文化財巡視や必要な調査を行っています。また、修復や再生、継承のための取組を要する文化財については、それぞれの実情に応じた支援をするとともに、国および県の補助事業により財政的支援も行っています。

<地域文化財総合活性化事業>

文化財の修復・整備等の事業とあわせ、事業者による活用事業を行うことで、文化財を生かした魅力ある地域づくりにつなげる活動を支援しています。

年度	件数	補助額	補助率
令和6年度	45 件	90,000 千円	国指定：県 10%以内（国 50%） 県指定：県 50%以内
令和7年度	44 件（予定）	90,000 千円	

(3) 三重県文化財保存活用大綱(県)の策定と文化財保存活用地域計画(市町)作成の支援

平成31年4月に施行された改正文化財保護法に基づき、令和2年7月、県教育委員会では「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、本県における文化財の保存・活用・継承の取組を地域社会総がかりで進めていくうえでの共通の基盤を示し、策定以降その周知に努めています。

また、市町においては、域内における文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を都道府県の大綱を勘案して作成できることが改正文化財保護法にて示されました。

県は大綱に基づき、地域計画作成に対して市町の実情に応じた支援を行っています。

<作成の現状>

○文化庁認定済 明和町（令和2年12月認定） 伊賀市（令和5年7月認定）
四日市市（令和5年12月認定） 鈴鹿市（令和6年12月認定）

3 課 題

文化財には、経年劣化、過疎化・少子高齢化等による後継者や担い手の不足、自然災害の多発、防災・防犯対策等、多くの課題があり、その保存と継承が年々厳しくなっています。また、自然環境の変化や開発等による貴重な動植物の絶滅等が危惧されています。そのため、行政による技術的・財政的支援の必要性が増しています。

文化財の保存・活用・継承を進めるためには、多くの県民が文化財について学び、親しみ、その価値を理解することが大切であり、地域住民を中心としたさまざまな主体の参画によって、文化財を保存、継承し、積極的に活用していく魅力ある地域づくりに向けた取組が求められています。

また、江戸時代（近世）から第二次世界大戦（太平洋戦争）終戦時（近代）にかけての文化財については、保護の定義や基準について国の明確な方針が示されておらず、保護すべきかどうかの判断や、調査および保護にかかる十分な法的根拠や費用負担のあり方といった課題があります。

さらに、近年の気候変動は、想定外の自然災害を日本列島に引き起こしており、発生が危惧される南海トラフ地震でも甚大な被害をもたらすと想定されています。守り伝えられてきた文化財が地域の象徴として大きな役割を果たすことがあり、文化財を自然災害からどのように守っていくかが大きな課題となっています。

4 今後の対応

（１）市町による文化財保存活用地域計画の作成支援

三重県文化財保存活用大綱に基づき、文化財を人づくり・地域づくり等の核となる生きた財産として保存・活用・継承していくための取組を、市町や所有者等と連携して推進します。また、市町における文化財保存活用地域計画の作成が進むよう、市町に対し積極的に支援をしていきます。

修復や再生、継承のための取組を要する文化財については、市町や所有者、保持団体等の思いに寄り添いながらそれぞれの実情に応じた支援や助言を行います。

（２）文化財に関わる人材の育成

文化財の保存・活用・継承につなげるため、国宝・国指定文化財等の県が誇る文化財、文化財の保護・保全活動の現状等について、展示会、講演会、インターネットや各種メディア等を通じた情報発信等を積極的に行います。また、「みえ祭探検隊」「なんでも実験考古学」など、文化財の保存・活用・継承の普及啓発イベントの実施を通して、今後もさまざまな形で文化財に関わることのできる人材となってもらうことをめざします。

（３）文化財の指定および天然記念物の保護

県内に存在する文化財の情報収集・調査を積極的に行い、新たに価値が認められた文化財について、指定等の手続きを的確に進め、保護を図っていきます。天然記念物の保護に関しては、最新の調査状況をふまえ、環境変化に合った適切な保護ができるよう保護管理指針の見直しを行います。

（４）世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加指定および保存・管理

① 世界遺産追加指定への対応

追加指定に向けて関係市町と意見交換・協議を進めるとともに、広く県民を対象とした講演会等を開催し、資産の保存・活用への多様な主体の参画を促進します。

② 保存・管理

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が良好に保存・管理されるよう、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会を通じて、奈良・和歌山両県や関係市町等と連携して取り組んでいきます。

（５）無形民俗文化財の保存・継承への取組

国の重要無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」については、鳥羽市・志摩市・関係団体等と連携し、ユネスコ無形文化遺産登録をめざして引き続き情報発信等に取り組みます。また、国の重要無形民俗文化財「伊勢太神楽」「御頭神事」については、桑名市・伊勢市・関係団体等と連携し、「民俗芸能・神楽」としてユネスコ無形文化遺産登録をめざします。

その他、継承の危機にある県内祭礼行事などの無形民俗文化財について、映像記録の作成やそのデジタル化などアーカイブ化を進めるとともに、その魅力を伝える講座やイベントなどの取組を進めます。

（６）近世・近代の埋蔵文化財の取り扱いについて

近世・近代にかけての文化財の保護・活用には多くの課題がありますが、郷土の歴史を後世に伝える貴重な資料であると考えています。そのため、国や他県の動向を注視しながら、その保護のあり方について市町に意見照会を行うとともに、有識者の意見をふまえ、文化財としての保護の基準や方針について検討を進めます。

（７）災害発生時における文化財対応

災害発生時には文化財レスキュー活動が円滑に行われるよう、県の関係部局・市町・文化財所有者等との連携を強化するとともに、文化財情報の収集・整備・共有を行い、文化財保護指導委員には文化財レスキューのためのスキルアップ研修を行います。また、大規模災害発生時には、国・国立文化財機構文化財防災センターに救援要請し、広域的な協力を受けられるよう調整します。

（８）文化財専門職員の育成

市町職員等に対し、実践的な研修を実施し、文化財の専門的な技術や知識の向上に取り組めます。また、文化財を適切に保存・活用・継承する専門知識を持った人材育成のため、国・県等が実施する各種の会議・研修への参加を広く積極的に呼びかけを行います。

（９）埋蔵文化財センターの収蔵庫の整備

県内の公共事業等で出土した貴重な埋蔵文化財を適切に保管するため、埋蔵文化財センター嬉野分室に、恒温恒湿収蔵庫や３階建て収蔵庫（まいぶん蔵）を建設するほか、展示施設や便益施設を整備し、県民が文化財を活用しやすい環境を整えます。

2 3 教職員の資質向上について

1 教職員の資質向上に係る考え方

社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となっており、これからの学校には、一人ひとりの子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

そのため教職員は、子ども一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支援する役割を果たすことができるよう、教職生活全体を通じて新しい知識や技能を学び続ける必要があります。さらに、学校が抱えるさまざまな課題の解決に向け、組織的・協働的に取り組む姿勢も必要となっています。

本県においても、学校における教職員の年齢構成が変化し、経験豊かな教員の指導技術の継承が難しくなっている状況も生まれています。また教員のICT活用指導力など、学ぶ内容や学び方の変化等に対応して求められる資質・能力もあり、これまで以上に組織的、計画的な人材育成を行うことが求められています。

研修担当（県総合教育センター）では、教職員が経験や職種に応じて身につけるべき資質・能力を示した「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」をふまえ策定した「令和7年度三重県教職員研修計画」に基づき、教職に必要とされる素養や専門性に係る研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。

2 令和7年度の教職員研修の重点取組

（1）「令和7年度三重県教職員研修計画」に基づいた質の高い研修を実施

- ① 全ての教職員の資質・能力の向上に向けて、職種や経験に応じた法定・必修研修を系統的かつ体系的に実施します。また、研修内容の見直しや実施方法等の改善を図り、より効果が高まる研修を実施します。
- ② 学校における授業改善や教育活動が組織的かつ計画的に推進されるよう、マネジメント力の向上に向けた研修を実施します。さらに、新任管理職研修に加えて、2、3年目の管理職等を対象に、時代や社会の変化に対応した管理職として必要なマネジメント能力を高める研修を実施します。

（2）学習指導要領に対応した研修を実施

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が推進されるよう、「教科等研修」や「授業研究推進リーダー育成研修」等において、より実践的な研修を実施します。
- ② 文部科学省の「生徒の英語力向上推進事業」の委託を受け、教員の英語指導力向上に向けた研修等を実施します。
- ③ 教員一人ひとりが、1人1台学習端末等のICT機器を効果的に活用した授業が実践できるよう、ICT活用指導力向上に向けた研修を実施します。

(3) 自己肯定感を涵養する教育に係る研修の実施

- ① 自己肯定感を涵養する教育推進事業として、子どもたちが、学ぶ楽しさやわかる喜びを得られる授業改善や、「自分も一人の人間として大切にされている」という実感等が得られる学校づくりの推進に取り組みます。学校単位であったモデル校を中学校区、地域等、広域での支援もできるよう拡大し、効果的な授業づくりや学校づくりに向けた校内研修支援等に取り組み教職員の資質向上を図ります。【一部新規】
- ② 児童生徒の自己肯定感の涵養に向けて、職種やステージに応じて実践力を高める法定・悉皆研修を実施します。
- ③ 県内の好事例をふまえ、受講者同士で協議を深める研修を実施し、各校での実践につなげます。

(4) 自他の生命と人権を大切にする教育が推進されるための研修を実施

いじめ問題への組織的な対応や児童生徒、保護者への支援のあり方等について学ぶ研修、子どもたちのレジリエンス力を育むための研修、不登校児童生徒への早期からの支援、学校における組織的支援を行うための研修を実施します。

(5) 研修に参加しやすい環境の整備

- ① 集合研修とWeb会議システムを活用した双方向型研修、オンデマンド研修を効果的に組み合わせた学びの支援を実施します。
- ② 市町等教育委員会や県内教育研究所等と連携して地域で、今日的教育課題に対応したブロック別研修を実施します。(69 講座実施予定)

(6) 若手教員（新規採用者および教職経験2～3年次）の育成支援事業（若手教員が自ら学べるオンデマンド教材）【新規】

教職経験2～3年目の教員が、自身の抱える課題の解決方法を見出し、教職のやりがい等を実感できるよう、自ら学べるオンデマンド研修用コンテンツを作成し、若手教員の資質の向上を図ります。

加えて、若手教員が自信を持って子どもたちに向き合えるよう、初任者研修では、テーマに沿った協議の時間を設けたり、疑問を出し合う交流の時間を設けたりすることで、悩みの軽減や同僚性の向上を図ります。

3 令和7年度の教職員研修の概要

(1) 経験や職種に応じた研修（年間のべ219講座）

悉皆研修（※経験年数やその職務に応じて全員が必ず受ける研修）を年間のべ219講座実施します。

令和7年度も、コンプライアンス等の素養や、授業力等の高い専門性を身につける研修、人権教育、特別支援教育、不登校児童生徒への支援やいじめへの対応について学ぶ研修を、教職員の負担を配慮しつつ実施します。また、児童生徒の自己肯定感を涵養する教育について学ぶ研修を実施するとともに、人権教育に係る研修の充実を図ります。

(2) 専門性を高める研修（希望研修）

① 授業力の向上（年間 43 講座〈のべ 58 講座〉）

子どもたちの学力向上と主体的・対話的で深い学びの実現や、学びを通じた自己肯定感を涵養する教育の推進に向け、授業力、実践的指導力の向上につながる教員のライフステージに応じた研修を実施します。

高い専門性の向上につながるよう、司書・司書教諭研修（1 講座）、実習助手研修（4 講座）、校務担当職員研修（3 講座）等を実施します。

また、三重県教育ビジョンの推進に向けた複式学級についての研修（1 講座）を継続するとともに、若手教員支援研修（2 講座）および探究的な学びについての研修（3 講座）を新たに実施します。

② 教育課題への対応力の向上（年間 29 講座〈のべ 43 講座〉）

ア テーマ研修

人権教育や特別支援教育等、喫緊の教育課題に対応したテーマ別の研修を、22 講座（のべ 34 講座）実施します。人権教育研修では、部落問題をはじめ、L G B T 等個別的人権問題を解決するための教育や授業等での具体的な取組を学ぶ研修を実施します。また、不登校児童生徒への支援方法を学ぶ生徒指導研修や、いじめのない学級づくりを学ぶ学級経営研修等、9 つのカテゴリで研修を実施します。

イ ICT 活用指導力向上に向けた研修

学習指導要領の趣旨・内容をふまえ、学校教育の情報化を担う教員を育成することから、教員一人ひとりの ICT 活用指導力の向上に向けた研修を 7 講座（のべ 9 講座）実施します。

（ア）情報教育研修

授業で ICT を活用して指導する能力や子どもの ICT 活用を指導する能力等を高めるため、情報リテラシーや思考ツールの有効な活用方法を学ぶ研修等（5 講座）を実施します。あわせて、端末の効果的な活用を推進し、生徒の主体的な学びや協働的な学びを進めるための放課後 ICT 活用研修「学年等に応じた ICT 活用放課後研修」と「授業での ICT 活用放課後研修」（年間 4 回予定）を遠隔研修で実施します。

（イ）教員 ICT 活用地域研修

地域のニーズに応じて、1 人 1 台端末を活用した実践交流や、教科指導等における ICT 機器の効果的な活用法等について研修を実施します。

③ 英語教育に関する研修 年間 20 講座〈のべ 30 講座〉

英語教育を取り巻く環境が大きく変化する中、個々の教員が一人で取り組むのではなく、学校間、市町間、自治体間でそれぞれの事例を共有し、課題に共に向き合う体制づくりが必要です。そこで、令和 7 年度も文部科学省の「生徒の英語力向上推進事業」を引き続き受託し、英語教育の改善に向けて、以下の 4 点に取り組みます。

ア ICT を活用した児童生徒の英語力向上に係る取組（各校種で実施）

イ 児童生徒の英語力向上に係る事例の普及に重点を置いた教員研修の実施

ウ 県外の先進地域への視察および情報収集

エ 市町教育委員会等との連携（小学校英語ブロック別研修や中学校英語地域別研修を実施）

④ 教育相談に関する専門性の向上（年間 26 講座）

子どもたちの気持ちを受け止め、寄り添った対応ができるよう、教職員の教育相談に係る資質の向上をめざし、経験に応じた研修を年間 26 講座実施します。

また、令和 7 年度も引き続き、不登校に係る研修に重点を置き、不登校児童生徒やその保護者の心の理解を深めるため、第 2・3 ステージの教員を対象としたステップアップ研修において、現代の不登校をめぐる課題について学ぶ研修を実施します。さらに、地域における不登校支援の中核となる人材を育成するため、教育相談地域支援研修を実施し、事例検討を中心とした研修を行い、実践力向上を図ります。また、新たに校内教育支援センター指導員を対象とした研修を実施し、教育相談に係る資質・能力の向上を図ります。

（3）中核的リーダーを育成する研修

組織的な教育活動を推進する学校の中核的リーダーとなる教員を育成する、学校組織マネジメントリーダー育成研修、授業研究推進リーダー育成研修、教育相談リーダー育成研修を実施します。

（4）出前研修

地域や学校の課題に応じて校内研修等の支援を行うことで教員一人ひとりの授業力向上および授業改善等、教育活動や学校運営の質的向上を図るために、依頼のあった学校、市町等教育委員会の授業研究や学校マネジメントの推進に係るニーズに合わせて、集合研修や遠隔研修で実施します。

（5）外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修

平成 29 年度から独立行政法人教職員支援機構と連携し、全国の学校関係者および教育委員会の指導主事等を対象に、日本語指導に関する専門的な知識や手法について学ぶ研修を実施しています。その中で、先進的に日本語指導に取り組んでいる県内公立学校等の視察を行い、三重県の取組を全国に発信しています。

4 指導に課題のある教員に対する研修

（1）教員フォローアップ研修

自らの指導に不安や課題を感じている教員、あるいは、授業等の指導力の向上を図る必要があると考えられる教員を対象に、学校訪問研修やセンター研修をとおして、教員自身がこれまでの実践を見つめ直したり、校長等から指導助言を受けたりして、教員としての素養や資質・能力の向上を図ることができるよう、年間を通じて個々の課題に応じた研修を実施します。

（2）スキルアップ研修（年間 10 講座）

教職経験 5 年目までの教諭と臨時的任用講師を対象に、授業づくり（3 講座）、学級づくり（4 講座）、生徒指導（1 講座）、人間関係づくり（2 講座）等に関する基礎・基本を学ぶ講座を希望研修として実施します。